

# 西伊豆町 地球温暖化対策実行計画

( 区域施策編・事務事業編 )  
(案)



令和8年 月

静岡県 賀茂郡 西伊豆町

# 目 次

## 第1編 序章

### 第1章 計画策定の背景

1. 地球温暖化とは ..... 1
2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向 ..... 2
3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向 ..... 3

### 第2章 計画の基本的事項

1. 本計画の目的 ..... 5
2. 本計画の位置付け ..... 5
3. 計画期間 ..... 6

## 第2編 区域施策編

### 第1章 区域施策編における基本的事項

1. 対象地域 ..... 7
2. 基準年度 ..... 7
3. 対象とする温室効果ガスの種類 ..... 7

### 第2章 温室効果ガス排出量の現況と削減目標

1. 温室効果ガス排出量の算定方法 ..... 8
2. 温室効果ガス排出量の現況推計 ..... 9
3. 温室効果ガス排出量の将来推計 ..... 22
4. 温室効果ガス排出量の削減目標 ..... 26

### 第3章 再生可能エネルギーの導入目標

1. 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル ..... 33
2. 再生可能エネルギーの導入目標 ..... 47

### 第4章 脱炭素社会の将来ビジョンと基本方針

1. 将来ビジョンの検討 ..... 50
2. 将来ビジョンとその実現に向けた基本方針 ..... 60

### 第5章 脱炭素シナリオ・施策

1. 脱炭素シナリオ ..... 62
2. 施策 ..... 64

### 第6章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制 ..... 77
2. 進行管理 ..... 78

## 第3編 事務事業編

### 第1章 事務事業編における基本的事項

- 1. 対象範囲 ..... 79
- 2. 基準年度 ..... 79
- 3. 対象とする温室効果ガスの種類 ..... 79

### 第2章 温室効果ガス排出量の現況と削減目標

- 1. 温室効果ガス排出量の現況推計 ..... 80
- 2. 温室効果ガス排出量の削減目標 ..... 88

### 第3章 目標達成に向けた取組

- 1. 基本方針 ..... 91
- 2. 目標達成に向けた取組 ..... 92

### 第4章 計画の推進と進行管理

- 1. 計画の推進体制 ..... 100
- 2. 進行管理 ..... 101
- 3. 進捗状況の公表 ..... 101



第 1 編

# 序章





# 第1章 計画策定の背景

## 1. 地球温暖化とは

地球温暖化とは、大気中の温室効果ガスの増加に伴い、熱の吸収が増え、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。地球温暖化が進行すると、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの影響、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康など人間への影響といった、人間の生活や自然の生態系に様々な影響を及ぼすことが予測されています。

2023（令和5）年3月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書統合報告書の中で、以下に示す事項が示されています。

【IPCC第6次評価報告書統合報告書の中で示された事項（一部抜粋）】

- 人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011～2020年に1.1℃の温暖化に達した。
- 大気、海洋、雪氷圏及び生物圏に広範かつ急速な変化が起こっている。人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしている。このことは、自然と人々に対し広範な悪影響及び関連する損失と損害をもたらしている（確信度が高い）。



図 1-1 地球温暖化のメカニズム

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<https://www.iccca.org/>）を参考に作成

## 2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

1992（平成4）年、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意し、同条約に基づき「国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）」が1995（平成7）年から毎年開催されています。

2015（平成27）年12月にフランス・パリにおいて開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）では、京都議定書（1997（平成9）年採択）以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「**パリ協定**」が採択され、以下に示す世界共通の長期目標が掲げられました。

### 【パリ協定で掲げられている世界共通の長期目標】

- 世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて**2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える**努力を追求すること
- **今世紀後半には、温室効果ガスの人為的な排出と吸収源による除去の均衡を達成**するよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って急激に削減すること

また、2018（平成30）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、温室効果ガス排出量を2050（令和32）年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量と吸収量による除去量を差し引きゼロにするネット・ゼロ<sup>1</sup>を目標として掲げる動きが広がりました。

### 【ネット・ゼロとは】

温室効果ガスの「排出量」と森林管理などによる「吸収量」の差し引きゼロ  
⇨ 温室効果ガスの排出を全体としてゼロ

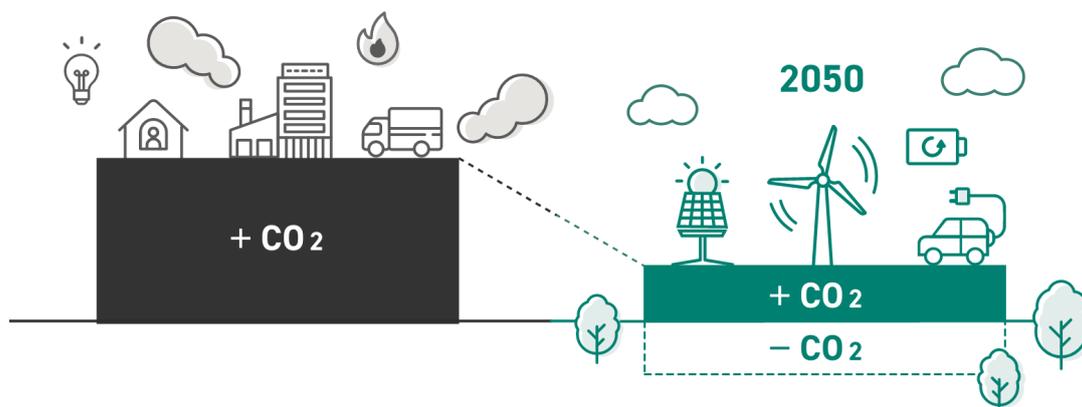


図 1-2 ネット・ゼロの概念

出典：脱炭素ポータル（環境省）

<sup>1</sup> 「カーボンニュートラル」という用語もあるが、西伊豆町地球温暖化対策実行計画では、固有名詞等の場合を除き、国際的な文脈における一般的な用語である「ネット・ゼロ」を用います。

### 3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向

#### 3.1 国内の動向

パリ協定などの国際的な動向を踏まえ、2020（令和2）年10月に、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、**2050年カーボンニュートラル宣言**を行いました。

この宣言を踏まえ、翌年2021（令和3）年3月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）の一部を改正し、**2050年脱炭素社会の実現が基本理念として法律に位置付けられました**。同年4月には、地球温暖化対策推進本部において“**2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比で46%削減することとし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく**”旨が公表され、この目標を掲げた「地球温暖化対策計画」が同年10月に閣議決定されました。

2025（令和7）年2月に改定された「地球温暖化対策計画」では、引き続き“2030（令和12）年度に温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することとし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく”ことを目指し、徹底した省エネルギー化や脱炭素電源の導入・利用等、あらゆる分野で、できる限りの取組を進めることが示されました。さらに、世界全体での1.5℃目標を達成するべく、2050年ネット・ゼロの実現に向けた野心的な目標として“**2013（平成25）年度比で2035（令和17）年度において60%削減、2040（令和22）年度において73%削減**”を掲げており、2050年ネット・ゼロの実現を見据え、既に利用可能な技術・設備の導入拡大や技術革新及びその社会実装等を推進することが示されました。



図 1-3 2050年ネット・ゼロの実現に向けた削減目標

出典：「地球温暖化対策計画の概要（令和7年2月、内閣官房・環境省・経済産業省）」

また、政府は自らの事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減に向け、「地球温暖化対策計画（令和7年2月18日、閣議決定）」に即した『政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）』を2025（令和7）年2月に閣議決定しました。この中で、政府全体の温室効果ガス排出量を“**2013（平成25）年度比で2030（令和12）年度において50%削減、2035（令和17）年度において65%削減、2040（令和22）年度において79%削減**”という削減目標が掲げられました。これらの目標達成に向け、省エネルギー対策を従来以上に徹底することや太陽光発電の庁舎等への導入を始めとした再生可能エネルギーの活用等、実行可能な削減対策に政府自らが率先して取り組む方針が示されました。

## 3.2 静岡県の動向

静岡県では、国の動向を踏まえ、2021（令和3）年2月に **2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを表明**しました。その後、2022（令和4）年3月に2050（令和32）年までの脱炭素社会の実現を見据えた「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しており、“**2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46.6%削減することとし、更なる高みを目指す**”ことが目標として掲げられました。

また、「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の削減目標を達成するために、2023（令和5）年3月に「静岡県庁温室効果ガス削減アクションプラン（事務事業編）」を策定しており、“**2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で55%削減**”することを目標に掲げ、県が率先して脱炭素化を実行する方針が示されました。

なお、静岡県内では、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体（以下、「ゼロカーボンシティ」という。）が図1-4に示すとおり、35市町中24市町（2025（令和7）年9月時点）存在しています。

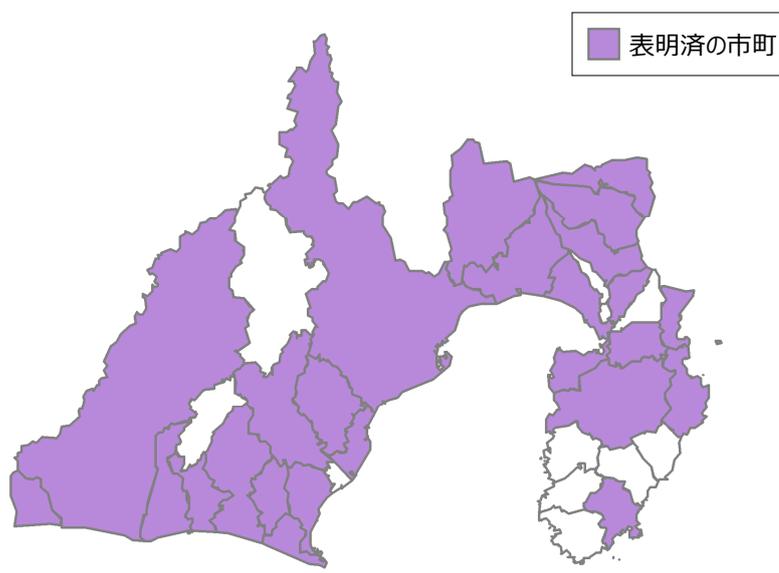


図1-4 静岡県内の市町におけるゼロカーボンシティ表明状況（2025（令和7）年9月時点）  
出典：地方公共団体実行計画策定実施支援サイト（環境省）

## 3.3 西伊豆町の動向

西伊豆町（以下、「本町」という。）では、国や県の動向を踏まえ、2022（令和4）年度に地域のステークホルダーを集め、地域の再生可能エネルギーやカーボンニュートラルのノウハウ蓄積のための勉強会を実施しました。

その後、2023（令和5）年度には、地域特性や再生可能エネルギーの導入ポテンシャルに関する調査・分析を行い、本町が2050年ネット・ゼロを実現するために必要となる脱炭素シナリオを明らかにした「**西伊豆町再エネ導入戦略**」を策定しました。

## 第2章 計画の基本的事項

### 1. 本計画の目的

西伊豆町地球温暖化対策実行計画（以下、「本計画」という。）は、前述の地球温暖化対策を巡る国内外の動向を踏まえ、本町が2050年ネット・ゼロを実現するために必要となる、自然的・社会的条件に即した施策等を定めるとともに、町民・事業者・行政の各主体それぞれが取り組むべき対策と進管理体制を示し、地球温暖化対策を計画的に推進していくことを目的として策定します。

### 2. 本計画の位置付け

本計画の位置付けは図1-5に示すとおり、上位計画である「第2次西伊豆町総合計画」をはじめ、「第3期西伊豆町まち・ひと・しごと総合戦略」や「西伊豆町再エネ導入戦略」など本町の関連計画との整合を図ります。

また、本計画は、温対法の第21条に基づいた以下に示す2つの計画を包含した計画であり、国や県が掲げる脱炭素に関する計画や政策との整合を図ります。

- 本町の自然的社会的条件に依りて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画である「西伊豆町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「区域施策編」という。）
- 本町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画である「西伊豆町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「事務事業編」という。）

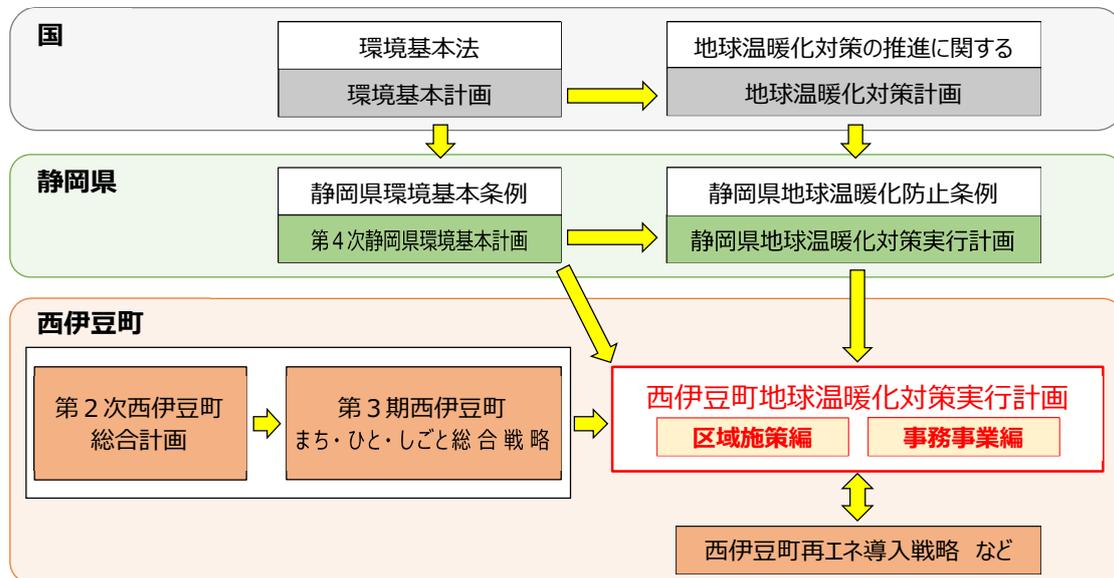


図1-5 本計画の位置付け

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は図 1-6 に示すとおり、2026（令和 8）年度～2050（令和 32）年度とします。2050 年ネット・ゼロを目指すために、短期目標年度として 2030（令和 12）年度、中期目標年度として 2040（令和 22）年度、長期目標年度として 2050（令和 32）年度を設定します。

ただし、この間の社会状況の変化や技術的進歩、計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うものとします。



図 1-6 計画期間

第 2 編

# 区域施策編





# 第1章 区域施策編における基本的事項

## 1. 対象地域

区域施策編の対象地域は、西伊豆町全域とします。

## 2. 基準年度

区域施策編の基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」の削減目標及び静岡県の「静岡県地球温暖化対策実行計画」の削減目標との整合を図り、2013（平成25）年度とします。

## 3. 対象とする温室効果ガスの種類

区域施策編の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で規定される表2-1に示す7種類の温室効果ガスとします。

表2-1 対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガス	主な用途、発生源	区域施策編の対象	
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	・燃料の使用 ・化石燃料由来の電気の使用 ・廃プラスチック類の焼却 など	●	
メタン (CH <sub>4</sub> )	・燃料の燃焼 ・廃棄物の焼却、埋立 ・自動車の走行 など	●	
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	・燃料の燃焼 ・廃棄物の焼却、埋立 ・自動車の走行 など	●	
代替フロン等 4ガス	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	・カーエアコンの使用、廃棄 など	●
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	・半導体の製造 など	●
	六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	・電気設備の製造、使用、点検、廃棄 など	●
	三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	・半導体の製造 など	●

## 第2章 温室効果ガス排出量の現況と削減目標

### 1. 温室効果ガス排出量の算定方法

本町の温室効果ガス排出量の算定は、以下のマニュアルを踏まえ、表 2-2 に示す部門・分野を算定しました。なお、「西伊豆町再エネ導入戦略（令和6年1月）」策定時と比較して、温室効果ガス排出量の算定に必要な統計資料の公表状況が変わっているため、算定の見直しを行っています。

- ・地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（詳細版（旧・本編））Ver.2.1
- ・地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver.2.2  
（令和7年6月、環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室）

#### 【算定対象の考え方】

- ①マニュアルにおいて、その他の市町村の算定対象として『●特に把握が望まれる』部門・分野
- ②算定に必要なデータが入手可能である以下の部門・分野

表 2-2 対象とする温室効果ガスの部門・分野

ガス種	部門・分野		その他の市町村の算定対象 (マニュアル上)	本町の算定対象	
エネルギー起源 CO2	産業部門	製造業	●	○	
		建設業・鉱業	●	○	
		農林水産業	●	○	
	業務その他部門		●	○	
	家庭部門		●	○	
	運輸部門	自動車（貨物）	●	○	
		自動車（旅客）	●	○	
		鉄道	▲		
		船舶	▲	○	
		航空			
	エネルギー転換部門		▲		
廃棄物の原燃料使用等		▲			
エネルギー起源 CO2 以外のガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼	▲		
		自動車走行	▲	○	
		鉄道	▲		
		船舶	▲	○	
		航空			
	燃料からの漏出分野		▲		
	工業プロセス分野		▲		
	農業分野	耕作	▲	○	
		畜産	▲		
		農業廃棄物	▲	○	
	廃棄物分野	焼却処分	一般廃棄物	●*	○
			産業廃棄物		
		埋立処分	一般廃棄物	▲	
			産業廃棄物		
排水処理		工場排水処理施設			
		終末処理場	▲		
		し尿処理施設	▲	○	
生活排水処理施設	▲	○			
コンポスト化		▲			
代替フロン等4ガス分野		▲			

●：特に把握が望まれる ▲：可能であれば把握が望まれる

※一般廃棄物の焼却処分のうち非エネ起 CO<sub>2</sub> のみ「特に把握が望まれる」とします。

## 2. 温室効果ガス排出量の現況推計

### 2.1 温室効果ガス排出量

本町の温室効果ガス排出量の推移は表 2-3 及び図 2-1 に示すとおりです。2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量は37.0千t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度と比較して34.5%減少しています。

また、2021（令和3）年度における本町の温室効果ガス排出量の部門別構成は、図 2-2 に示すとおりであり、運輸部門が30.3%と最も多く占めており、次いで家庭部門が26.8%、業務その他部門が23.5%、産業部門が14.8%、エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外のガスが4.6%となっています。

表 2-3 温室効果ガス排出量の推移（基準年度：2013（平成25）年度）

単位：千t-CO<sub>2</sub>

部門	年度	2013 (H25) 基準値	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3) 最新値
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>		54.1	48.7	46.7	45.5	43.4	40.7	37.5	36.1	35.3
産業部門		7.5	5.8	6.1	5.9	5.4	4.5	4.4	5.2	5.5
業務その他部門		14.1	12.5	11.6	11.3	10.5	10.4	9.8	8.7	8.7
家庭部門		15.8	14.3	13.5	13.2	12.4	11.5	9.9	10.1	9.9
運輸部門		16.6	16.2	15.6	15.2	15.0	14.3	13.4	12.1	11.2
エネルギー転換部門		-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物の原燃料使用等		-	-	-	-	-	-	-	-	-
エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 以外		2.5	2.2	2.2	2.0	2.0	2.0	1.9	1.8	1.7
合計		56.5	50.9	48.9	47.6	45.4	42.7	39.4	37.9	37.0

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

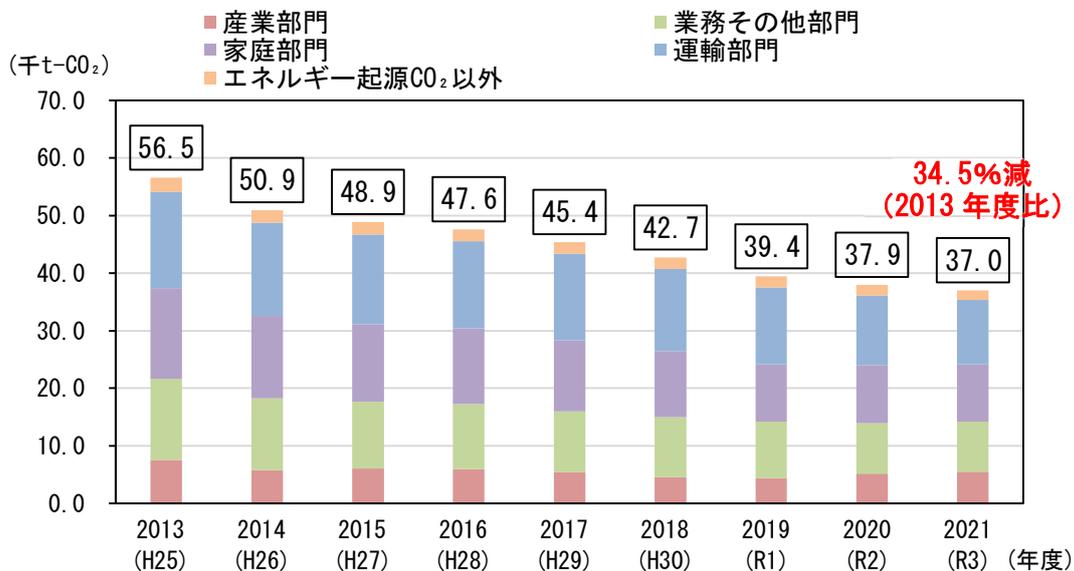
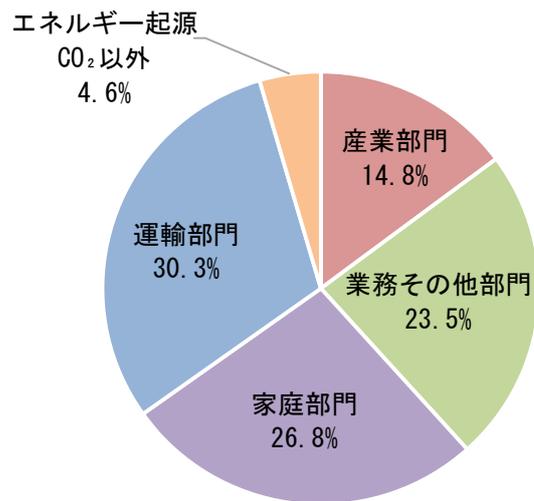


図 2-1 温室効果ガス排出量の推移



※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

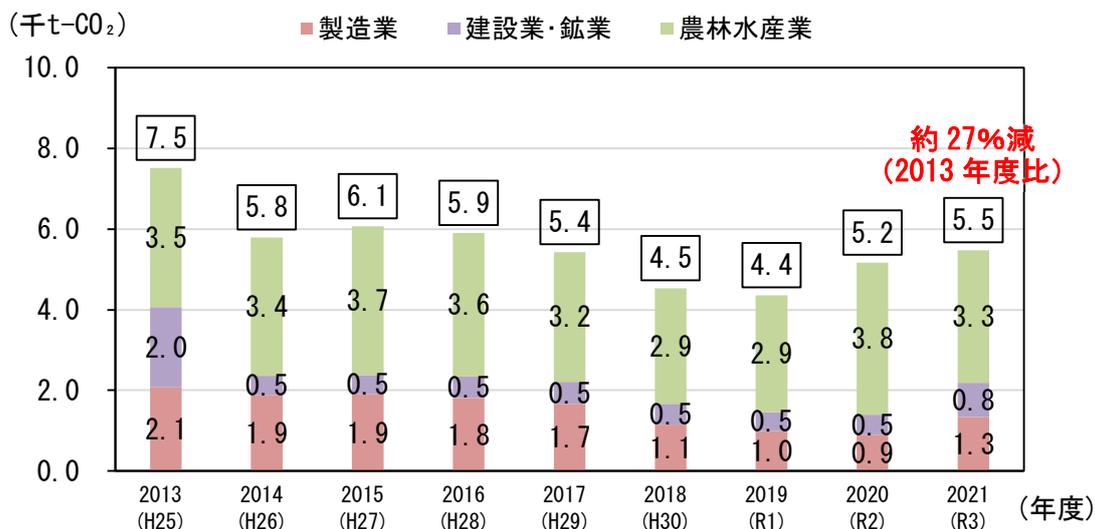
図 2-2 温室効果ガス総排出量の部門別構成（2021（令和3）年度）

## (1) 産業部門

産業部門における温室効果ガス排出量の推移は、図 2-3 及び表 2-4 に示すとおりです。

2021（令和3）年度における産業部門の温室効果ガス排出量は 5.5 千 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年度比で約 27%減少しています。

なお、2021（令和3）年度の産業部門から排出される温室効果ガスの内訳は、約6割が製造業となっており、約2割が農林水産業、残りが建設業・鉱業からの排出となっています。



※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

図 2-3 温室効果ガス排出量（産業部門）の推移

表 2-4 温室効果ガス排出量（産業部門）の推移

単位：千 t-CO<sub>2</sub>

部門	年度	2013 (H25) 基準値	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3) 最新値
産業部門		7.5	5.8	6.1	5.9	5.4	4.5	4.4	5.2	5.5
製造業		2.1	1.9	1.9	1.8	1.7	1.1	1.0	0.9	1.3
建設業・鉱業		2.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.8
農林水産業		3.5	3.4	3.7	3.6	3.2	2.9	2.9	3.8	3.3

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

## ① 製造業

製造業における温室効果ガス排出量及び製造品出荷額あたりの温室効果ガス排出量（t-CO<sub>2</sub>/万円）（以下、「原単位（製造業）」という。）の推移は、図 2-4 に示すとおりです。

2021（令和3）年度の製造業における温室効果ガス排出量は 1.34 千 t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度比で約 36%減少しています。また、2021（令和3）年度における原単位（製造業）は 0.0034t-CO<sub>2</sub>/万円であり、減少しています。

2021（令和3）年度の前単位（製造業）及び温室効果ガス排出量はともに減少していることから、温室効果ガス排出量の減少の主な要因は、本町の製造品出荷額等の減少や製造業で用いる設備の省エネ化等による原単位（製造業）の減少であると考えられます。

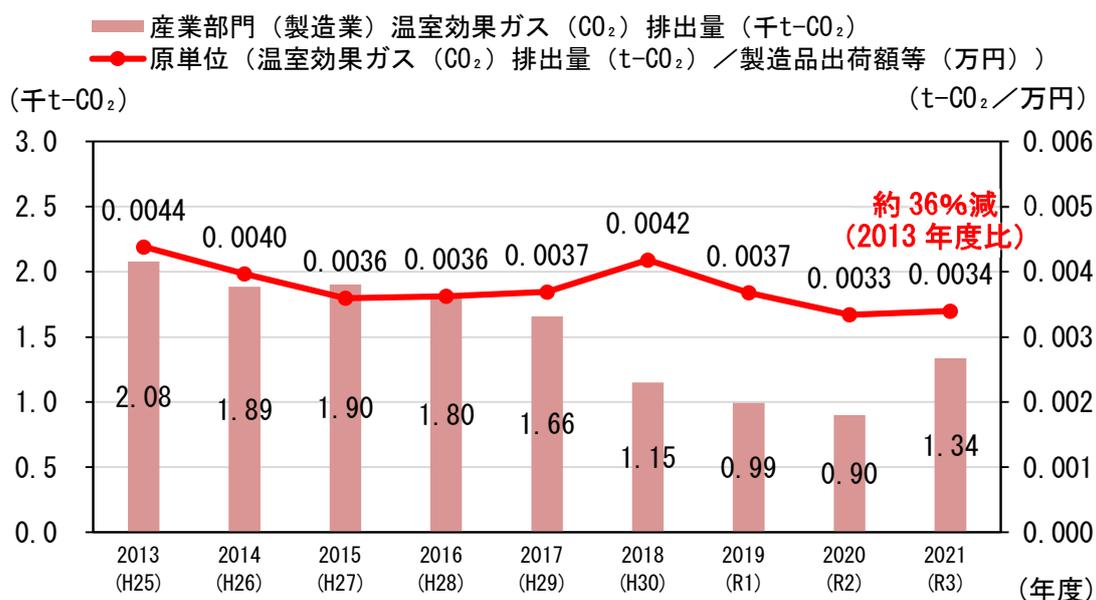
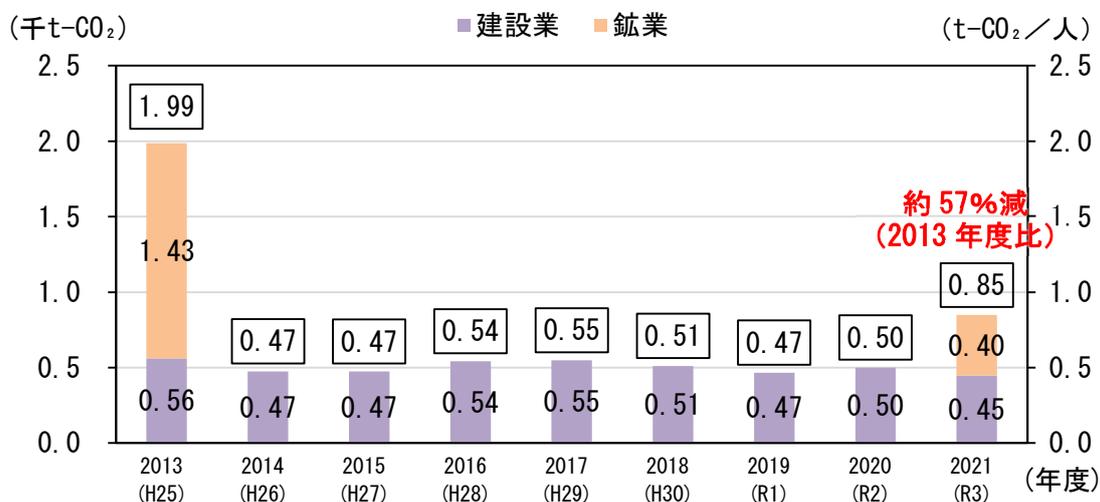


図 2-4 温室効果ガス排出量（産業部門\_製造業）と温室効果ガス排出量原単位の推移

## ② 建設業・鉱業

建設業・鉱業における温室効果ガス排出量の推移は、図 2-5 及び表 2-5 に示すとおりです。

2021（令和3）年度における建設業・鉱業の温室効果ガス排出量は 0.85 千 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年度比で約 57%減少しています。



※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

図 2-5 温室効果ガス排出量（産業部門\_建設業・鉱業）の推移

表 2-5 温室効果ガス排出量（産業部門\_建設業・鉱業）の推移

単位：千 t-CO<sub>2</sub>

部門	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
	基準値	1.99								最新値
建設業・鉱業		1.99	0.47	0.47	0.54	0.55	0.51	0.47	0.50	0.85
建設業		0.56	0.47	0.47	0.54	0.55	0.51	0.47	0.50	0.45
鉱業		1.43	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.40

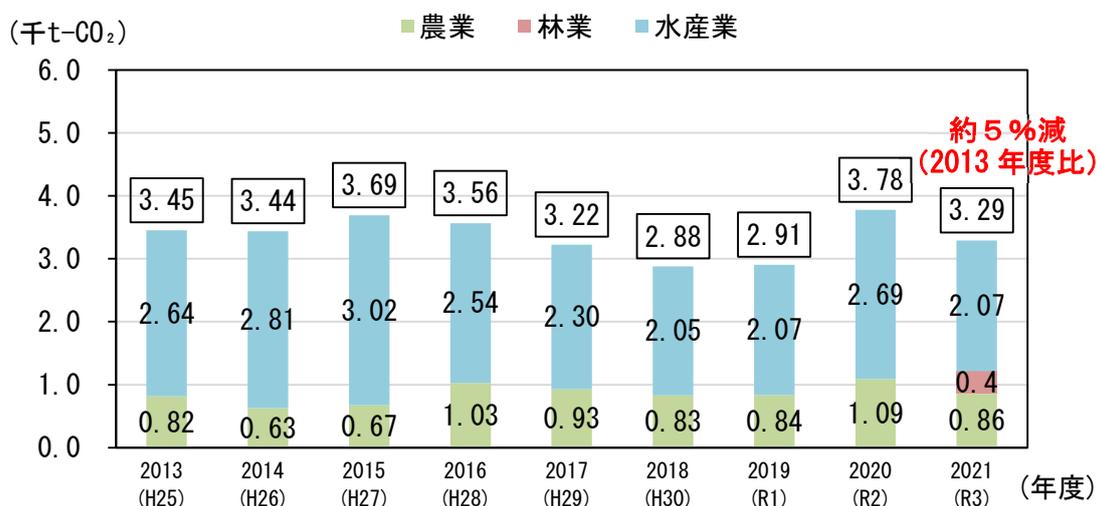
※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

### ③ 農林水産業

農林水産業における温室効果ガス排出量の推移は、図 2-6 及び表 2-6 に示すとおりです。

2021（令和3）年度における農林水産業の温室効果ガス排出量は 3.29 千 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年度比で約 5%減少しています。

また、2021（令和3）年度の農林水産業から排出される温室効果ガスの約 6割が農業、約 3割が水産業、約 1割が林業からの排出となっています。



※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

図 2-6 温室効果ガス排出量（産業部門\_農林水産業）の推移

表 2-6 温室効果ガス排出量（産業部門\_農林水産業）の推移

単位：千 t-CO<sub>2</sub>

部門	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
	基準値									最新値
農林水産業		3.45	3.44	3.69	3.56	3.22	2.88	2.91	3.78	3.29
農業		0.82	0.63	0.67	1.03	0.93	0.83	0.84	1.09	0.86
林業		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.36
水産業		2.64	2.81	3.02	2.54	2.30	2.05	2.07	2.69	2.07

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

## (2) 業務その他部門

業務その他部門における温室効果ガス排出量及び従業者 1 人あたりの温室効果ガス排出量（t-CO<sub>2</sub>/人）（以下、「原単位（業務その他）」という。）の推移は、図 2-7 に示すとおりです。

2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量は 8.7 千 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年度比で約 38%減少しています。また、2021（令和3）年度における原単位（業務その他）は 3.8t-CO<sub>2</sub>/人であり、減少しています。

温室効果ガス排出量が減少した主な要因は、省エネ行動の推進や設備の省エネ化等に伴う原単位（業務その他）の減少であると考えられます。

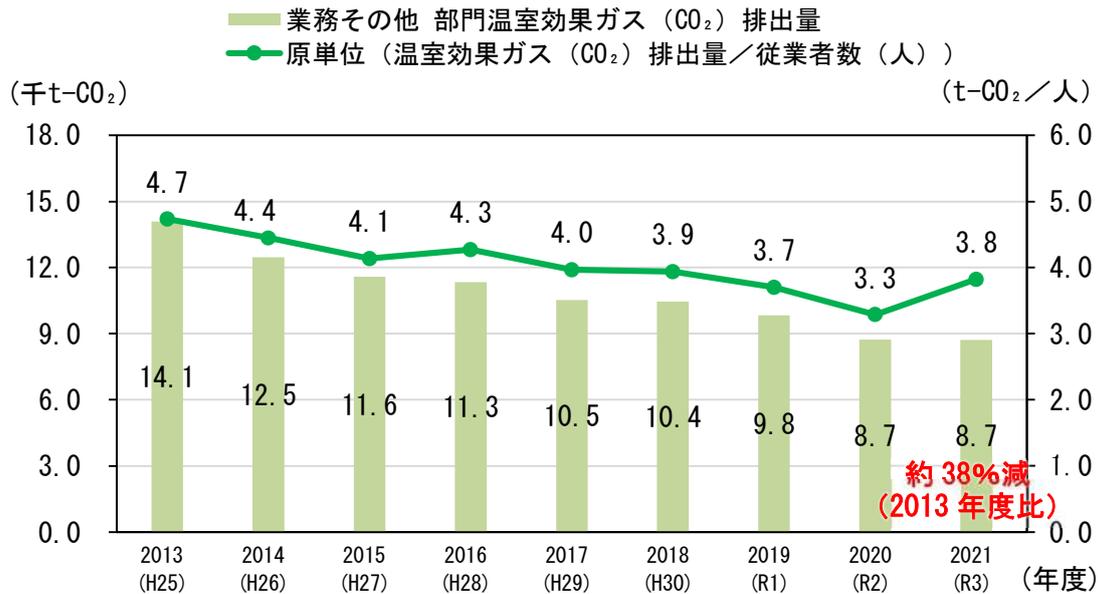


図 2-7 温室効果ガス排出量（業務その他部門）と温室効果ガス排出量原単位の推移

### (3) 家庭部門

家庭部門における温室効果ガス排出量及び1世帯あたりの温室効果ガス排出量（t-CO<sub>2</sub>/世帯）（以下、「原単位（家庭）」という。）の推移は、図 2-8 に示すとおりです。

2021（令和3）年度の家庭部門における温室効果ガス排出量は 9.9 千 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年度比で約 37%減少しています。また、2021（令和3）年度における原単位（家庭）は 2.7t-CO<sub>2</sub>/世帯であり、減少しています。

温室効果ガス排出量が減少した主な要因は、各家庭における省エネ家電への更新や省エネ行動に伴う原単位（家庭）の減少であると考えられます。

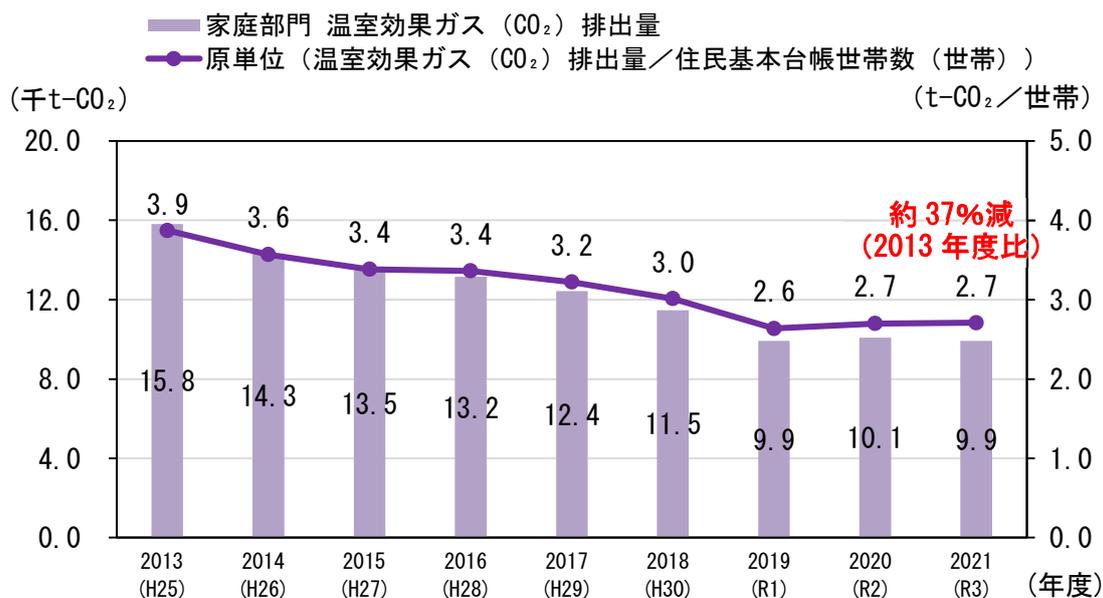


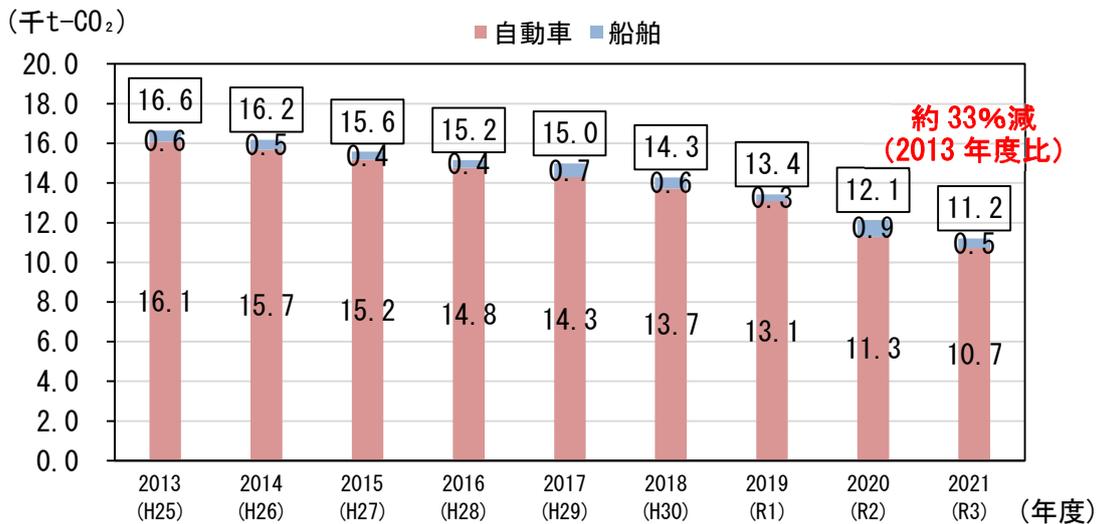
図 2-8 温室効果ガス排出量（家庭部門）と温室効果ガス排出量原単位の推移

#### (4) 運輸部門

運輸部門における温室効果ガス排出量の推移は、図 2-9 及び表 2-7 に示すとおりです。

2021（令和3）年度における温室効果ガス排出量は 11.2 千 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年度比で約 33%減少しています。

また、2021（令和3）年度の運輸部門から排出される温室効果ガスの約9割以上が自動車、残りが船舶となっています。



※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

図 2-9 温室効果ガス排出量（運輸部門）の推移

表 2-7 温室効果ガス排出量（運輸部門）の推移

単位：千 t-CO<sub>2</sub>

部門	年度	2013 (H25) 基準値	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3) 最新値
運輸部門		16.6	16.2	15.6	15.2	15.0	14.3	13.4	12.1	11.2
自動車		16.1	15.7	15.2	14.8	14.3	13.7	13.1	11.3	10.7
船舶		0.6	0.5	0.4	0.4	0.7	0.6	0.3	0.9	0.5

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

## ① 自動車

運輸部門(自動車)における温室効果ガス排出量及び自動車1台あたりの温室効果ガス排出量(t-CO<sub>2</sub>/台) (以下、「原単位(自動車)」という。)の推移は、図 2-10 に示すとおりです。

2021(令和3)年度における温室効果ガス排出量は10.72千t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度比で約33%減少しています。また、2021(令和3)年度における原単位(自動車)は2.1t-CO<sub>2</sub>/台であり、減少しています。

自動車の低燃費化等によって、排出量、原単位(自動車)が減少したものと考えられます。

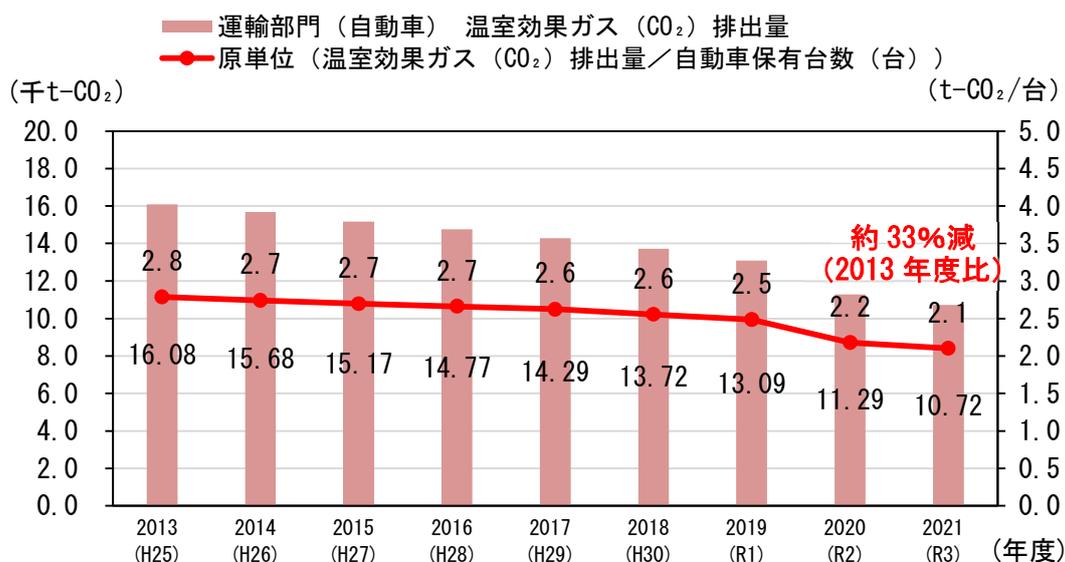


図 2-10 温室効果ガス排出量(運輸部門\_自動車)と温室効果ガス排出量原単位の推移

## ② 船舶

運輸部門（船舶）における温室効果ガス排出量及び入港船舶総トン数あたりの温室効果ガス排出量（ $t\text{-CO}_2/t$ ）（以下、「原単位（船舶）」という。）の推移は、図 2-11 に示すとおりです。

2021（令和3）年度における温室効果ガス排出量は 0.5 千  $t\text{-CO}_2$  であり、基準年度比で約 13% 減少しています。また、2021（令和3）年度における原単位（船舶）は 0.0058  $t\text{-CO}_2/t$  であり、横ばいで推移しています。

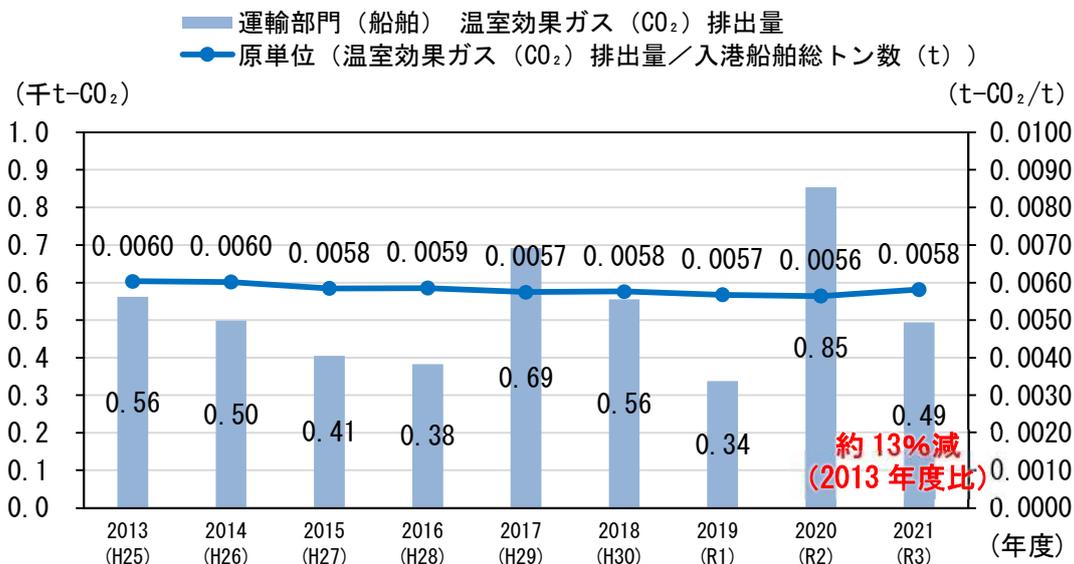


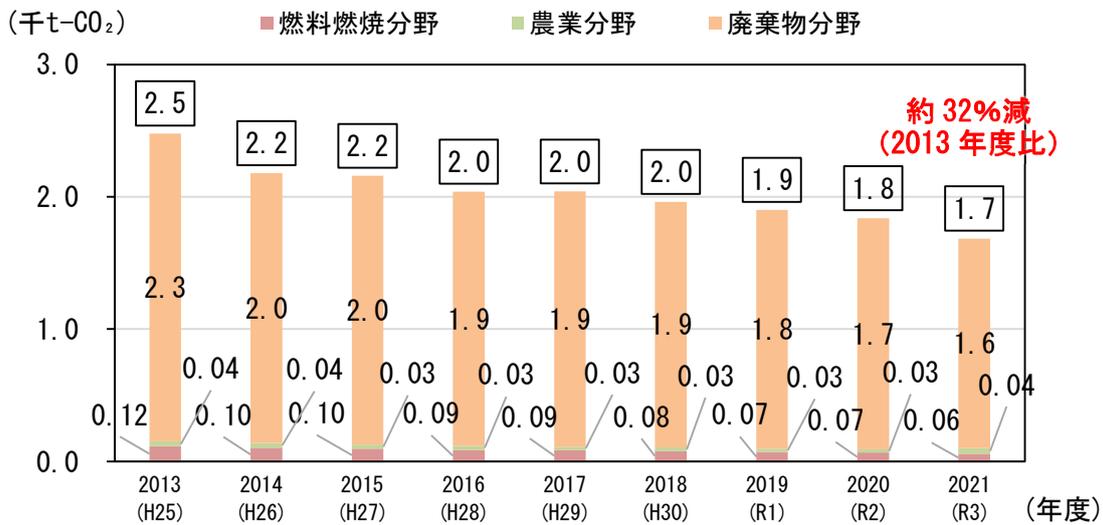
図 2-11 温室効果ガス排出量（運輸部門\_船舶）と温室効果ガス排出量原単位の推移

### (5) エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外

エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガス排出量の推移は、図 2-12 及び表 2-8 に示すとおりです。

2021(令和3)年度における温室効果ガス排出量は 1.7 千 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年度比で約 32% 減少しています。

排出量減少の要因としては、一般廃棄物処理量の減少に伴う廃棄物分野の減少となっています。



※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

図 2-12 温室効果ガス排出量（エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外）の推移

表 2-8 温室効果ガス排出量（エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外）の推移

単位：千 t-CO<sub>2</sub>

部門	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 以外	基準値	2.5	2.2	2.2	2.0	2.0	2.0	1.9	1.8	1.7
燃料燃焼分野		0.12	0.10	0.10	0.09	0.09	0.08	0.07	0.07	0.06
農業分野		0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04
廃棄物分野		2.3	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7	1.6

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

## 2.2 温室効果ガス吸収量

### (1) 推計の対象

推計の対象は、本町の区域内に存在する森林計画対象森林とします。

### (2) 推計方法

森林によるCO<sub>2</sub>吸収量の推計は、表 2-9 に示すマニュアルに示される「森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法」で推計します。

具体的には、基準に定めた年次から報告対象年までの森林蓄積の変化量から期間中の炭素蓄積を求め、CO<sub>2</sub>の吸収量（純吸収量）を推計します。なお、炭素蓄積量は、静岡県オープンデータ「ふじのくにオープンデータ」の「森林簿」を使用しています。

表 2-9 森林によるCO<sub>2</sub>吸収量（生体バイオマス）の推計手法の概要

推計手法	対象とする森林	必要なデータ	特徴
(1) 森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法	森林計画対象森林	2時点以上の森林蓄積の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体別の森林蓄積に関する統計情報のみで推計可能。</li> <li>実際に区域における大気中とのCO<sub>2</sub>のやり取りを推計。</li> <li>更新、保育、間伐、主伐等を行っていない育成林、保安林指定のない天然生林などであっても、吸収源として考慮。</li> </ul>
(2) 森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する手法	森林計画対象森林のうち、森林吸収源対策が行われた森林	森林の施業や保護の実施実績の詳細情報収獲表	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な森林吸収源対策を実施している森林の吸収量を評価。京都議定書の下での報告に準ずる。</li> </ul>
(3) 森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する簡易手法		森林施業の実施面積、保護された面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林経営面積のみで推計を行う簡易手法。</li> <li>推計手法（1）、（2）に比較して、実態のCO<sub>2</sub>吸収量とのかい離が生じやすい。</li> </ul>

出典：マニュアルを参考に作成

### (3) 推計結果

本町の森林によるCO<sub>2</sub>吸収量は図 2-13 に示すとおりであり、24,000t-CO<sub>2</sub>/年～30,000t-CO<sub>2</sub>/年の間で、おおむね横ばいに推移しています。



図 2-13 森林によるCO<sub>2</sub>吸収量の推計結果

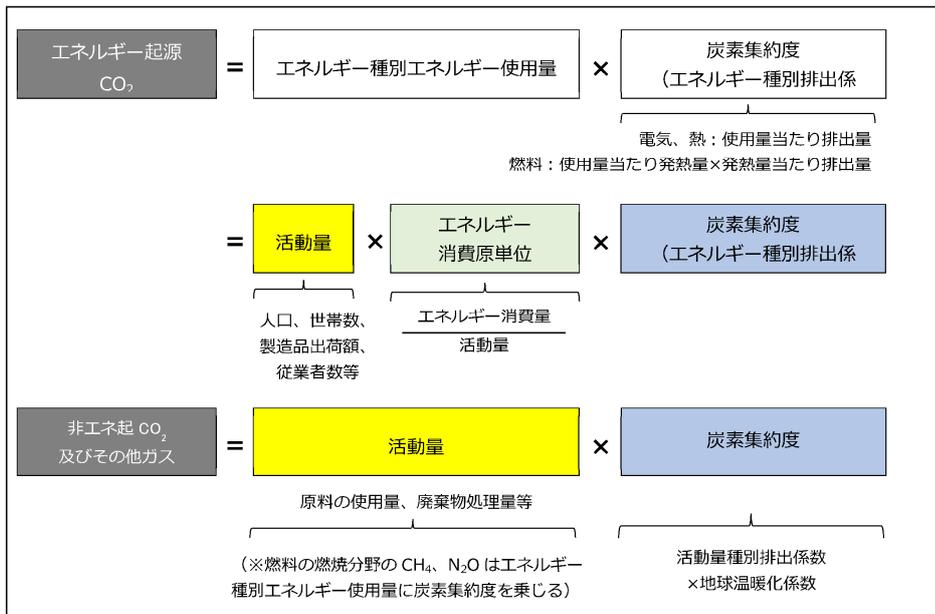
### 3. 温室効果ガス排出量の将来推計

#### 3.1 推計手法

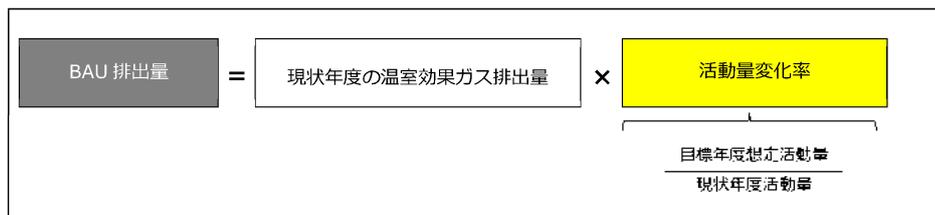
本町において、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量（現状趨勢（BAU）ケース）（以下、「BAU 排出量」という。）を検討しました。

BAU 排出量は、温室効果ガス排出量の算定式の各項（活動量、エネルギー消費原単位、炭素集約度）の内、活動量のみが変化すると仮定して推計を行うものであり、マニュアルに示されている【過去の実績を用いた将来推計】により推計します。

【温室効果ガス排出量の算定式】



【BAU 排出量の推計手法】



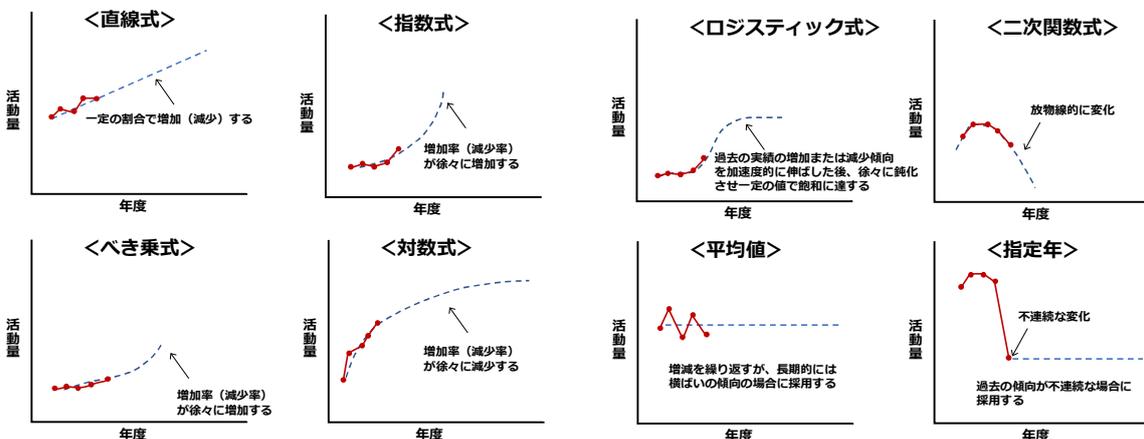
【参考：過去の実績を用いた将来推計】

過去の実績を用いた将来推計は、過去の実績から、その傾向が将来も同じように推移すると仮定した近似式を採用する手法であり、以下に示す要素を総合的に判断しました。

- ① 相関が強い近似式であること
- ② 直近の数値や社会情勢を踏まえた現実性のある近似式であること
- ③ 推計値と既知の実績値（把握できているものに限る）を比較した際に乖離が小さいこと
- ④ 将来の数値と現状を比較した場合に、増加、減少が大きくなりすぎていないこと

過去の実績の傾向	考え方	近似式*
一定の割合で増加（減少）	過去の実績が安定して増加（減少）する傾向があり、今後も同様の傾向が続く場合に採用する。ただし、純増もしくは純減するため、長期的にみて過大もしくは負数（マイナス）となる場合には、対数式など他の推計式を採用する。	直線式（一次近似式）： $y = aX + b$
増加率（減少率）が徐々に減少	過去の実績が増加もしくは減少する傾向を示し、その傾向が徐々に減少すると考えられる場合に採用する。	自然対数式： $y = a \log X + b$
増加率（減少率）が徐々に増加	過去の実績が増加もしくは減少する傾向を示し、その傾向が徐々に増加すると考えられる場合に採用する。	指数式： $y = ab^X$
増加率（減少率）が徐々に増加するが、いずれ鈍化することが予想される	過去の実績が増加もしくは減少する傾向を示し、その傾向が徐々に増加すると考えられる場合に採用する。	べき乗式： $y = bX^a$
増加率（減少率）が徐々に増加するが、いずれ鈍化することが予想される	過去の実績の増加または減少傾向を加速度的に伸ばした後、徐々に鈍化させ一定の値で飽和に達する推計式。この推計式はあらかじめ求めようとする値の最大値（又は最小値）を設定し、その値に漸近していくような曲線を描いていくため、飽和した値をあらかじめ適正に設定することができれば、比較的妥当な推計値を算出することが出来るため、このような場合に採用する。	ロジスティック式： $y = k / (1 + e^{-aX})$
放物線的な増加（減少）	この推計式は放物的な増加（減少）する傾向を示し、実績値の変動傾向を極端に反映した予測になりやすいため、相関係数も高い値がでることが多いが、推計期間が長い場合、将来の活動量がマイナスになったり、極端に増加したりすることがあり、一般的には採用されない場合が多い。	二次関数式： $y = aX^2 + bX + c$
増減を繰り返すが、長期的には横ばい	長期的には横ばい傾向を示すが、各年では増減を繰り返しており、直線式や対数式では推計が困難と判断される場合に採用する。	$y = \text{平均値}$
過去の実績が少ないもしくは不連続に変化している	過去の実績が少ないか、もしくは何らかの理由により不連続に変化している場合に特定の年度（主に直近年）の実績を採用する。一定期間の平均値を採用する場合もある。	$y = \text{指定年の実績値}$

※y：活動量の推計値、X：時間（年）、a、b、c：定数、k：活動量の取束値（定数）、e：自然対数の底



### 3.2 推計結果

本町のBAU排出量は、表 2-10 及び図 2-14 に示すとおりであり、2030（令和 12）年度は 30.7 千 t-CO<sub>2</sub>、2035（令和 17）年度は 28.0 千 t-CO<sub>2</sub>、2040（令和 22）年度は 25.9 千 t-CO<sub>2</sub>、2050（令和 32）年度は 23.2 千 t-CO<sub>2</sub>と推計されます。

また、BAU 排出量の基準年度に対する削減割合は、表 2-11 に示すとおりであり、2030（令和 12）年度には 45.6%削減、2035（令和 17）年度には 50.5%削減、2040（令和 22）年度には 54.2%削減、2050（令和 32）年度には 59.0%削減されることが見込まれます。

表 2-10 本町のBAU 排出量

単位：千 t-CO<sub>2</sub>

部門・分野	年度	(基準値) 2013 (平成 25)	(最新値) 2021 (令和 3)	(将来推計値)			
				2030 (令和 12)	2035 (令和 17)	2040 (令和 22)	2050 (令和 32)
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>		54.1	35.3	29.1	28.5	24.4	21.8
産業部門		7.5	5.5	5.0	4.9	4.6	4.4
製造業		2.1	1.3	1.1	1.1	0.8	0.6
建設業・鉱業		2.0	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7
農林水産業		3.5	3.3	3.1	3.1	3.1	3.1
業務その他部門		14.1	8.7	7.2	7.0	6.2	5.5
家庭部門		15.8	9.9	9.2	9.2	8.7	8.7
運輸部門		16.6	11.2	7.7	7.4	4.9	3.2
自動車		16.1	10.7	7.2	6.9	4.4	2.7
鉄道		-	-	-	-	-	-
船舶		0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
エネルギー転換部門		-	-	-	-	-	-
廃棄物の原燃料使用等		-	-	-	-	-	-
エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 以外の 温室効果ガス		2.5	1.7	1.6	1.6	1.5	1.4
燃料燃焼分野		0.12	0.06	0.05	0.04	0.02	0.01
工業プロセス分野		-	-	-	-	-	-
農業分野		0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03
廃棄物分野		2.3	1.6	1.6	1.6	1.5	1.4
コンポスト化		-	-	-	-	-	-
代替フロン等 4 ガス分野		-	-	-	-	-	-
温室効果ガス排出量 合計		<b>56.5</b>	<b>37.0</b>	<b>30.7</b>	<b>28.0</b>	<b>25.9</b>	<b>23.2</b>

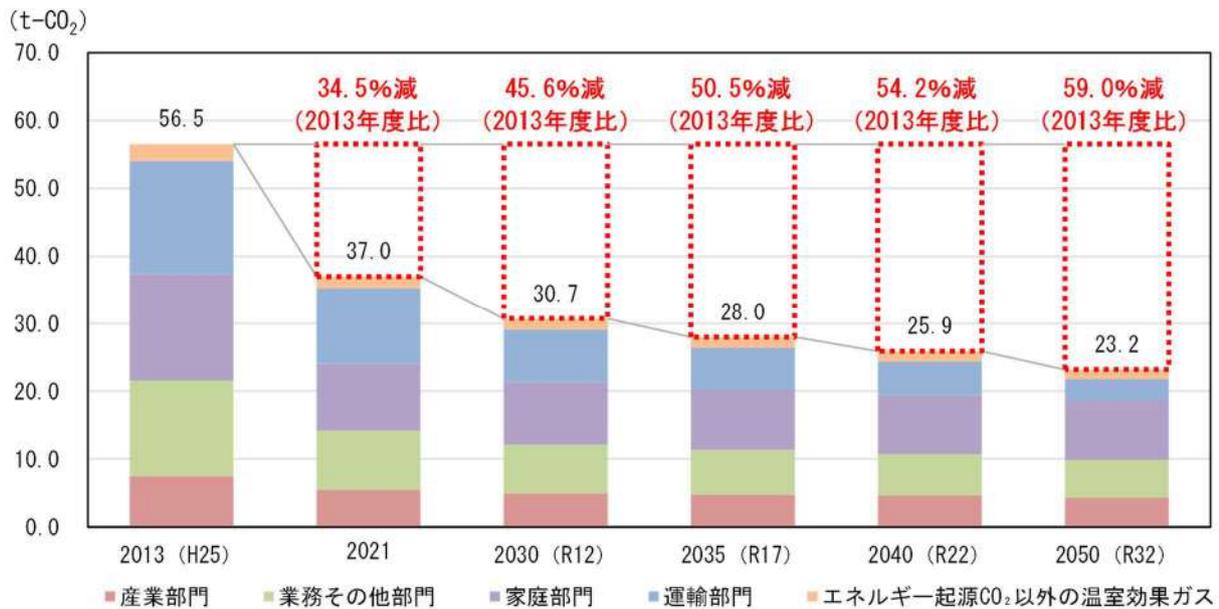


図 2-14 本町のBAU 排出量

表 2-11 BAU 排出量の基準年度に対する削減割合

部門・分野	年度 (基準値) 2013 (平成 25)	(最新値) 2021 (令和 3)	(将来推計値)			
			2030 (令和 12)	2035 (令和 17)	2040 (令和 22)	2050 (令和 32)
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>		-34.0%	-45.5%	-50.4%	-54.2%	-59.1%
産業部門		-22.3%	-29.1%	-31.7%	-33.9%	-37.2%
製造業		-35.6%	-47.8%	-55.7%	-62.5%	-73.1%
建設業・鉱業		-57.4%	-61.2%	-62.7%	-63.8%	-65.5%
農林水産業		-4.6%	-9.9%	-9.9%	-9.9%	-9.9%
業務その他部門		-38.2%	-49.3%	-53.3%	-56.3%	-60.7%
家庭部門		-37.2%	-41.6%	-43.6%	-44.9%	-45.0%
運輸部門		-32.6%	-53.5%	-63.0%	-70.5%	-80.8%
自動車		-33.3%	-55.2%	-65.1%	-72.8%	-83.4%
鉄道		-	-	-	-	-
船舶		-12.1%	-5.3%	-5.3%	-5.3%	-5.3%
エネルギー転換部門		-	-	-	-	-
廃棄物の原燃料使用等		-	-	-	-	-
エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 以外の 温室効果ガス		-32.0%	-33.7%	-36.7%	-39.1%	-42.7%
燃料燃焼分野		-48.7%	-60.0%	-70.4%	-80.0%	-88.7%
工業プロセス分野		-	-	-	-	-
農業分野		19.3%	-6.1%	-6.1%	-6.1%	-30.9%
廃棄物分野		-32.0%	-32.9%	-35.5%	-37.5%	-40.6%
コンポスト化		-	-	-	-	-
代替フロン等 4 ガス分野		-	-	-	-	-
温室効果ガス排出量 合計		-34.5%	-45.6%	-50.5%	-54.2%	-59.0%

## 4. 温室効果ガス排出量の削減目標

### 4.1 国・静岡県の削減目標

#### (1) 国の削減目標

国の温室効果ガス排出量の削減目標を表 2-12 に示します。

国は、2030（令和 12）年度目標と 2050 年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいくこととしており、2030（令和 12）年度に 46%削減（2013（平成 25）年度比）、2035（令和 17）年度に 60%削減、2040（令和 22）年度に 73%削減することを目標としています。

表 2-12 国の削減目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位:億 t-CO <sub>2</sub> )	2013 年度 実績	2030 年度 排出量	2030 年度削減% (2013 年度比)	2035 年度削減% (2013 年度比)	2040 年度削減% (2013 年度比)	
	14.07	7.60	▲46%	▲60%	▲73%	
I 補正 <sup>*</sup> - 起源 CO <sub>2</sub>	12.35	6.77	▲45%	—	▲70~71%	
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	—	▲57~61%
	業務その他	2.35	1.15	▲51%	—	▲79~83%
	家庭	2.09	0.71	▲66%	—	▲71~81%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	—	▲64~82%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	—	▲81~91%
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	0.82	0.70	▲15%	—	▲29%	
メタン (CH <sub>4</sub> )	0.32	0.29	▲11%	—	▲25%	
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	0.19	0.16	▲17%	—	▲31%	
HFC 等 4 ガス(70)類)	0.37	0.20	▲44%	—	▲72%	
吸収源	—	▲0.47	—	—	—	
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で 2030 年度までの累計で 1 億 t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。			官民連携で 2040 年度までの累計で 2 億 t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。		

出典：「地球温暖化対策計画（2025（令和 7）年 2 月 18 日、閣議決定（環境省）」を参考に作成

## (2) 静岡県の削減目標

静岡県の温室効果ガス排出量の削減目標を表 2-13 に示します。

静岡県は、2030（令和 12）年度における排出量の目安を 2013（平成 25）年度比で 46.6%削減することとしています。

表 2-13 静岡県の温室効果ガス削減目標

(単位：万 t-CO<sub>2</sub>、%)

部門	2013 基準年度 (A)	2018 現状値	2030 現状趨勢 ケース (B)	2030 削減 見込量 (C)	2030 排出量 (D= B-C)	基準年比 削減率 (D/A)-1
産業	1,287	1,191	1,288	446	782	▲39.2
業務	605	427	416	233	183	▲69.8
家庭	592	502	525	214	311	▲47.5
運輸	590	573	557	126	431	▲26.9
廃棄物等	75	89	91	43	48	▲36.0
その他ガス	206	213	218	89	129	▲37.4
うち HFC	120	142	151	84	67	▲44.2
小計	3,355	2,994	3,035	1,151	1,884	▲43.8
吸収量	(▲74)	▲76	—	92	▲92	—
計	3,355	2,918	3,035	1,243	1,792	▲46.6

出典：「第 4 次静岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（2022（令和 4）年 3 月、静岡県）」を参考に作成

## 4.1 目標年度に追加的に必要となる削減量

国の削減目標や本町のBAU排出量の推計結果を踏まえた場合、2030（令和12）年度、2035（令和17）年度、2040（令和22）年度、2050（令和32）年度の各目標年度において追加的に必要となる削減量は図2-15に示すとおりです。

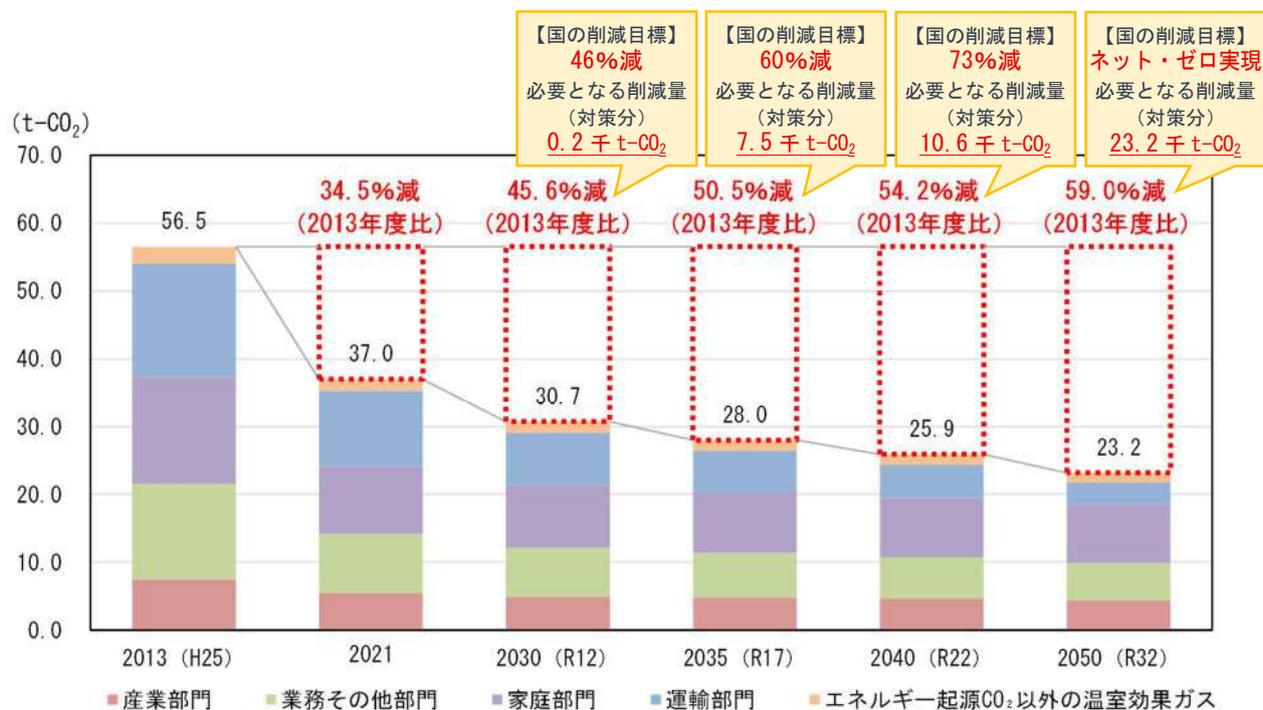


図 2-15 国の数値目標を踏まえた場合に必要となる削減量

## 4.2 追加的対策の実施による削減効果の試算

本町の温室効果ガス排出量を削減するための主な追加的対策としては、以下に示す4つの対策があり、各対策の削減効果を試算したうえで削減目標を設定します。

### 対策①：町民・事業者の省エネ行動等に伴う温室効果ガス排出量の削減

町民・事業者のアンケート調査から把握できた省エネ行動の拡大やエネルギー効率の高い機器への転換等に伴う削減量を試算

### 対策②：再生可能エネルギーの導入拡大に伴う電気排出係数の低減

再生可能エネルギーの導入が拡大する等、電気の温室効果ガス排出係数が低減することに伴う削減量を試算

### 対策③：各業界の取組による削減

各業界における自主的取組などにより脱炭素化が図られ、行政の関与が困難である運輸部門（船舶）の削減目標が達成された場合の削減量を試算

### 対策④：ごみの減量化による削減

ごみの減量目標が達成された場合の削減量を試算

### (1) 町民・事業者の省エネ行動に伴う温室効果ガス排出量の削減(省エネ推進)

アンケート調査では、町民・事業者に対して今後の省エネ行動に対する取組意欲を調査しており、削減効果の定量的試算が可能な省エネ行動や設備機器更新において、「今後は取り組みたい」や「導入する余地はある」と回答した町民・事業者の割合を用いて、温室効果ガス排出量の削減効果を試算しました。

試算結果は表 2-14 に示すとおりであり、2,926t-CO<sub>2</sub>の削減効果（2013（平成 25）年度の総排出量に対する割合：6.3%）が試算されます。

表 2-14 町民・事業者の省エネ行動等に伴う温室効果ガス排出量の削減効果

単位：t-CO<sub>2</sub>

	2013 (平成 25)年度 基準値	2021 (令和 3 年度) 排出量		2030 (令和 12) 年度 BAU 排出量		省エネ行動等の 推進による削減効果	
		排出量	対基準年比	排出量	対基準年比	削減量	対基準年比
業務その他 部門	14,102	8,714	▲38.2%	7,155	▲49.3%	▲323	▲2.3%
家庭部門	15,801	9,922	▲37.2%	9,231	▲41.6%	▲635	▲4.0%
運輸部門	16,646	11,214	▲32.6%	7,738	▲53.5%	▲1,968	▲11.8%
3部門合計	46,549	29,850	▲35.9%	24,124	▲48.2%	▲2,926	▲6.3%

## (2) 再生可能エネルギーの導入拡大に伴う電気排出係数の低減

再生可能エネルギーの導入推進等により、2030（令和12）年度における国全体の電気の排出係数が『0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh』になった場合の温室効果ガス排出量の削減効果を試算します。

試算結果は表 2-15 に示すとおりであり、6,263t-CO<sub>2</sub>の削減効果（2013（平成25）年度の総排出量に対する割合：16.7%）が試算されます。

表 2-15 電気排出係数の低減による温室効果ガス排出量の削減効果

単位：t-CO<sub>2</sub>

	2013 (平成25)年度 基準値	2021 (令和3年度) 排出量		2030 (令和12)年度 BAU 排出量		電気排出係数の低減による 削減効果	
		排出量	対基準年比	排出量	対基準年比	削減量	対基準年比
産業部門	7,516	5,476	▲27.1%	4,967	▲33.9%	▲556	▲7.4%
業務その他 部門	14,102	8,714	▲38.2%	7,155	▲49.3%	▲2589	▲18.4%
家庭部門	15,801	9,922	▲37.2%	9,231	▲41.6%	▲3,118	▲19.7%
3部門合計	37,419	24,112	▲35.6%	21,353	▲42.9%	▲6,263	▲16.7%

## (3) 各業界の取組による削減

各業界における自主的取組などにより脱炭素化が図られ、町の直接的な関与が難しい運輸部門（船舶）の削減目標が達成された場合の削減見込みを試算します。

試算結果は表 2-16 に示すとおりであり、167t-CO<sub>2</sub>の削減見込み（2013（平成25）年度の総排出量に対する割合：1.0%）が試算されます。

表 2-16 各業界の取組による削減見込み

単位：t-CO<sub>2</sub>

	2013 (平成25)年度 基準値	2021 (令和3年度) 排出量		2030 (令和12)年度 BAU 排出量		各業界の取組による 削減効果	
		排出量	対基準年比	排出量	対基準年比	削減量	対基準年比
運輸部門	16,646	11,214	▲32.6%	7,738	▲53.5%	▲167	▲1.0%

## (4) ごみの減量化による削減

ごみの減量目標が達成された場合の削減見込みを試算します。

試算結果は表 2-17 に示すとおりであり、8t-CO<sub>2</sub>の削減見込み（2013（平成25）年度の総排出量に対する割合：0.3%）が試算されます。

表 2-17 ごみの減量化による削減見込み

単位：t-CO<sub>2</sub>

	2013 (平成25)年度 基準値	2021 (令和3年度) 排出量		2030 (令和12)年度 BAU 排出量		ごみの減量化による 削減効果	
		排出量	対基準年比	排出量	対基準年比	削減量	対基準年比
エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガス (廃棄物分野)	2,479	1,685	▲32.1%	1,643	▲33.7%	▲8	▲0.3%

### (5) 主要な追加的対策による削減効果

追加的対策による削減効果を表 2-18 に示します。主要な4つの追加的対策による削減効果は、9,364t-CO<sub>2</sub>と推計され、2030(令和12)年度における対策ケースの排出量は、21,370t-CO<sub>2</sub>(削減率：62.2%)となり、2030(令和12)年度における必要削減量を上回ります。

町民・事業者・行政が一体となり、取組を確実に実行していくことで、国が目標として掲げる46%削減(50%の高みに向け、挑戦を続けていく)の達成が見込まれます。

また、2030(令和12)年度と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な目標である2035(令和17)年度目標(60%削減)、2040(令和22)年度目標(73%削減)についても、国の方針と同様に弛まず着実に歩むことで達成の可能性が高まります。

表 2-18 主要な追加的対策による削減効果

	2013 (平成25) 年度 基準値 ①	2030 (令和12) 年度 BAU 排出量 ②	主要な対策の達成に伴う削減効果				削減効果 ⑦= ③+④+⑤+⑥	追加的対策に よる削減効果を 加味した 2030 (令和12) 年度排出量 ⑧=②+⑦
			町民・ 事業者 の 省エネ 行動等 ③	電気排 出係数 の低減 ④	各業界 の取組 による 削減 ⑤	ごみの 減量化 による 削減 ⑥		
産業部門	7,516	4,967		▲556			▲568	4,760
製造業	2,079	1,086		▲357			▲357	729
建設業・鉱業	1,986	770		▲100			▲100	670
農林水産業	3,451	3,111		▲99			▲99	3,012
業務その他部門	14,102	7,155	▲323	▲2,589			▲2,912	4,243
家庭部門	15,801	9,231	▲635	▲3,118			▲3,753	5,478
運輸部門	16,646	7,738	▲1,968		▲167		▲2,135	5,603
自動車	16,084	7,206	▲1,968				▲1,968	5,238
鉄道								
船舶	562	532			▲167		▲167	365
エネルギー 転換部門								
エネルギー 起源 CO <sub>2</sub> 以外	2,479	1,643				▲8	▲8	1,635
総排出量	56,544	30,734	▲2,926	▲6,263	▲167	▲8	▲9,364	21,370
								▲62.2%

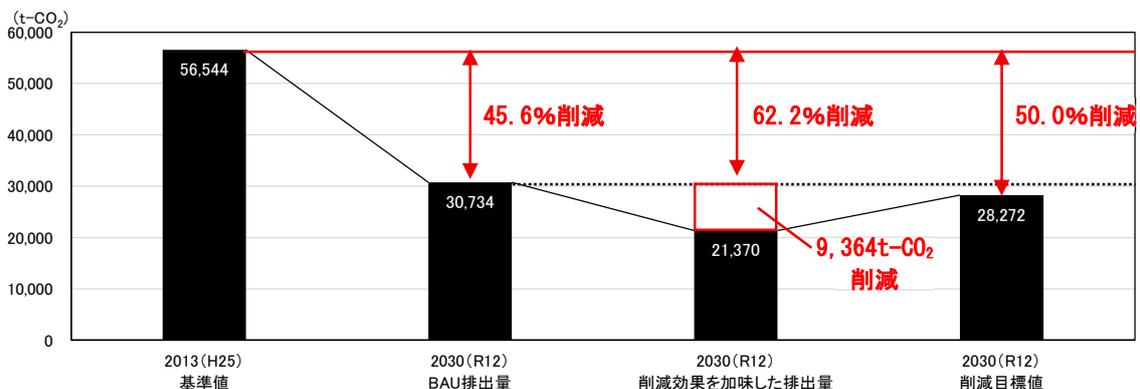


図 2-16 温室効果ガス排出量の蓋然性評価

### 4.3 温室効果ガス排出量の削減目標

本町の温室効果ガス削減目標は、「西伊豆町再エネ導入戦略（令和6年1月）」や国の「地球温暖化対策計画」の目標を踏まえ、以下の目標とします。

#### 【本町の温室効果ガス排出量の削減目標（2013（平成25）年度比）】

≪2030（令和12）年度≫

「西伊豆町再エネ導入戦略（令和6年1月）」同様、

**50.0%削減**

≪2035（令和17）年度≫

2030（令和12）年度と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な目標である

**62.5%削減**

≪2040（令和22）年度≫

「西伊豆町再エネ導入戦略（令和6年1月）」同様、

**75.0%削減**

≪2050（令和32）年度≫

「西伊豆町再エネ導入戦略（令和6年1月）」同様、

**ネット・ゼロ**

# 第3章 再生可能エネルギーの導入目標

## 1. 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

再生可能エネルギーのポテンシャルは3つのポテンシャル種（賦存量、推計値①、推計値②）から構成されます。（図 2-17 参照）

導入ポテンシャルとは、推計値①に該当する技術的に利用可能なエネルギー資源量である賦存量のうち、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因（土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等）により利用できないものを除いたエネルギー資源量のことです。

本町の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル調査は、再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】を基に整理しました。

なお、REPOS（リーポス）において整理されている木質バイオマスは賦存量を示しています。

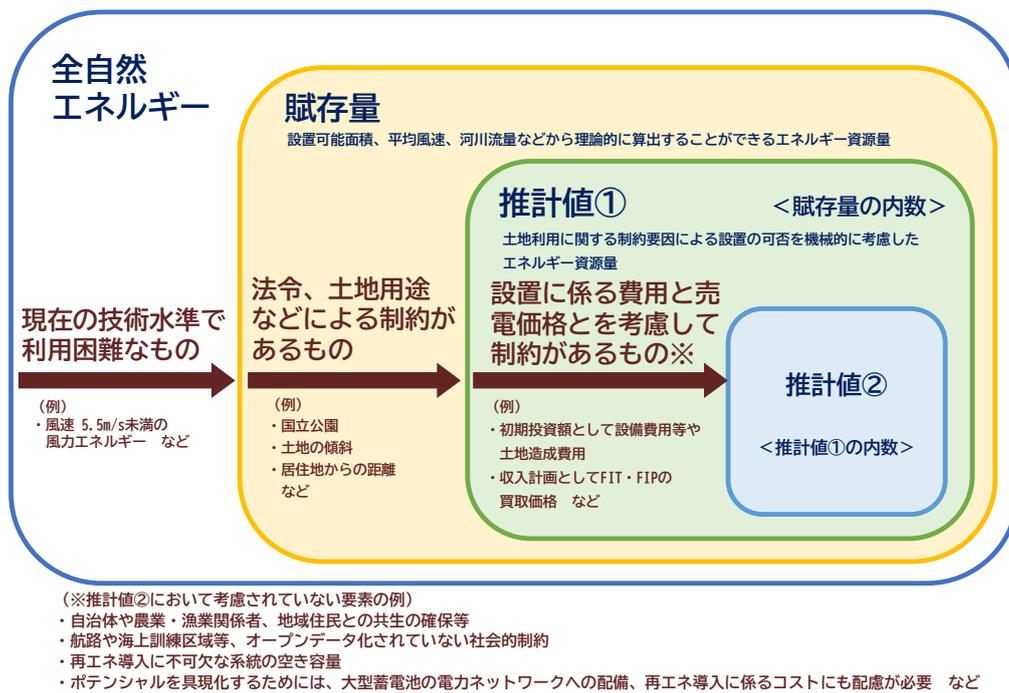


図 2-17 再生可能エネルギーのポテンシャルの定義

出典：再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】（環境省 HP）を参考に作成

### 【参考：REPOS とは】

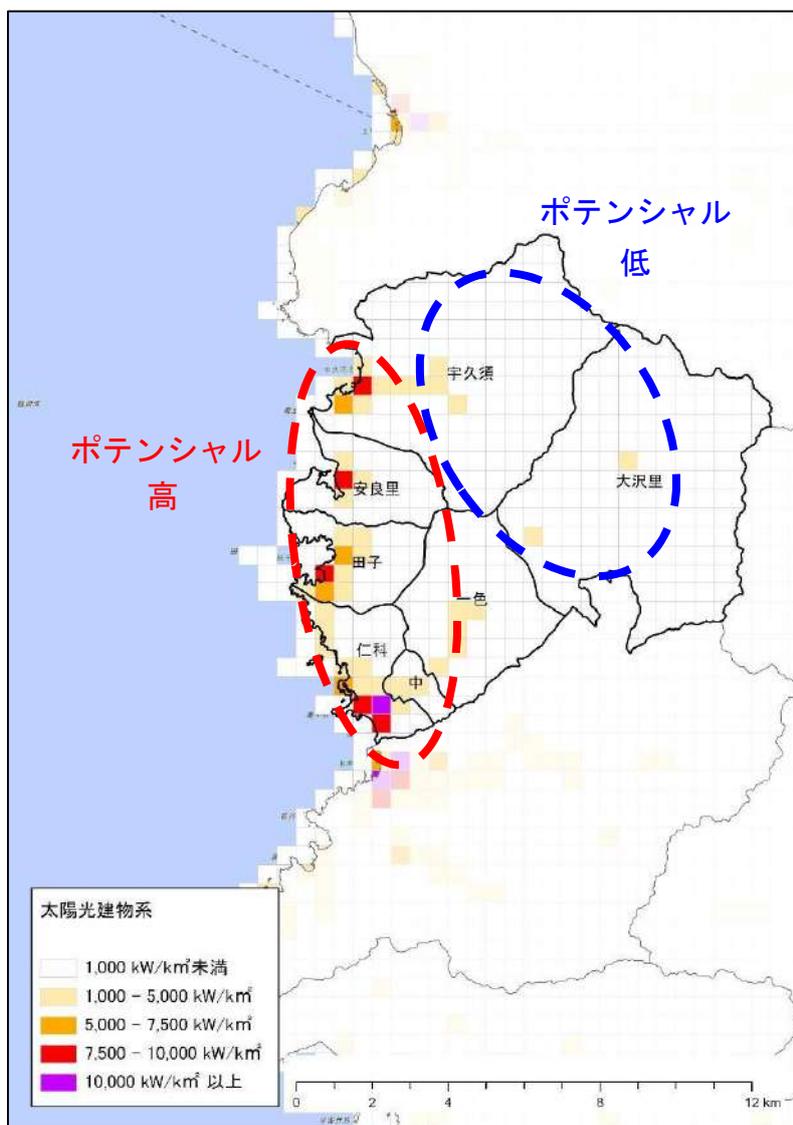
国内の再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として2020(令和2)年に環境省が開設したポータルサイトです。本サイトには、環境省が2009(平成21)年より実施してきた国内の再生可能エネルギーの賦存量、導入ポテンシャル等の調査結果を基にした全国・地域別の再エネ導入ポテンシャル情報が掲載されています。



## 1.1 再生可能エネルギー(電気)の導入ポテンシャル

### (1) 太陽光(建物系)

太陽光(建物系)の導入ポテンシャルは、官公庁、病院、学校、戸建住宅等、工場・倉庫、その他建物といった建築物の屋上への太陽光パネル設置を想定した推計値です。本町の導入ポテンシャルは、図 2-18 及び表 2-19 に示すとおりであり、本町全体で 43,546MW の導入ポテンシャルを有していることが確認され、年間で 60,515 MWh/年の発電量が推計されます。導入ポテンシャルは建物が多く存在している海岸線付近において高く、山地が多い内陸部では低くなっています。



出典：環境省 REPOS の算定結果に地域区分を加筆

図 2-18 太陽光(建物系)の導入ポテンシャル

表 2-19 太陽光（建物系）の導入ポテンシャル詳細

中区分	小区分	導入ポテンシャル	
		設備容量	年間発電電力量
建物系	官公庁	0.400 MW	552 MWh/年
	病院	0.097 MW	133 MWh/年
	学校	0.861 MW	1,188 MWh/年
	戸建住宅等	24.237 MW	33,857 MWh/年
	集合住宅	—	—
	工場・倉庫	0.172 MW	237 MWh/年
	その他建物	17.780 MW	24,547 MWh/年
	鉄道駅	—	—
	合計	43.546 MW	60,515 MWh/年

出典：再生可能エネルギー情報提供システム [REPOS (リーボス)] (環境省 HP)

【推計式】

導入ポテンシャル (設備容量：kW) = 設置可能面積 (㎡) × 設置密度 (kW/㎡)

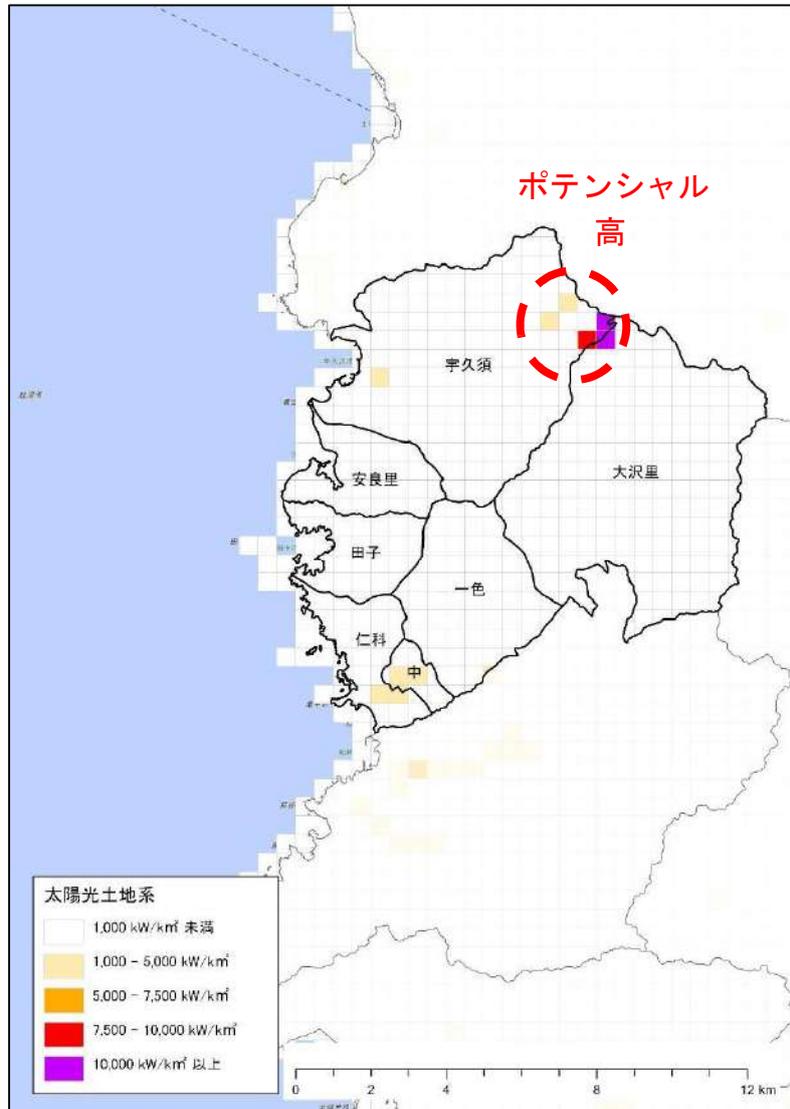
【備考】

- 設置可能面積は、建物ポリゴン (GEOSPACE 電子地図 (スタンダード)) データを使用し、建物カテゴリ別の設置可能面積算定係数 (戸建住宅等 0.48、戸建住宅等以外 0.499) を乗じ算出
- 設置密度は、建物カテゴリ別に設定 (戸建住宅等 (屋根) 0.167、戸建住宅等以外の建物 (屋上) 0.111)
- 図は、上記の算出結果を 500m メッシュ単位で集計し表示

出典：令和3年度再エネ導入ポテンシャルに係る情報活用及び提供方策検討等調査委託業務報告書 (環境省)、  
令和4年度再エネ導入促進に向けたポテンシャル・実績情報等の調査・検討委託業務報告書 (環境省)

## (2) 太陽光(土地系)

太陽光(土地系)の導入ポテンシャルは、田、畑、ため池等への太陽光パネル設置を想定した推計値です。本町の導入ポテンシャルは、図 2-19 及び表 2-20 に示すとおりであり、本町全体で 22.632 MW の導入ポテンシャルを有していることが確認され、年間で 31,245 MWh/年の発電量が推計されています。山林が多いこともあり町域全体としてはポテンシャルを有する地域が少なくなっています。



出典：環境省 REPOS の算定結果に地域区分を加筆

図 2-19 太陽光(土地系)の導入ポテンシャル

表 2-20 太陽光（土地系）の導入ポテンシャル詳細

中区分	小区分①	小区分②	導入ポテンシャル	
			設備容量	年間発電電力量
土地系	最終処分場	一般廃棄物	0.378 MW	522 MWh/年
	耕地	田	1.703 MW	2,352 MWh/年
		畑	12.066 MW	16,659 MWh/年
	荒廃農地	再生利用可能（営農地）※	1.440 MW	1,989 MWh/年
		再生利用困難	7.044 MW	9,725 MWh/年
	ため池		—	—
	合計		22.632 MW	31,245 MWh/年

出典：再生可能エネルギー情報提供システム [REPOS (リーポス)] (環境省 HP)

※再生利用可能（営農型）は、すべての荒廃農地に営農型太陽光を設置した場合の推計値を示す。

表 2-21 (参考) 再生利用可能な荒廃農地を別の設置方法で活用した場合

中区分	小区分	導入ポテンシャル	
		設備容量	年間発電電力量
※参考	再生利用可能（地上設置型）※ <sup>1</sup>	9.345 MW	12,901 MWh/年
	再生利用可能（農用地区域は営農型、農用地区域以外は地上設置型）※ <sup>2</sup>	4.089 MW	5,645 MWh/年

出典：再生可能エネルギー情報提供システム [REPOS (リーポス)] (環境省 HP)

※<sup>1</sup> 再生利用可能（地上設置型）は、すべての荒廃農地に地上設置型太陽光を設置した場合の推計値を示す。

※<sup>2</sup> 再生利用可能（農用地区域：営農型、農用地区域外：地上設置型）は、農用地区域内は営農型太陽光、農用地区域外は地上設置型太陽光を設置した場合の推計値を示す。

【推計式】

導入ポテンシャル（設備容量：kW）＝ 設置可能面積（㎡）× 設置密度（kW/㎡）

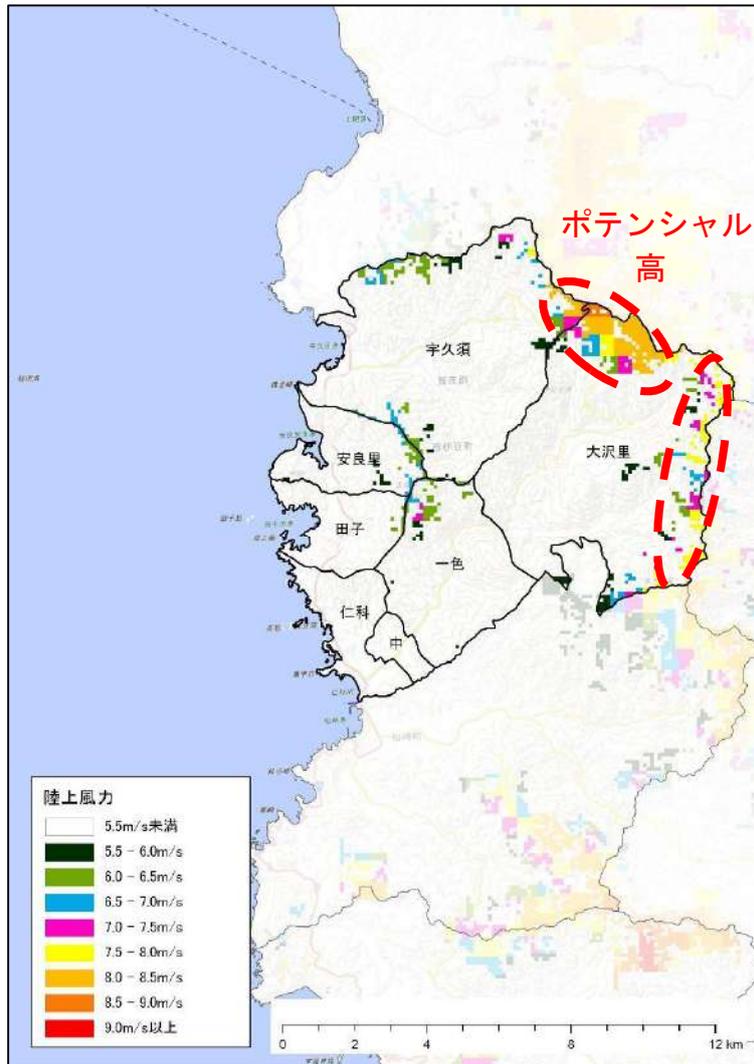
【備考】

- 設置可能面積は、各種統計データや GIS データを使用し、土地カテゴリー別の設置可能面積算定係数（一般廃棄物最終処分場 1.0、田・畑 1.0（周囲から 5m 内側のみ利用）、荒廃農地（営農型）0.483、荒廃農地（地上設置型）1.00、ため池 0.4）を乗じ算出
- 設置密度は、土地カテゴリー別に設定（一般廃棄物最終処分場 0.111、田・畑 0.04、荒廃農地（地上設置型）0.111、荒廃農地（営農型）0.04、ため池 0.111）
- 土地カテゴリーが田・畑、ため池は、以下を除外
  - ①傾斜度 20 度以上、②自然公園（特別保護地区、第 1 種特別地域）、③原生自然環境保全地域、④自然環境保全地域（特別地区）、⑤鳥獣保護区（特別保護地区）、⑥世界自然遺産地域、⑦土砂災害特別警戒区域、⑧土砂災害警戒区域、⑨土砂災害危険箇所、⑩浸水想定区域（洪水）浸水深 1.0m 以上
- 図は、上記の算出結果を 500m メッシュ単位で集計し表示

出典：令和 3 年度再エネ導入ポテンシャルに係る情報活用及び提供方策検討等調査委託業務報告書（環境省）、令和 4 年度再エネ導入促進に向けたポテンシャル・実績情報等の調査・検討委託業務報告書（環境省）

### (3) 風力(陸上風力)

風力(陸上風力)の導入ポテンシャルは、図 2-20 に示すとおりであり、本町全体で 93.4 MW の導入ポテンシャルを有していることが確認され、年間で 249,650 MWh/年の発電量が推計されています。



出典：環境省 REPOS の算定結果に地域区分を加筆

図 2-20 風力(陸上風力)の導入ポテンシャル

#### 【推計式】

導入ポテンシャル(設備容量: kW)

= 設置可能面積 (km<sup>2</sup>) × 陸上風力の単位面積当たりの設備容量 [10,000] (kW/km<sup>2</sup>)

#### 【備考】

・ 設置可能面積は、風況マップ(環境省作成: 20年平均値)から以下の条件を除外し推計

#### ① 自然条件

風速区分: 5.5m/s 未満、標高: 1,200m 以上、最大傾斜角: 20度以上、地上開度: 75° 未満

#### ② 社会条件(法制度等)

法規制区分(自然的条件): 国立・国定公園(特別保護地区、第1種特別地域)、都道府県立自然公園(第1種特別地域)、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、鳥獣保護区のうち特別保護地区(国指定、都道府県指定)、世界自然遺産地域

法規制区分(社会的条件): 航空法による制限(制限表面)

#### ③ 社会条件(土地利用等)

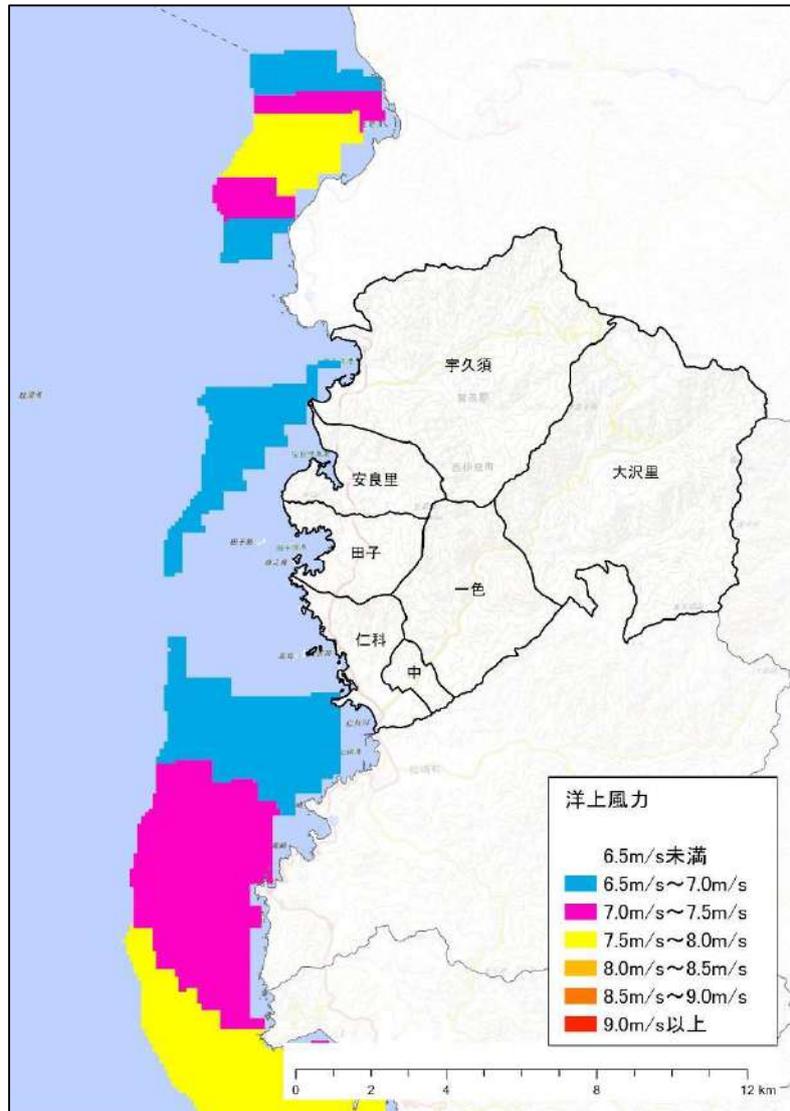
都市計画区分: 「準工業地域」、「工業地域」、「工業専用地域」を除く市街化区域/(土地利用区分)田、建物用地、道路、鉄道、河川地及び湖沼、海水域、ゴルフ場※「その他の農用地」、「森林」、「荒地」、「その他の用地」、「海浜」が開発可能な土地利用区分

#### ④ 居住地からの距離 500m 未満

出典: 令和3年度再エネ導入ポテンシャルに係る情報活用及び提供方策検討等調査委託業務報告書(環境省)

#### (4) 風力(洋上風力)

風力(洋上風力)の導入ポテンシャルは、図 2-21 に示すとおりであり、導入の目安となる風速 6.5m/s 以上の地点が確認されています。



出典：環境省 REPOS の算定結果に地域区分を加筆

図 2-21 風力(洋上風力)の導入ポテンシャル

**【推計式】**

導入ポテンシャル (kW) = 設置可能面積 (k㎡) × 8,000 (kW/k㎡)

**【備考】**

・設置可能面積は、風況マップ(環境省作成：20年平均値)から以下の条件を除外し推計

①自然条件

海面上 140m における風速が 6.5m/s 未満、陸地からの距離が 30km 以上、水深 200m 以上のメッシュを除く

②法規制

国立・国定公園(海域公園)を除く

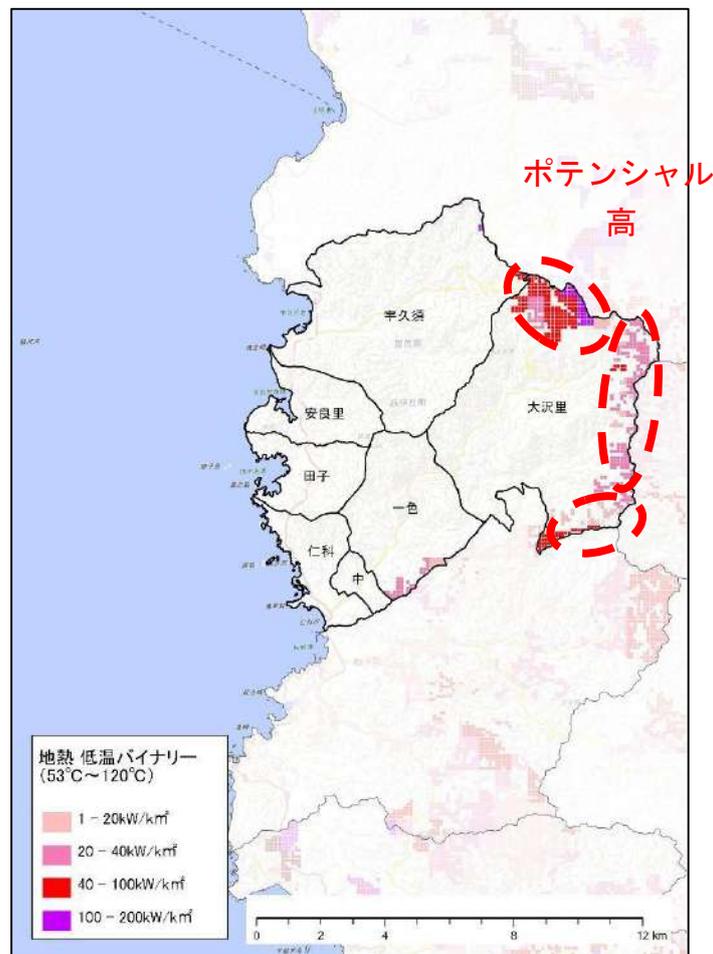
出典：我が国の再生可能エネルギー導入ポテンシャル 概要資料導入編(環境省)

## (5) 中小水力

本町に中小水力の導入ポテンシャルは REPOS 上では無いことが確認されましたが、本町では約 1.0MW の水力発電が導入されています。また、町内を流れる河川を活用した中小水力発電に関する問い合わせがあるため、個別の河川における実際の現地調査等の結果によっては、中小水力の導入に必要な条件を満たす可能性があります。

## (6) 地熱

地熱の導入ポテンシャルは、図 2-22 に示すとおりであり、本町全体で 0.270 MW の導入ポテンシャルを有していることが確認され、年間で 1,654 MWh/年の発電量が推計されています。「大沢里地域」において、多くの導入ポテンシャルが確認されています。



出典：環境省 REPOS の算定結果に地域区分を加筆

図 2-22 地熱（低温バイナリー）の導入ポテンシャル

### 【推計方法】

全国を 500m メッシュ単位で区切り、地熱資源量密度分布図より、技術的に利用可能な密度（150℃以上…10kW/km<sup>2</sup>以上、120～150℃…1kW/km<sup>2</sup>以上、53～120℃…0.1kW/km<sup>2</sup>以上）を持つメッシュを抽出

### 【備考】

・地熱資源量は、地熱資源量密度分布図から推計除外条件（国立・国定公園等の法制度、居住地からの距離などの土地利用状況を基に設定）を除外し推計

出典：令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書（環境省）、

令和4年度再エネ導入促進に向けたポテンシャル・実績情報等の調査・検討委託業務報告書（環境省）

## (7) 再生可能エネルギー(電気)導入ポテンシャルのまとめ

本町の再生可能エネルギー（電気）の導入ポテンシャルを表 2-22 に示します。

本町は、約 159.8MW の再生可能エネルギー（電気）の導入ポテンシャルを有しており、太陽光が約4割、風力が約6割を占めます。

2023（令和5）年度時点の再生可能エネルギー（電気）の導入状況としては、太陽光の実績があり、太陽光の導入ポテンシャル（設備容量）に対して6.8%の導入率となっています。

表 2-22 再生可能エネルギー（電気）導入ポテンシャルのまとめ

区分	推計対象	導入ポテンシャル	導入実績	導入率
太陽光	①建物系 ・戸建住宅等（屋根）、戸建住宅等以外（屋上） ②土地系 ・一般廃棄物最終処分場、田、畑、荒廃農地、ため池	66.2 MW (41.4%)	4.5 MW	6.8%
風力	①陸上風力 ・「準工業地域」、「工業地域」、「工業専用地域」を除く市街化区域 ・田、建物用地、道路、鉄道、河川地及び湖沼、海水域、ゴルフ場 ・居住地からの距離 500m 未満	93.4 MW (58.4%)	0.0 MW	0.0%
中小水力	①河川部 ②農業用水路	-	1.0 MW	-
地熱	①蒸気フラッシュ発電 ②バイナリー発電 ③低温バイナリー発電	0.3 MW (0.2%)	0.0 MW	-
合計 (設備容量)	-	159.8 MW	4.5 MW	2.8%
合計 (年間発電量)	-	343,065 MWh/年	5,930 MWh/年	1.7%

※1 合計数値には、導入ポテンシャルを有していない中小水力発電は含んでいない

※2 端数処理の関係上、計算値が一致しない場合がある

出典：再生可能エネルギー情報提供システム [REPOS (リーボス)] (環境省 HP) を参考に作成

### 【参考】

各再生可能エネルギー発電の導入ポテンシャルが有する年間発電電力量は約 343 千 MWh/年となっており、一般家庭約 7.7 万世帯分の年間電力消費量に相当し、西伊豆町の全世帯 (3,532 世帯 (2024 (令和6) 年度時点) で消費される電力をカバーすることができる。

※東海地方における 1 世帯当たりの年間電力消費量を 3,956kWh/世帯として算定

参考：令和5年度 家庭部門の CO<sub>2</sub> 排出実態統計調査 (確報値) (環境省)

## 1.2 再生可能エネルギー(熱)導入ポテンシャル

### (1) 太陽熱

太陽熱の導入ポテンシャルは、図 2-23 に示すとおりであり、本町全体で 98,889 GJ/年の導入ポテンシャルを有していることが確認されました。



出典：環境省 REPOS の算定結果に地域区分を加算

図 2-23 太陽熱の導入ポテンシャル

#### 【太陽熱（太陽熱利用システム）とは】

太陽熱利用システムは、太陽から放たれた光を集熱器で集め、給湯や冷暖房で利用するシステムのこと。

#### 【推計式】

導入ポテンシャル (MJ) = 設置可能面積 (㎡) × 平均日射量 (kWh/㎡/日) × 換算係数 (MJ/kWh) × 集熱効率 × 365 日

#### 【備考】

- 換算係数：3.6、集熱効率：0.4
- 設置可能面積を建築面積と同等、採熱率を地熱図データから想定するものとし、メッシュ単位で推計（その他の建物（商業施設、学校、オフィスビル等）は除外）
- メッシュ単位の太陽熱の導入ポテンシャルは Min（メッシュ単位の太陽熱の利用可能熱量、メッシュ単位の給湯熱需要量）を採用



出典：環境省 HP

出典：平成 25 年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書（環境省）、令和 4 年度再エネ導入促進に向けたポテンシャル・実績情報等の調査・検討委託業務報告書（環境省）

## (2) 地中熱

地中熱の導入ポテンシャルは、図 2-24 に示すとおりであり、本町全体で 377,912 GJ/年の導入ポテンシャルを有していることが確認されました。



出典：環境省 REPOS の算定結果に地域区分を加筆

図 2-24 地中熱の導入ポテンシャル

### 【地中熱（ヒートポンプ）とは】

地中熱（ヒートポンプ）とは、年間を通して温度が一定の地中を利用し、夏は外気より温度の低い地中に熱を放熱し、冬は外気より温度の高い地中から熱を採熱するシステムのこと。

### 【推計式】

導入ポテンシャル (Wh) = 採熱可能面積 (m<sup>2</sup>) × 採熱率 (W/m) × 地中熱交換井の密度 (本/m<sup>2</sup>) × 地中熱交換井の長さ (m/本) × 年間稼働時間 (h/年) × 補正係数

### 【備考】

- 採熱可能面積を建築面積と同等、採熱率を地熱図データから想定するものとし、メッシュ単位で推計
- メッシュ単位の地中熱の導入ポテンシャルは Min (メッシュ単位の地中熱利用の利用可能熱量、メッシュ単位の冷暖房熱需要量) を採用



出典：環境省 HP

出典：平成 27 年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書

### (3) 再生可能エネルギー(熱)導入ポテンシャルのまとめ

本町の再生可能エネルギー(熱)の導入ポテンシャルを表 2-23 に示します。

本町は、約 476,801GJ/年の再生可能エネルギー(熱)の導入ポテンシャルを有しており、太陽熱が約2割、地中熱が約8割を占めます。

表 2-23 再生可能エネルギー(熱)導入ポテンシャルのまとめ

区分	推計対象	導入ポテンシャル
太陽熱	戸建住宅、共同住宅、宿泊施設、余暇レジャー施設、医療施設 ※その他の建物(商業施設、学校、オフィスビル等)は除く	98,889 GJ/年 (20.7%)
地中熱	商業施設、学校、余暇・レジャー施設、宿泊施設、医療施設、公共施設、大規模住宅・オフィスビル、一般住宅	377,912 GJ/年 (79.3%)
合計 (年間発熱量)	-	476,801 GJ/年

出典：再生可能エネルギー情報提供システム [REPOS (リーボス)] (環境省 HP) を参考に作成

#### 【参考】

一般家庭約 3.1 万世帯分の年間のエネルギー消費量(熱量換算)に相当し、西伊豆町の全世帯(3,532 世帯(2024(令和6)年度時点)で消費されるエネルギー(熱量)をカバーすることができます。  
※東海地方における1世帯当たりの年間エネルギー消費量(熱量換算)のうち、冷房・暖房・給湯に係る消費量を 15.31GJ/世帯として算定。

参考：令和5年度 家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査(確報値)(環境省)

### 1.3 木質バイオマス(賦存量)

本町における木質バイオマスの賦存量を表 2-24 に示します。

本町の木質バイオマスは、発熱量ベースで約 255 千 GJ/年の賦存量を有しています。

なお、再生可能エネルギー情報システム（REPOS）におけるバイオマスエネルギーの定義は以下に示す3点としています。

①再エネポテンシャルの定義を踏まえて、

「発電・熱利用としてエネルギー利活用可能なものであること」

②木質バイオマスのカスケード利用といった考え方を踏まえて、

「他と競合利用が少ないこと」

③再エネという特性を踏まえて、

「継続的に一定量供給可能なバイオマスエネルギーであること」

《補足》

- ・バイオマスエネルギーには、廃棄物系バイオマスエネルギー及び未利用系バイオマスエネルギーが含まれるが、REPOS においては、このうち未利用系バイオマスエネルギーのうちの木質バイオマスエネルギーについて推計を行っている。
- ・②に関して、木質バイオマスエネルギーでは、材として利用する部分は含めない。
- ・③と関連して、森林の伐採後は、再造林することを前提とする。

表 2-24 木質バイオマスの賦存量

木質バイオマス	賦存量
発生量（森林由来分）	35.9 千m <sup>3</sup> /年
発熱量（発生量ベース）	255,377 GJ/年

出典：木質バイオマスの推計について（環境省）

令和 3 年度再エネ導入ポテンシャルに係る情報活用及び提供方策検討等調査委託業務報告書（環境省）

表 2-25 木質バイオマスの賦存量をベースとした発電・熱利用換算値（参考値）

項目		設備容量	年間発電電力量又は 年間供給熱量
発電換算	電気	1.8 MW	14,188 MWh/年
	熱利用	4.5 MW	127,689 GJ/年
熱電併給換算	電気	2.2 MW	17,735 MWh/年
	熱利用	4.5 MW	127,689 GJ/年
熱利用換算	熱利用	18.9 MW	204,302 GJ/年

## 1.4 再生可能エネルギー導入ポテンシャルのまとめ

本町の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル及び導入の実現性を表 2-26 に示します。

本町においては、太陽光、風力、太陽熱、地中熱、木質バイオマスの導入ポテンシャルが確認されており、太陽光や太陽熱は導入の実現性が高いものと考えられます。

風力や地中熱、木質バイオマスについては、自然環境や生活環境への配慮、導入コスト等の課題が解決されることで実現性が高くなるものと考えます。

表 2-26 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル及び導入の実現性

種類	区分	導入ポテンシャル	導入の実現性
電気	太陽光	66.2 MW	◎ 本町での導入ポテンシャルは高く、既に普及している技術であり、発電コストは、事業用が 10.9 円/kWh、住宅用が 14.5 円/kWh 程度（2023 年の試算）と試算されています。 ※火力の発電コスト：19.1～43.8 円/kWh 導入においては建物、土地等、適用の範囲が広い点が特徴で、将来的にも発電コストの低廉化が見込まれており、導入・普及の実現性は最も高いと考えられます。
	風力	93.4 MW	○ 風力発電は、風速 5.5m/s 以上の風速が確保されることが望ましく、本町において最もポテンシャルが高い再生エネ種です。導入においては自然への影響や騒音・低周波音の発生といった環境への影響を配慮する必要があり、事業規模や導入する地域の個別条件を踏まえた導入可否、実現性を判断する必要があります。発電コストは 16.3 円/kWh 程度となっています。
	中小水力	0 MW	△ REPOS 上では導入ポテンシャルを有していませんが、町内を流れる河川を活用した中小水力発電に関する問い合わせがあるため、個別の河川における実際の現地調査等の結果によっては、中小水力の導入に必要な条件を満たす可能性があります。導入においては自然への影響や水利権等に配慮する必要があり、事業規模や導入する地域の個別条件を踏まえた導入可否、実現性を判断する必要があります。発電コストは 13.3 円/kWh 程度となっています。
	地熱	0.3 MW	△ 本町での導入ポテンシャルは僅かしか確認されていませんが、季節や天候に左右されないため安定した電力供給が可能な技術です。他の再生エネと比較しても計画から稼働までの期間が長いので、将来的な導入が見込まれます。発電コストは 16.7 円/kWh 程度となっています。
熱	太陽熱	98,889 GJ/年	◎ 太陽熱利用は、普遍的な技術であり、導入コストは約 30～90 万円/戸程度となっています。地中熱利用よりも導入が容易と考えられ、実現性は高いと考えられます。
	地中熱	377,912 GJ/年	△ 将来的には、コスト低減、普及の拡大が望まれている技術。導入ポテンシャルは高いものの導入事例が全国でも少なく（9,188 件（2023（令和5）年度末時点）、導入コストが大きな課題となっています。将来的には、コスト低減、普及の拡大が望まれている技術となっています。

種類	賦存量	導入の実現性
木質バイオマス	255,377 GJ/年	○ 木質バイオマスの利活用においては、資源調達体制の構築やプラント整備・運営が必要になるとともに、電気と熱の利用を踏まえた事業採算性の確保が課題となることもあり、様々な課題をクリアしたうえで導入を推進する必要があります。

◎：導入に向けた大きな課題が少なく、現状で導入の実現性が高いもの

○：導入の実現に向けた課題が解決されることで導入が見込まれるもの

△：当面は導入の実現性が低いものの、将来的には導入が見込まれるもの。または現地調査等の結果によっては導入が見込まれるもの

×：将来的にも導入の実現性が限りなく低いもの

## 2. 再生可能エネルギーの導入目標

温対法では、再生可能エネルギーの利用促進等に関する施策に加え、施策の実施に関する目標を定めるよう努めることが規定されています。

この規定を踏まえ、区域施策編では再生可能エネルギーの導入目標を設定しますが、「西伊豆町再エネ導入戦略（令和6年1月）」で掲げた導入目標に準拠することとします。なお、「西伊豆町再エネ導入戦略（令和6年1月）」の策定以降、「第7次エネルギー基本計画（令和7年2月、閣議決定）」が公表されたことから、2040（令和22）年度における再生可能エネルギー導入目標についても検討します。

また、2023（令和5）年度に実施した町民及び事業者へのアンケート調査の結果を踏まえ、数値目標の蓋然性について評価を行います。

### 2.1 国の計画等に示された数値を参考にした導入目標

#### (1) 2030(令和12)年度における導入目標

本町の2030（令和12）年度における再生可能エネルギーの導入目標は、表2-27に示すとおり、**4.9MW（追加導入分）**となります。（「西伊豆町再エネ導入戦略（令和6年1月）」に準拠）

表 2-27 2030（令和12）年度における再生可能エネルギーの導入目標

		2023年度の 再エネによる 発電電力量 <sup>※1</sup> ①	2030年度の 西伊豆町 電力需要量 <sup>※2</sup> ②	必要な 発電電力量 <sup>※3</sup> ③=②×38%	追加で必要 となる再エネ 発電電力量 <sup>※4</sup> ④=③-①	導入が必要 となる再エネ 設備容量 <sup>※4</sup> ⑤
合計		9,264 MWh	41,466 MWh	15,757 MWh	6,493 MWh	<b>4.9 MW</b>
内 訳	太陽光発電 (10kW未満)	420 MWh	-	-	466 MWh	0.4 MW
	太陽光発電 (10kW以上)	5,428 MWh	-	-	6,026 MWh	4.6 MW
	風力発電	-	-	-	-	-
	水力発電	3,416 MWh	-	-	-	-
	地熱発電	-	-	-	-	-
	バイオマス発電	-	-	-	-	-

- ※1 既に導入されている再エネ設備容量は、自治体排出量カルテ（環境省）に示された2021（令和3）年度時点の数値を採用
- ※2 「2030年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）」を踏まえ、電力使用量を基準年（2013（平成25）年度）の87.3%（41,466MWh）に設定。2013（平成25）年度の電力使用量は、「都道府県別エネルギー消費統計（経済産業省資源エネルギー庁）」に公表されている静岡県内の電力使用量から、従業者数・製造品出荷額、世帯数を用いた案分計算によって試算
- ※3 必要な再生可能エネルギー由来の電力量は、「第6次エネルギー基本計画」を踏まえ**電力使用量の38%**として試算
- ※4 必要となる再エネ発電電力量と設備容量の内訳は、本町において最も導入実現性の高い太陽光発電とし、2021（令和3）年度の発電電力量割合を基に案分
- ※5 端数処理の関係上、計算値が一致しない場合がある

## (2) 2040(令和 22)年度における導入目標

本町の 2040 (令和 22) 年度における再生可能エネルギーの導入目標は、「第 7 次エネルギー基本計画 (令和 7 年 2 月、閣議決定)」や「2040 年度におけるエネルギー需給の見通し (関連資料) (令和 7 年 2 月、資源エネルギー庁)」で掲げられている数値を参考として検討した場合、表 2-28 に示すとおり、**6.1MW (追加導入分)** となります。

このため、2030 (令和 12) 年度から 2040 (令和 22) 年度においては、1.2MW の太陽光発電設備の新規導入が必要となります。

表 2-28 国の計画を用いた再生可能エネルギーの導入目標【2040 (令和 22) 年度】

		2023 年度の 再エネによる 発電電力量 <sup>※1</sup> ①	2040 年度の 西伊豆町 電力需要量 <sup>※2</sup> ②	必要な 発電電力量 <sup>※3</sup> ③=②×40%	追加で必要 となる再エネ 発電電力量 <sup>※4</sup> ④=③-①	導入が必要 となる再エネ 設備容量 <sup>※4</sup> ⑤
合 計		9,264 MWh	43,176 MWh	17,270 MWh	8,006 MWh	<b>6.1 MW</b>
内 訳	太陽光発電 (10kW 未満)	420 MWh	-	-	575 MWh	0.5 MW
	太陽光発電 (10kW 以上)	5,428 MWh	-	-	7,431 MWh	5.6 MW
	風力発電	-	-	-	-	-
	水力発電	3,416 MWh	-	-	-	-
	地熱発電	-	-	-	-	-
	バイオマス発電	-	-	-	-	-

- ※1 既に導入されている再エネ設備容量は、自治体排出量カルテ (環境省) に示された 2021 (令和 3) 年度時点の数値を採用
- ※2 「2040 年度におけるエネルギー需給の見通し (関連資料)」を踏まえ、電力使用量を基準年 (2013 (平成 25) 年度) の 90.9% (43,176MWh) に設定。2013 (平成 25) 年度の電力使用量は、「都道府県別エネルギー消費統計 (経済産業省資源エネルギー庁)」に公表されている静岡県 of 電力使用量から、従業者数・製造品出荷額、世帯数を用いた案分計算によって試算
- ※3 必要な再生可能エネルギー由来の電力量は、「第 7 次エネルギー基本計画」を踏まえ**電力使用量の 40%**として試算
- ※4 必要となる再エネ発電電力量と設備容量の内訳は、本町において最も導入実現性の高い太陽光発電とし、2021 (令和 3) 年度の発電電力量割合を基に案分
- ※5 端数処理の関係上、計算値が一致しない場合がある

### 【参考】6.1MW の再エネ設備を導入した場合の温室効果ガス排出量の削減目安

6.1MW の再エネ設備を導入した場合、6,331MWh の電力の発電が見込める。仮に東京電力エナジーパートナー株式会社から 8,006MWh の電気を購入した場合、3,451t-CO<sub>2</sub> の排出が見込まれるため、3,451t-CO<sub>2</sub> の温室効果ガス排出の抑制がされたと考えることができる。

- ※1 発電電力量 (MWh) = 設備容量 (MW) × 設備利用率 (%) × 8,760 時間/年  
設備利用率は、環境省資料から太陽光発電 (10kW 未満) を 13.7%、太陽光発電 (10kW 以上) を 15.1% に設定
- ※2 東京電力エナジーパートナー株式会社の電力の排出係数は、0.431t-CO<sub>2</sub>/MWh (2023 (令和 5) 年度実績) として試算

## 2.2 町民・事業者へのアンケート調査を踏まえた数値目標の蓋然性評価

国の計画等に準拠した場合、新規導入が必要となる太陽光発電設備の容量は 6.1MW となります。

2023（令和5）年度に実施した町民・事業者アンケート調査を活用して、追加導入が必要となる再エネ設備容量 6.1MW の蓋然性を確認します。

アンケート調査結果を踏まえた太陽光発電設備の導入ポテンシャルは 7.1MW となり、導入目標を上回る結果となっています。（表 2-29 参照）

表 2-29 町民・事業者へのアンケート調査を踏まえた数値目標の蓋然性評価

	総世帯数/ 総事業所数 ①	太陽光発電について、 導入の余地があると 回答した割合 ②	1世帯/1事業所 あたりの設備容量 <sup>※1</sup> ③	導入ポテンシャル 太陽光発電設備容量 ①×②×③÷1,000
町民	3,532 世帯	30.1 %	6.0 kW	6.4 MW
事業者	520 事業所	40.7 %	3.3 kW	0.7 MW
合計	-	-	-	<b>7.1 MW</b>

※1 アンケート調査結果から把握できた太陽光発電の導入容量の平均値を採用

【参考】7.1MWの再エネ設備を導入した場合の温室効果ガス排出量の削減目安

7.1MWの再エネ設備を導入した場合、8,634MWhの電力の発電が見込める。仮に東京電力エナジーパートナー株式会社から8,634MWhの電気を購入した場合、3,721t-CO<sub>2</sub>の排出が見込まれるため、3,721t-CO<sub>2</sub>の温室効果ガス排出の抑制がされたと考えることができる。

※1 発電電力量 (MWh) = 設備容量 (MW) × 設備利用率 (%) × 8,760 時間/年

設備利用率は、環境省資料から太陽光発電(10kW未満)を13.7%、太陽光発電(10kW以上)を15.1%に設定

※2 東京電力エナジーパートナー株式会社の電力の排出係数は、0.431kg-CO<sub>2</sub>/kWh(2023(令和5)年度実績)として試算

## 2.3 再生可能エネルギーの導入目標の設定

本町における再生可能エネルギーの導入は、現時点でも導入実績があり、設置に対する町民・事業者の社会的受容性の高い**太陽光を中心**として推進します。

太陽光を中心とした再エネ導入を推進し、脱炭素や再エネ導入に対する町民・事業者の理解を醸成していくことで、本町において導入ポテンシャルを有するその他の再エネについても事業ごとの特性や地域の自然的条件、社会的条件に十分に配慮した上で導入を推進するものとします。

### 【再生可能エネルギーの導入目標】

①2030（令和12）年度までに、**太陽光を中心として 4.9MWの新規導入**を目指す。

②2040（令和22）年度までに、**太陽光を中心として 6.1MWの新規導入**を目指す。

③導入ポテンシャルを有する太陽光以外の再エネについても、事業ごとの特性や地域の自然的条件、社会的条件に十分に配慮した上で導入を推進するものとする。

## 第4章 脱炭素社会の将来ビジョンと基本方針

### 1. 将来ビジョンの検討

「西伊豆町再エネ導入戦略（令和6年1月）」の中で検討しました、本町のネット・ゼロの実現に向けた将来ビジョン(≒2050年の姿として「あるべき姿」)について、改めて整理します。整理にあたっては、「西伊豆町再エネ導入戦略（令和6年1月）」同様、以下に示す2つの視点から整理します。

- 地域概況や2023（令和5）年度に実施した町民・事業者へのアンケート調査等から把握できる本町の課題と課題解決を図った際に、達成することが考えられる姿
- 国の掲げる重点対策に係る本町の課題と課題解決を図った際に、達成することが考えられる姿

#### 1.1 地域概況やアンケート調査等から把握できる地域課題と施策の方向性を踏まえた将来ビジョン

地域概況や2023(令和5)年度に実施したアンケート調査等によって把握した主な特徴と課題、ネット・ゼロ実現に向けた施策の方向性を基にした将来ビジョンを以下に示します。

**特徴①：再エネの導入状況は、ポテンシャルに対して約3%の導入率となっている。**

【根拠：[再エネ導入ポテンシャル調査](#)】

課題	●町民・事業者の再エネ導入に対する意識啓発を図るとともに、導入にかかる費用負担軽減や地域共生・地域裨益型再エネ事業の意義、メリットなどを周知し、域内への再エネ導入を普及させる必要がある。
施策の方向性	●社会的条件に配慮しながら、再エネ設備の導入を推進する。 ●再エネ設備の導入にあたっては、地域資源（農地・地元企業等）を活用し、地域経済の活性化を促す。
想定される施策	●再エネ導入や事業に関する情報発信 ●再エネ設備の導入助成制度の創設 ●再エネの導入促進区域の検討
将来ビジョン	➤再エネ設備が最大限導入され、地域の脱炭素化と地域経済の活性化が両立している。

**特徴②：本町では“太陽光発電”及び“太陽熱利用”の利用が有用である。**

【根拠：再エネ導入ポテンシャル調査】

課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●太陽光発電の導入率は、導入ポテンシャルの6.8%程度であり、太陽光発電や太陽熱利用を「導入したくない」と考える町民が約4割、事業者が約2割存在している。</li> <li>●高齢化率が50%を超過しており、再エネ設備の導入に対するハードルが高い。</li> <li>●脱炭素の推進にあたって、約6割の町民と約5割の事業者は、費用面が課題であると回答している。</li> <li>●太陽熱利用は、普遍的かつ安価な技術であるが、太陽光発電との併設が出来ない。</li> </ul>
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民・事業者の脱炭素に向けた意識の醸成を図り自発的な脱炭素の取組を促す。</li> <li>●再エネ設備導入に対する補助金等により、太陽光発電を主とした普及を拡大する。</li> </ul>
想定される施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●太陽光発電や太陽熱利用に関する情報発信</li> <li>●PPA 事業やリース事業といった初期投資に関する情報発信</li> <li>●行政の率先的な太陽光発電や太陽熱利用に係る設備の導入</li> <li>●太陽光発電や太陽熱利用に係る設備の導入助成制度の創設</li> </ul>
将来ビジョン	<p>➤建築物等（住宅、事業所、工場、用地等）には、太陽光発電や太陽熱利用設備が標準的に設置されている。</p>

**特徴③：再エネ設備の導入意識が低い。**

【根拠：アンケート調査】

課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再エネ設備の適正な導入には9割以上の町民・事業者が賛成しているものの、再エネ設備を「導入したくない」と考える町民が約4割、事業者が約2～3割存在している。</li> <li>●高齢化率が50%を超過しており、再エネ設備の導入に対するハードルが高い。</li> </ul>
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民・事業者の脱炭素に向けた意識の醸成を図り自発的な脱炭素の取組を促す。</li> <li>●町域に再エネ設備を普及させ、再エネ設備導入に対する機運を醸成する。</li> </ul>
想定される施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再エネ設備や事業に関する情報発信</li> <li>●行政の率先的な再エネ設備・省エネ設備の導入</li> </ul>
将来ビジョン	<p>➤町民・事業者が再エネ設備の重要性を理解し、自発的に導入や活用を進めている。</p>

**特徴④**：町民、事業者ともに脱炭素を進めるうえでは『ライフスタイルの見直し、省エネを心がける』や『普段の生活から出るごみの削減』といった比較的实施しやすい取組が重要と考えられている。

【根拠：アンケート調査】

課 題	●町民・事業者ともに、脱炭素の推進に向けて「ライフスタイルの見直し」や「省エネの心がけ」、「ごみの削減」といった比較的实施しやすい取組が重視されている一方で、これらの取組を持続的かつ広範に展開するための意識の定着や行動変容が必要である。
施策の方向性	●町民・事業者が日常生活や事業活動の中で、省エネやライフスタイルの見直し及びごみの減量化を継続的に実践できるよう、意識醸成と行動支援を強化する。 ●実施しやすい取組を地域全体に広げることで、脱炭素社会への移行を着実に進める。
想定される施策	●脱炭素に関する情報発信 ●6R運動の推進を図るための啓発や情報発信
将来ビジョン	➢町民・事業者が自らのライフスタイルや事業活動を見直し、省エネ・6R運動を日常的に実践することが当たり前となっている。 ➢地域全体で脱炭素への取組が広がり、持続可能な社会の実現に向けて一体感を持って行動できる地域となっている。

**特徴⑤**：脱炭素を推進するうえで、約半数以上の町民・事業者は費用面、約3割の町民・事業者は意識面や情報面が課題であると考えている。

【根拠：アンケート調査】

課 題	●町民・事業者ともに、脱炭素の推進に向けて再エネ設備や省エネ機器の導入費用の高さが大きな障壁となっており、普及が進みにくい状況にある。 ●町民の約3割が【意識面】、事業者の約3割が【人材・情報・時間不足】、【どう取り組めば良いのかわからない】としており、啓発、情報発信により行動変容を促すことが必要である。
施策の方向性	●様々な情報媒体を通じた周知を行い、町民・事業者の脱炭素に向けた意識の醸成を図るとともに、補助金を呼び水とした省エネ機器への買い替えや再エネ設備導入等の自発的な脱炭素行動を促す。
想定される施策	●脱炭素に関する情報発信 ●再エネ設備・省エネ設備の導入に係る助成制度の創設
将来ビジョン	➢町民・事業者が脱炭素の重要性を理解し、自発的に脱炭素化を進めている。 ➢町民・事業者が経済的な負担を感じることなく、再エネ設備や省エネ機器を積極的に導入できる環境が整い、地域全体で脱炭素化が着実に進展している。

**特徴⑥：伊豆半島ジオパーク等といった観光資源を有しており、基幹産業が観光業となっている。**

【根拠：地域概況・総合計画】

課 題	●今後も本町の観光資源を有効的に活用し、地域経済の活性化や観光客の増加につなげる必要がある。
施策の方向性	●観光振興と脱炭素の両立を目指し、環境負荷の少ない観光スタイルや移動手段の導入、サステナブルツーリズムの推進を図る。
想定される施策	●サステナブルツーリズムの導入推進
将来ビジョン	➢環境に配慮したサステナブルな観光が定着している。

**特徴⑦：地域外からエネルギーを購入している状況となっている。**

【根拠：地域概況】

課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エネルギーの調達を域外に依存しており、エネルギー獲得に係る代金が約 10 億円域外流出しているため、域外への経済支出を抑制する必要がある。</li> <li>●南海トラフ地震等の自然災害に対する備えが必要であり、災害時における電力供給体制を確保することが必要となっている。</li> <li>●再エネの導入状況は、ポテンシャルに対して約3%の導入率となっている。</li> <li>●蓄電池の導入は町民が2.7%、事業者が1.1%程度となっている。</li> <li>●電気自動車への転換に賛成している町民・事業者は8割を超えているものの、電気自動車の導入率が低くなっている。</li> </ul>
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エネルギーの地産地消が可能となる体制を構築し、域外への経済支出を抑制する。</li> <li>●再エネ設備や蓄電池の導入に伴うレジリエンス強化などの情報発信を行い、町民・事業者の自発的な再エネ設備や蓄電池の導入を促す。</li> <li>●避難所施設等に災害時でも活用できる電力供給網を構築し、地域レジリエンスの強化を図る。</li> <li>●非常時における可搬型の電源として、電動車の活用を検討する。</li> </ul>
想定される施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エネルギーの地産地消を目指した体制の構築検討</li> <li>●再エネ設備や蓄電池の導入メリット（レジリエンス強化や経済メリット）などの情報発信</li> <li>●行政の率先的な再エネ設備の導入や再エネ設備を活用した災害時でも活用できる電力供給網の構築</li> <li>●電動車に関する情報発信</li> <li>●電動車や充電インフラの導入促進</li> </ul>
将来ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢エネルギーの地産地消の体制が構築され、域外への経済支出を抑制するとともに、非常時にも電力供給ができる体制が整っている。</li> <li>➢電動車を活用した地域レジリエンスの強化が図られている。</li> </ul>

特徴⑧：農林水産に関して、豊かな地域資源を有する。

【根拠：地域概況・総合計画】

課題	<ul style="list-style-type: none"><li>●本町の約8割は山林であり、森林の適切な管理や活用を通じた吸収機能の維持・向上が必要である。</li><li>●海洋環境の変化などにより、水揚量が減少傾向に推移しているため、海洋環境の回復を図る必要がある。</li><li>●漁港施設の老朽化が進んでおり、維持管理していくことが必要である。</li></ul>
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>●森林のCO<sub>2</sub>吸収機能を維持・強化するため、適切な森林管理や保全活動を推進する。</li><li>●森林資源の持続可能な活用を図り、地域経済と連携した取組を進めることで、ネット・ゼロと地域活性化の両立を目指す。</li><li>●海藻藻場を回復・造成することで、CO<sub>2</sub>吸収機能（ブルーカーボン）の強化と磯根資源の水揚量向上を目指す。</li><li>●漁港施設における省エネ機器への転換を促進し、ネット・ゼロと維持管理の両立を目指す。</li></ul>
想定される施策	<ul style="list-style-type: none"><li>●森林資源の利活用促進</li><li>●藻場造成の促進</li><li>●一次産業の施設・設備に係る脱炭素化の促進</li></ul>
将来ビジョン	<ul style="list-style-type: none"><li>➢豊かな森林・藻場が適切に管理・活用され、CO<sub>2</sub>吸収機能が維持・強化されている。</li><li>➢森林を活かした地域経済の活性化が進み、環境と共生する持続可能な地域社会が実現している。</li><li>➢環境負荷の少ない一次産業が展開されている。</li></ul>

特徴⑨：EV（電気自動車）、HV・PHV（ハイブリッド自動車）、FCV（燃料電池自動車）といった電動車の導入余地は高い。

【根拠：アンケート調査】

課題	<ul style="list-style-type: none"><li>●電気自動車への転換に賛成している町民・事業者は8割を超えているものの、実際の電気自動車の導入率は低く、電気自動車普及をさらに加速させる取組が必要である。</li><li>●高齢化率が50%を超過しており、新たな自家用車（電動車）の導入に対するハードルが高い。</li></ul>
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>●次世代自動車の導入を促進するため、具体的な支援策や環境整備を強化する。</li><li>●次世代自動車の利便性や導入メリットの「見える化」を進め、脱炭素社会への転換を加速する。</li></ul>
想定される施策	<ul style="list-style-type: none"><li>●電動車に関する情報発信</li><li>●行政の率先的な電動車や充電インフラの導入</li><li>●電動車のシェアリング事業の実施</li><li>●電動車や充電インフラの導入に係る助成制度の創設</li></ul>
将来ビジョン	<ul style="list-style-type: none"><li>➢電動車の充電設備等の充実によって、家庭や事業所では、電動車が標準化され、ゼロカーボン・ドライブが定着されている。</li><li>➢電動車を活用した地域レジリエンスの向上が図られている。</li></ul>

特徴⑩：基幹的な公共交通機関は、路線バスである。

【根拠：地域概況】

課 題	<ul style="list-style-type: none"><li>●通院、通学、買い物等の移動手段に加え、観光客の足としても重要な役割を担っている路線バスは、使用燃料の脱炭素化が必要である。</li><li>●高齢化率が50%を超過しており、高齢者の移動の足が必要となっているが、近隣市町と比較しても、公共交通機関による人口カバー率が低くなっている。</li></ul>
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>●公共交通機関について、電動車への転換を図るなど、脱炭素化を促進する。</li><li>●地域の実情に応じた生活交通の維持・確保に努め、公共交通機関への利用転換を促進する。</li></ul>
想定される施策	<ul style="list-style-type: none"><li>●公共交通機関への電動車の導入</li><li>●有用な公共交通網の形成</li></ul>
将来ビジョン	<ul style="list-style-type: none"><li>➢公共交通機関への電動車の導入が進み、再エネ由来の電気を利用するなど、脱炭素化が図られている。</li><li>➢有用な公共交通網の形成により、高齢者が安心して暮らせるまちとなっている。自家用車から公共交通機関への利用転換が図られている。</li></ul>

特徴⑪：1人1日あたりのごみ排出量が全国や静岡県よりも多くなっている。

【根拠：地域概況】

課 題	<ul style="list-style-type: none"><li>●1人1日あたりのごみ排出量は全国や静岡県よりも多く、観光ごみや飲食宿泊業から発生する食品ロスを含めたごみの減量が必要である。</li></ul>
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>●町民・事業者に加え、観光客を含めた6R運動の周知・啓発を行い、ごみの減量化を推進する。</li></ul>
想定される施策	<ul style="list-style-type: none"><li>●6R運動の推進を図るための啓発や情報発信</li><li>●観光客に対するごみ減量化に係る周知・啓発</li></ul>
将来ビジョン	<ul style="list-style-type: none"><li>➢町民・事業者・観光客が一体となって6R運動に取り組み、循環型社会の構築に寄与している。</li></ul>

## 1.2 国の掲げる重点施策に係る本町の課題と方針を踏まえた将来ビジョン

国は 2050 年ネット・ゼロを目指すにあたって、地域課題を解決し地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素化を目指しており、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示した「地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日、国・地方脱炭素実現会議）」を公表しています。

「地域脱炭素ロードマップ」では、以下に示す 8 つの脱炭素の基盤となる重点対策を示しており、国の重点対策に対する本町の課題とネット・ゼロ実現に向けた施策の方向性を基にした将来ビジョンを以下に示します。

### 国の重点対策① 屋根置き等の自家消費型の太陽光発電

建物の屋根等に設置し屋内・電動車で自家消費する太陽光発電を導入する。自家消費型の太陽光発電は、系統制約や土地造成の環境負荷等の課題が小さく、低圧需要では系統電力より安いケースも増えつつある。余剰が発生すれば域内外で有効利用することも可能であり、蓄エネ設備と組み合わせることで災害時や悪天候時の非常用電源を確保することができる。

課題	●太陽光発電の PPA モデルやリース事業について、「知らないし、興味がない」と回答した町民が約4割、事業者が約3割を占めており、PPA やリースといった初期費用負担の少ない導入手法への理解・関心が十分に広がっていない。
施策の方向性	●町民・事業者に対して、PPA モデルやリース事業のメリットや仕組みについて分かりやすく情報提供し、関心を高める。 ●実際の導入事例や効果を紹介し、再生可能エネルギー導入のハードルを下げること で、脱炭素化の取組を促進する。
想定される施策	●太陽光発電に関する情報発信 ●PPA 事業やリース事業といった初期投資ゼロの事業に関する情報発信
将来ビジョン	➢建築物には太陽光発電システムを導入することが標準化している。 ➢再エネにより発電した電力の調達が標準化している。

### 国の重点対策② 地域共生・地域裨益型再エネの立地

一次産業と再エネの組合せ、土地の有効活用、地元企業による施工、収益の地域への還流、災害時の電力供給等、地域の環境・生活と共生し、地域の社会経済に裨益する再エネの開発立地を、できるだけ費用効率的に行う。そのために、市町村は、地域の再エネ導入ポテンシャルを最大限活かす導入目標を設定し、公共用地の管理者や農業委員会等と連携し、再エネ促進区域の選定（ポジティブゾーニング）、環境配慮や地域貢献の要件の設定や地域協議会の開催等を主体的に進める。

課題	●耕作されていない農地が増加しているため、再エネの普及、経済の活性化、災害時の電力供給等、地域の環境や生活と調和した地域経済にも貢献する再エネ開発が求められている。
施策の方向性	●太陽光発電の導入を拡大する。（例：住宅・公共施設・工場・耕地・荒廃農地等） ●地元企業との協働による再エネ設備の導入を通じて地域経済の活性を促す。
想定される施策	●耕作されていない農地など、太陽光発電設備の導入が可能な場所への導入促進
将来ビジョン	➢土地が有効活用され、地元企業や住民に利益が還元される持続可能な地域社会が実現している。 ➢災害時にも強い、地域の環境・生活と調和した再エネ開発が進み、脱炭素と地域経済活性化の両立が図られている。

### 国の重点対策③ 公共施設等の業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導

庁舎や学校等の公共施設を始めとする業務ビル等において、省エネの徹底や電化を進めつつ、二酸化炭素排出係数が低い小売電気事業者と契約する環境配慮契約を実施するとともに、再エネ設備や再エネ電気を、共同入札やリバースオークション方式も活用しつつ費用効率的に調達する。あわせて、業務ビル等の更新・改修に際しては、2050年まで継続的に供用されることを想定して、省エネ性能の向上を図り、レジリエンス向上も兼ねて、創エネ（再エネ）設備や蓄エネ設備（EV/PHEVを含む）を導入し、ZEB化を推進する。

課 題	●公共施設への太陽光発電設備の導入は限定的であり、導入促進が求められる。
施策の方向性	●公共施設への太陽光発電設備の導入を積極的に推進し、地域全体の再生可能エネルギー導入拡大のけん引役とする。 ※公共施設は地域のモデルケースとなる存在であり、導入拡大による波及効果や町民・事業者への啓発効果も期待される。
想定される施策	●行政の率先的な太陽光発電設備の導入
将来ビジョン	➢公共施設への太陽光発電設備の導入割合が大幅に向上し、地域の脱炭素化を先導している。 ➢公共施設が再エネ普及のモデルとなり、町民・事業者の再エネ導入意欲が高まり、持続可能な地域社会が実現している。

### 国の重点対策④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上

地域の住宅・建築物の供給事業者が主役になって、家庭の最大の排出源の一つである冷暖房の省エネ（CO<sub>2</sub>削減）と、健康で快適な住まいの確保のために、住宅の断熱性等の省エネ性能や気密性の向上を図る。住宅の再エネ・創エネ設備や、蓄エネ設備（EV/PHEVを含む。）は、ネットワーク化することで需給調整に活用でき、地域のレジリエンス強化にも資する。

課 題	●ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）住宅の導入割合は2.2%程度であり、脱炭素化を進める上では、さらなる普及促進が求められている。 ●ZEH化へは約200～300万円/戸のコスト増となるため、導入しやすい仕組み作りが必要となっている。 ●高齢化率が50%を超過しており、ZEH住宅の導入に対するハードルが高い。
施策の方向性	●ZEH住宅の導入メリットや補助制度等の情報発信を行う。 ●補助金等の情報周知や施策展開によって、ZEHを選択しやすい環境を整備し、脱炭素化を加速する。
想定される施策	●ZEHに関する情報発信 ●ZEH導入に係る助成制度の創設
将来ビジョン	➢ZEH住宅の導入割合が大幅に向上し、家庭からのCO <sub>2</sub> 排出量が着実に削減されている。 ➢省エネ・創エネ住宅が地域の標準となり、快適で環境にやさしい住まいが広がっている。

### 国の重点対策⑤ ゼロカーボン・ドライブ

再エネ電力とEV/PHEV/FCVを活用する「ゼロカーボン・ドライブ」を普及させ、自動車による移動を脱炭素化する。動く蓄電池等として定置用蓄電池を代替して自家発再エネ比率を向上し、災害時には非常電源として活用し地域のエネルギーレジリエンスを向上させる。

課題	<ul style="list-style-type: none"><li>●電気自動車への転換に賛成している町民・事業者は8割を超えているものの、実際の電気自動車の導入率は低く、電気自動車普及をさらに加速させる取組が必要である。</li><li>●高齢化率が50%を超過しており、新たな自家用車（電動車）の導入に対するハードルが高い。</li></ul>
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>●次世代自動車の導入を促進するため、具体的な支援策や環境整備を強化する。</li><li>●次世代自動車の利便性や導入メリットの「見える化」を進め、脱炭素社会への転換を加速する。</li></ul>
想定される施策	<ul style="list-style-type: none"><li>●電動車に関する情報発信</li><li>●行政の率先的な電動車や充電インフラの導入</li><li>●電動車のシェアリング事業の実施</li><li>●電動車や充電インフラの導入に係る助成制度の創設</li></ul>
将来ビジョン	<ul style="list-style-type: none"><li>▶電動車の充電設備等の充実によって、家庭や事業所では、電動車が標準化され、ゼロカーボン・ドライブが定着されている。</li><li>▶電動車を活用した地域レジリエンスの強化が図られている。</li></ul>

### 国の重点対策⑥ 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行

プラスチック資源の分別収集等、食品ロス削減推進計画に基づく食品ロス半減、食品リサイクル、家庭ごみ有料化の検討・実施、有機廃棄物等の地域資源としての活用、廃棄物処理の広域化・集約的な処理等を、地域で実践する。

課題	<ul style="list-style-type: none"><li>●1人1日あたりのごみ排出量は全国や静岡県よりも多く、基幹産業である観光業から発生する観光ごみの減量が必要である。</li></ul>
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>●使い捨てプラスチック製品の使用を抑制し、再使用や使用後の適正処理の推進を図る。</li><li>●食品ロス削減に向けた取組について研究し、排出抑制に向けた町民・事業者への意識啓発を行うとともに、観光客に対しても意識啓発を行う。</li></ul>
想定される施策	<ul style="list-style-type: none"><li>●町民・事業者・観光客に対するごみ減量化に係る周知・啓発</li></ul>
将来ビジョン	<ul style="list-style-type: none"><li>▶町民・事業者・観光客が一体となって6R運動に取り組み、循環型社会の構築に寄与している。</li></ul>

### 国の重点対策⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり

都市のコンパクト化やゆとりとにぎわいあるウォークアブルな空間の形成等により車中心から人中心の空間へ転換するとともに、これと連携した公共交通の脱炭素化と更なる利用促進を図るとともに、併せて、都市内のエリア単位の脱炭素化に向けて包括的に取り組む。加えて、スマートシティの社会実装化や、デジタル技術の活用等を通じて都市アセットの機能・価値を高め、その最大限の利活用を図る。さらにグリーンインフラや Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）等を推進する。

課題	●高齢化率が50%を超過しており、高齢者の移動の足が必要となっているが、近隣市町と比較しても、公共交通機関による人口カバー率が低くなっている。
施策の方向性	●地域の実情に応じた生活交通の維持・確保に努め、公共交通機関への利用転換を促進する。
想定される施策	●有用な公共交通網の形成
将来ビジョン	▶有用な公共交通網の形成により、高齢者が安心して暮らせるまちとなっている。また、自家用車から公共交通機関への利用転換が図られている。

### 国の重点対策⑧ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体において、環境負荷軽減や地域資源の最大活用、労働生産性の向上を図り、持続可能な食料システムを構築する。

- ・持続可能な資材やエネルギーの調達
- ・地域の未利用資源の一層の活用
- ・持続的生産体系への転換
- ・持続可能な加工・流通システムの確立
- ・環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進
- ・適切な間伐やエリートツリー等を活用した再造林等の森林整備
- ・建築物の木造化・木質化等による地域材の積極的な利用

課題	●山林の保全や耕作されていない農地の有効利用、地域資源を活用した吸収源確保や再エネ導入を推進する必要がある。
施策の方向性	●地域住民や事業者、関係団体と連携し、耕作されていない農地の利活用や森林整備を推進しながら、地域の炭素吸収力向上と生態系保全、農林業の振興を図る。
想定される施策	●耕作されていない農地など、太陽光発電設備の導入が可能な場所への導入促進 ●森林資源の利活用促進
将来ビジョン	▶耕作されていない農地や森林が有効に活用・整備され、地域の脱炭素社会の実現に貢献している。 ▶農林業の振興とともに、豊かな自然環境や景観が保全され、持続可能な地域社会が形成されている。

## 2. 将来ビジョンとその実現に向けた基本方針

脱炭素と地域課題を同時解決した本町の将来ビジョン（≒2050年の姿として「あるべき姿」）と、その実現に向けた基本方針を5つに整理し、図 2-25 に示します。

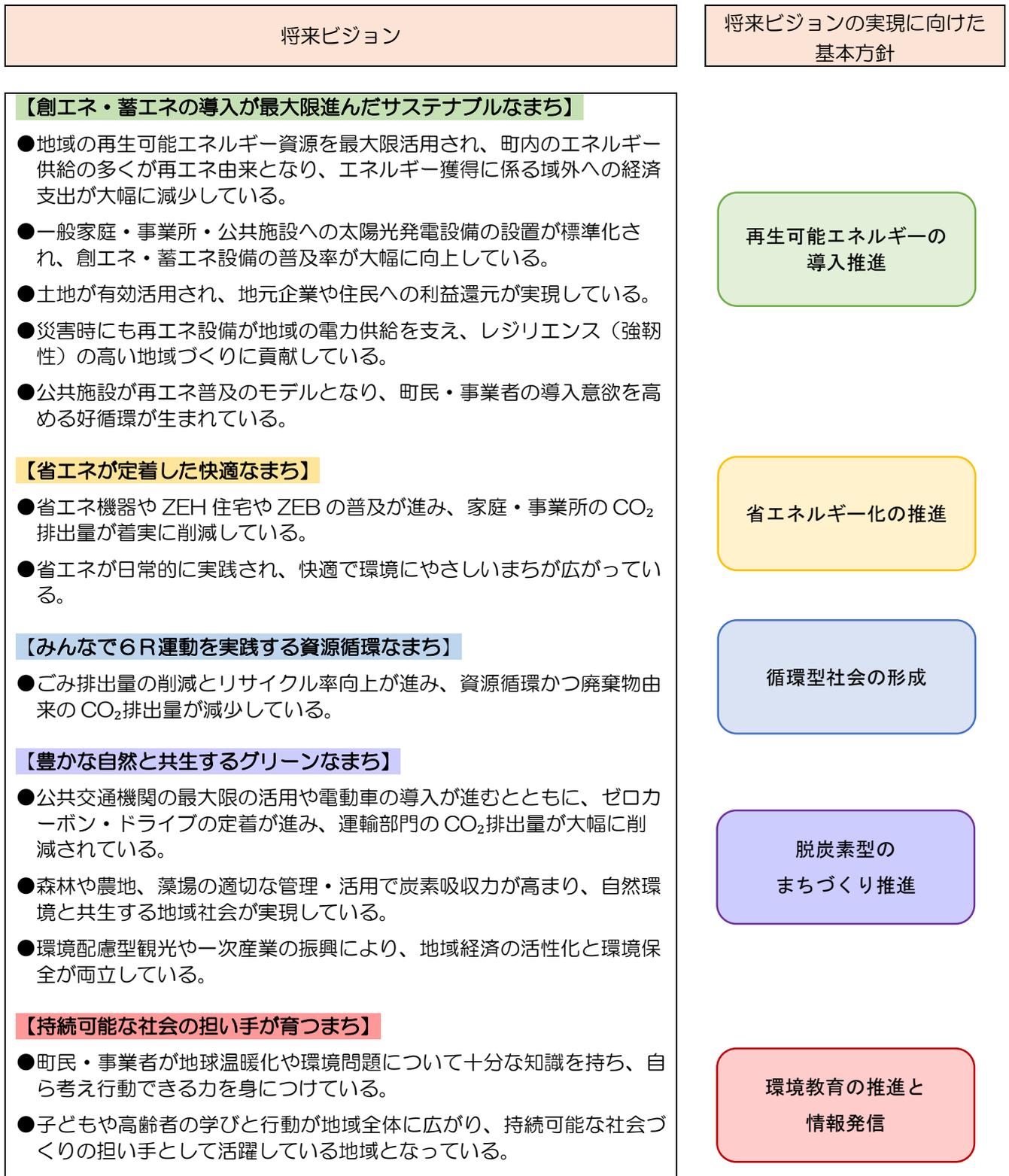


図 2-25 本町の将来ビジョンとその実現に向けた基本方針

また、本町の将来ビジョンのイメージ図は、図 2-26 に示すとおりです。

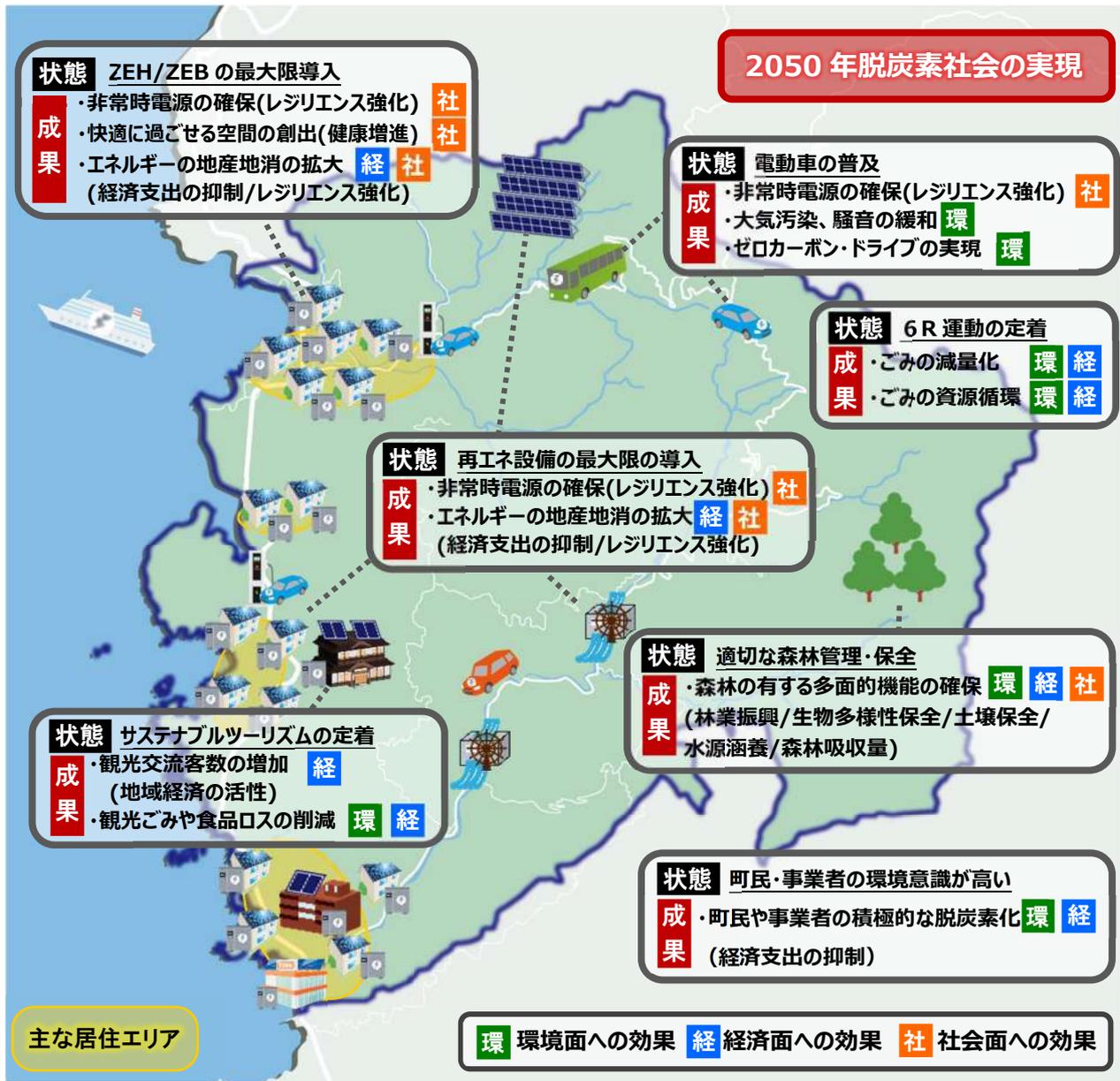


図 2-26 将来ビジョン (イメージ図)

# 第5章 脱炭素シナリオ・施策

## 1. 脱炭素シナリオ

本町の脱炭素シナリオは、本町の脱炭素と地域課題の同時解決が図られたあるべき姿である「将来ビジョン」の達成に至るまでのロードマップをイメージしたものであり、将来像の達成に必要な技術・施策・行動変容を部門・分野別に整理しました。(図 2-27 参照)

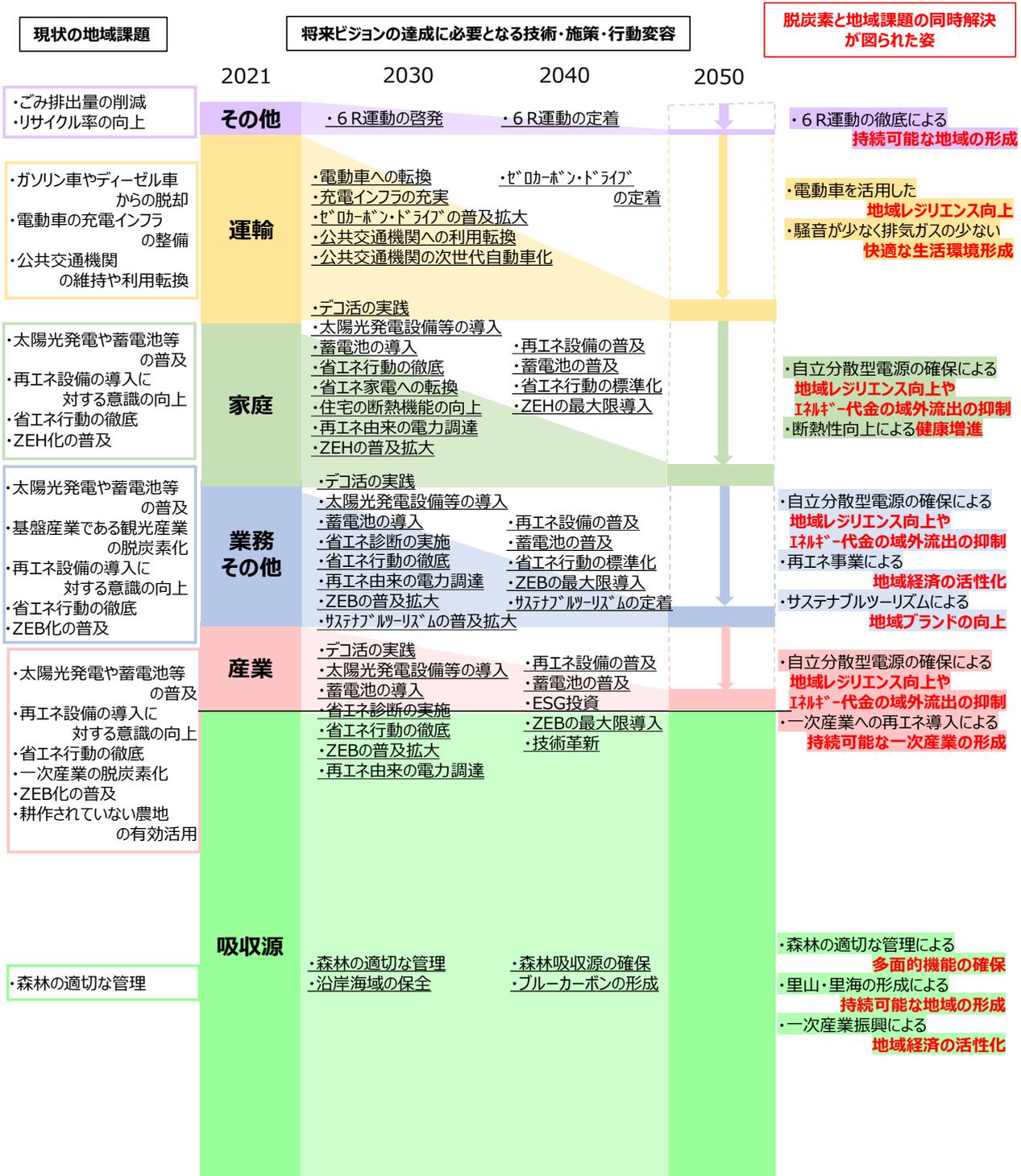


図 2-27 脱炭素シナリオ

区域施策編の策定にあたり、地域の多様な関係団体との対話の場を設け、脱炭素化に向けた方向性や課題について意見交換を行いました。

その中で、「脱炭素に関心はあるものの、具体的な脱炭素化に向けた取組に関する理解や正しい知識を身に着けることが重要である。」という意見が多くありました。この結果を受け、地域全体で脱炭素化を推進するためには、まず町民・事業者一人ひとりが脱炭素の重要性を理解し、正しく「知る」ことが不可欠であると認識しました。

そこで、町民・事業者が、無理なく着実に行動できるよう、「知る」「調査する」「実践する」という3つのステップを設け、段階的な取り組みを推進します。(図 2-28 参照)

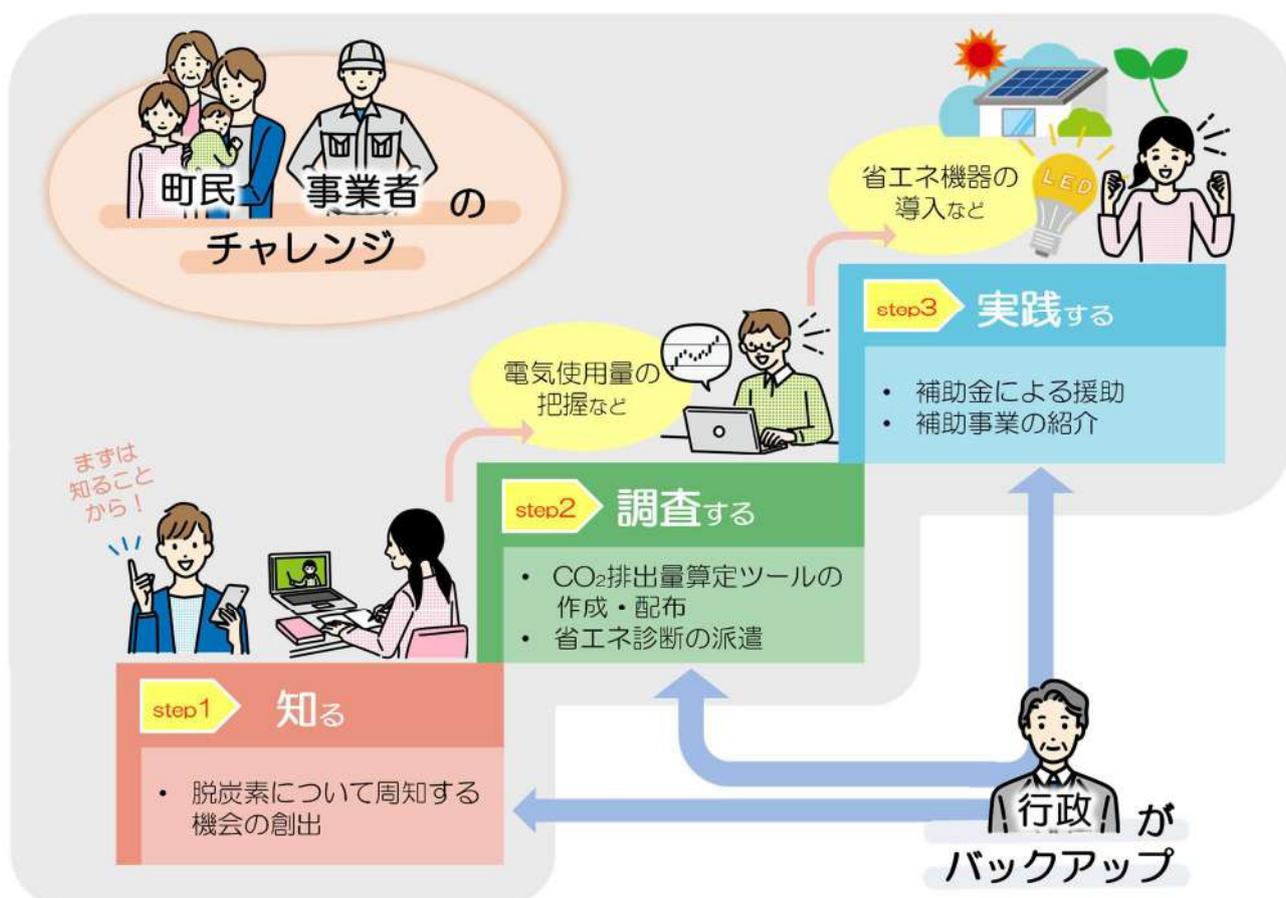


図 2-28 地域全体で脱炭素化を推進するためのステップ

## 2. 施策

本町の将来ビジョン、ネット・ゼロの実現に向けて、5つの基本方針に紐づく以下に示す施策を推進します。なお、各施策の推進にあたっては、「知る」「調査する」「実践する」という3つのステップを意識しながら進めていきます。

### 基本方針

# 1

## 再生可能エネルギーの導入推進



### 施策 1-1 再生可能エネルギーの導入促進

太陽光発電等、多様な再生可能エネルギー設備の導入を町民・事業者・行政で推進します。PPAモデルやリース事業、公共用地や農地の有効活用等、地域特性を活かした導入手法も検討し、地域のエネルギー自給率向上と脱炭素化を目指します。

#### 《主な内容》

- 町民・事業者への太陽光発電設備の導入促進（普及啓発、導入補助、共同購入の活用）
- 公共施設への太陽光発電設備の導入推進（PPAモデル・リース事業の活用）
- 耕作されていない農地などへの太陽光発電設備の導入促進
- 太陽熱利用設備の導入促進（普及啓発、導入補助）
- 水力・バイオマス・地中熱などの多様な再生可能エネルギーの導入促進
- 地元企業との協働による再エネ設備の導入推進
- 再生可能エネルギー由来の電力調達の推進
- 再エネ促進区域の設定を検討し、町域への再エネ設備等の導入促進

### 施策 1-2 蓄電システムの普及促進

再生可能エネルギーの最大活用や災害時の非常用電源確保のため、家庭や事業所、公共施設への蓄電池や電動車の車載蓄電池の導入を推進します。補助金や導入事例の紹介を通じて、地域全体で蓄電システムの普及を促進します。

#### 《主な内容》

- 災害時にも活用できる蓄電システムの導入促進（普及啓発、導入補助）
- 電動車の車載蓄電池の活用促進

### 施策 1-3 エネルギーの地産地消の推進

地域で発電した再生可能エネルギーを域内で消費する仕組みを構築し、エネルギー代金の域外流出を抑制するとともに、災害時にも安定してエネルギーが利用できる体制を整え、地域経済循環とレジリエンス向上を目指します。

#### 《主な内容》

- エネルギーの地産地消体制の構築検討

【参考：太陽光発電設備・蓄電池の導入メリット】

太陽光発電設備を導入することで、環境に優しいクリーンなエネルギーを使用することができます。自分の家庭や事業所で発電するため、電気代の節約につながるるとともに、災害による停電時にも電気を使用することができます。

これらに加え、蓄電池を導入することで、太陽光発電で発電した電気を蓄えることができ、夜間や雨天時といった発電ができない時間帯等にも電気を自由に使用することができます。





### 施策 2-1 ライフスタイル・事業活動の省エネ行動促進

デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の実践を促進し、省エネやライフスタイル見直しに関する普及啓発を実施します。具体的な省エネ行動や改善事例の紹介を通じて、持続的な行動変容を促します。

《主な内容》

- デコ活の実践、省エネやライフスタイル見直しに関する普及啓発の実施
- 具体的な省エネ行動やライフスタイル改善の事例紹介・情報提供
- 町民・事業者が参加できるワークショップやセミナーの開催

### 施策 2-2 省エネルギー機器・設備の導入促進

高効率照明や空調、家電等の省エネ機器、ZEH住宅やZEB建築物の導入を推進します。補助金や共同購入等の推進、導入事例や光熱費削減効果の「見える化」等を通じて、町民・事業者・行政での省エネ設備の普及を促進します。

《主な内容》

- 省エネ機器（高効率照明、空調、家電等）の導入支援（普及啓発、導入補助）
- 省エネ住宅（ZEH）・省エネ建築物（ZEB）の普及啓発セミナーや相談会の開催
- 導入事例や光熱費削減効果の「見える化」と情報提供

### 施策 2-3 公共施設等の省エネ化・ZEB化の推進

公共施設への省エネ設備の導入拡大を図ります。また、公共施設のZEB化を積極的に図ることで、導入効果の「見える化」や情報発信、公共施設を活用した普及啓発イベントや見学会の開催等に取り組み地域全体の省エネ化を先導します。

《主な内容》

- 公共施設の省エネ化と積極的なZEB化
- 導入効果の「見える化」と情報発信
- 公共施設を活用した普及啓発イベントや見学会の開催

【参考：デコ活とは】

デコ活とは、二酸化炭素を減らす脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を組み合わせた「デコな活動、生活」を意味する言葉です。2050年カーボンニュートラルと2030（令和12）年度の国の削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容やライフスタイルの転換を強力に後押しすることを目的とした国民運動のことをいいます。

衣食住にわたる国民の将来の暮らしの全体像である「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」を明らかにし、具体的なアクションを提案しています。また、自治体・企業・団体などの参加の下、脱炭素化による豊かな暮らし創りに向けた取り組みを展開し、新たな消費・行動を喚起するとともに、国内外における脱炭素型製品・サービスの需要創出にもつなげていくことを狙いとしています。



分類	アクション	
まずはここから	住	電気も省エネ 断熱住宅 (電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)
	住	こだわる楽しさ エコグッズ (LED・省エネ家電などを選ぶ)
	食	感謝の心 食べ残しゼロ (食品の食べ切り、食材の使い切り)
	職	つながるオフィス テレワーク (どこでもつながれば、そこが仕事場に)
ひとりでCO <sub>2</sub> が下がる	住	高効率の給湯器、節水のできる機器を選ぶ
	移	環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住	太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣	クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住	ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食	地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移	できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買	はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
住	宅配便は一度で受け取る	

出典：「『デコ活』～くらしの中のエコろがけ～

(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動) ウェブサイト (環境省)

【参考：家庭や小規模事業所で実践できる取組事例（1/4）】

家庭や小規模事業所で実践できる取組事例とその効果（1年間における経済効果と脱炭素効果）を以下に示します。

 エアコン

**冷やしすぎに注意し、無理のない範囲で室内温度を上げる。**

外気温度31℃の時、エアコン(2.2kW)の冷房設定温度を27℃から1℃上げた場合(使用時間:9時間/日)

 約 **940円**節約

 約 **13.0kg**削減

**冬の暖房時の室温は20℃を目安に。**

外気温度6℃の時、エアコン(2.2kW)の暖房設定温度を21℃から20℃にした場合(使用時間:9時間/日)

 約 **1,650円**節約

 約 **22.9kg**削減

**冷房は必要なときだけつける。**

冷房を1日1時間短縮した場合(設定温度:28℃)

 約 **580円**節約

 約 **8.1kg**削減

**暖房は必要なときだけつける。**

暖房を1日1時間短縮した場合(設定温度:20℃)

 約 **1,260円**節約

 約 **17.6kg**削減

**フィルターを月に1回か2回清掃。**

フィルターが目詰りしているエアコン(2.2kW)とフィルターを清掃した場合の比較

 約 **990円**節約

 約 **13.8kg**削減

 冷蔵庫

**ものを詰め込みすぎない。**

詰め込んだ場合と、半分にした場合の比較

 約 **1,360円**節約

 約 **18.9kg**削減

**無駄な開閉はしない。**

旧JIS開閉試験の開閉を行った場合と、その2倍の回数を行った場合の比較  
※旧JIS開閉試験:冷蔵庫は12分ごとに25回、冷凍庫は40分ごとに8回で、開放時間はいずれも10秒

 約 **320円**節約

 約 **4.5kg**削減

**開けている時間を短く。**

開けている時間が20秒の場合と、10秒の場合の比較

 約 **190円**節約

 約 **2.6kg**削減

**設定温度は適切に。**

設定温度を「強」から「中」にした場合(周囲温度22℃)

 約 **1,910円**節約

 約 **26.6kg**削減

**壁から適切な間隔で設置。**

上と両側が壁に接している場合と片側が壁に接している場合の比較

 約 **1,400円**節約

 約 **19.4kg**削減

**省エネ効果の高い冷蔵庫に買い替える。**

10年前(2013(令和25)年-2023(令和5)年)の冷蔵庫(定格内容積451L~500L)と比較

 約 **3,190**

 約 **~4,430円**節約

 約 **44.4**

 約 **~61.6kg**削減

 お風呂

**入浴は間隔をあけずに。**

2時間の放置により4.5℃低下した湯(200L)を追い焚きする場合(1回/日)

 約 **6,130円**節約

 約 **113.2kg**削減

**シャワーは不必要に流したままにしない。**

45℃の湯を流す時間を1分間短縮した場合

 約 **3,190円**節約

 約 **37.9kg**削減

【参考：家庭や小規模事業所で実践できる取組事例（2/4）】

## 照明器具

### 電球形LED ランプに取り替える。

- 白熱電球から交換  
54Wの白熱電球から7.5Wの電球形LEDランプに交換(年間2,000時間使用)
- 電球形蛍光ランプから交換  
12Wの蛍光ランプから7.5Wの電球形LEDランプに交換(年間2,000時間使用)

約2,883円節約

約40.1kg削減

約279円節約

約3.9kg削減

### 照明器具をLEDに取り替える。

68Wの蛍光灯器具から34WのLED照明器具に交換(年間2,000時間使用)

約2,108円節約

約29.3kg削減

### 点灯時間を短く。

電球形LED ランプ

- 7.5Wの電球形LEDランプ1灯の点灯時間を1日1時間短縮した場合
- 34WのLED 照明器具1灯の点灯時間を1日1時間短縮した場合

約85円節約

約1.2kg削減

約385円節約

約5.3kg削減

### 就寝前に寝室の照明の明るさを下げましょう。

34WのLED照明器具1灯の点灯時間を1日1時間50%に調光した場合

約193円節約

約2.7kg削減

## トイレ

### 使わないときはフタを閉める。

フタを閉めた場合と、開けっばなしの場合の比較(貯湯式)

約1,080円節約

約15.0kg削減

### 暖房便座の温度は低めに。

便座の設定温度を一段階下げた(中→弱)場合(貯湯式)(冷房期間はオフ)

約820円節約

約11.4kg削減

### 洗浄水の温度は低めに。

洗浄水の温度設定を一段階下げた(中→弱)場合(貯湯式)

※暖房期間:周囲温度11℃ 中間期:周囲温度18℃ 冷房期間:周囲温度26℃

約430円節約

約5.9kg削減

### 省エネ効果の高い温水洗浄便座に買い替える。

- 10年前(2013(平成25)年-2023(令和5)年)の温水洗浄便座(貯湯式)の比較

約400円節約

約5.6kg削減

- 貯湯式(年間消費電力:160kWh)と瞬間式(年間消費電力:90kWh)との比較

※年間消費電力が少ない瞬間式ですと電気料金がお得です。

約2,170円節約

約30.2kg削減

## ガス・石油ファンヒーター

### 室温は20℃を目安に。

- ガスファンヒーターを、外気温度6℃の時に暖房の設定温度を21℃から20℃にした場合  
(使用時間:9時間/日)
- 石油ファンヒーターを、外気温度6℃の時に暖房の設定温度を21℃から20℃にした場合  
(使用時間:9時間/日)

約1,310円節約

約24.1kg削減

約1,240円節約

約25.6kg削減

### 必要な時だけつける。

- ガスファンヒーターを、1日1時間運転を短縮した場合(設定温度:20℃)
- 石油ファンヒーターを、1日1時間運転を短縮した場合(設定温度:20℃)

約2,160円節約

約39.2kg削減

約2,050円節約

約41.5kg削減

【参考：家庭や小規模事業所で実践できる取組事例（3/4）】

### 電気こたつ・電気カーペット

#### こたつ布団に、上掛と敷布団をあわせて使う。

こたつ布団だけの場合と、こたつ布団に上掛けと敷布団を併用した場合の比較(1日5時間使用)

約1,010円節約

約14.0kg削減

#### こたつの設定温度は低めに。

温度調節を「強」から「中」に下げた場合(1日5時間使用)

約1,520円節約

約21.1kg削減

#### 電気カーペットは広さに合った大きさを。

室温20℃の時、設定温度が「中」で1日5時間使用した場合、3畳用のカーペットと2畳用のカーペットとの比較

約2,790円節約

約38.8kg削減

#### 電気カーペットの設定温度は低めに。

3畳用で、設定温度を「強」から「中」にした場合(1日5時間使用)

約5,770円節約

約80.2kg削減

### テレビ・パソコン

#### テレビを見ないときは消す。

- 液晶の場合  
1日1時間テレビ(50V型)を見る時間を減らした場合

約895円節約

約12.4kg削減

#### テレビの画面は明るすぎないように。

- 液晶の場合  
テレビ(50V型)の画面の輝度を1割下げた場合

約581円節約

約8.1kg削減

#### パソコンを使わないときは、電源を切る。

- デスクトップ型のパソコンで、1日1時間利用時間を短縮した場合
- ノート型のパソコンで、1日1時間利用時間を短縮した場合

約980円節約

約13.6kg削減

約170円節約

約2.4kg削減

#### パソコンの電源オプションの見直しを。

- デスクトップ型のパソコンで、電源オプションを「モニタの電源をOFF」から「システムスタンバイ」にした場合  
(3.25時間/週、52週)
- ノート型のパソコンで、電源オプションを「モニタの電源をOFF」から「システムスタンバイ」にした場合  
(3.25時間/週、52週)

約390円節約

約5.4kg削減

約50円節約

約0.6kg削減

### 自動車

#### ふんわりアクセル「e スタート」

5秒間で20km/h程度に加速した場合。

約14,620円節約

約191.4kg削減

#### 加減速の少ない運転

約5,130円節約

約67.1kg削減

#### 早めのアクセルオフ

約3,170円節約

約41.4kg削減

#### アイドリングストップ。

約3,030円節約

約39.7kg削減

【参考：家庭や小規模事業所で実践できる取組事例（4/4）】

## 調理器具

### 給湯機を使って食器を洗うときは低温に設定。

65Lの水水道水(水温20℃)を使い、給湯器の設定温度を40℃から38℃に下げ、2回/日手洗した場合  
(使用期間:冷房期間を除く253日)

約1,410円節約

約26.1kg削減

### 野菜の下ごしらえに電子レンジを活用。

※【ガスコンロ】から【電子レンジ】に変えた場合  
● 葉菜(ほうれん草、キャベツ)の場合

約930円節約

約19.0kg削減

● 果菜(ブロッコリー、カボチャ)の場合

約990円節約

約20.4kg削減

● 根菜(ジャガイモ、里芋)の場合

約840円節約

約18.6kg削減

### 電気ポットは長時間使用しないときはプラグを抜く。

電気ポットに満タンの水2.2Lを入れ沸騰させ、1.2Lを使用後、6時間保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで再沸騰させて使用した場合の比較

約3,330円節約

約46.3kg削減

### ガスコンロでは炎がなべ底からはみ出さないように調節。

水1L(20℃程度)を沸騰させる時、強火から中火にした場合(1日3回)

約380円節約

約7.1kg削減

### 食器洗い乾燥機を使用する時はまとめ洗いを。

給湯器(40℃)、使用水量65L/回(冷房期間は、給湯器を使用しない)の手洗いの場合と給水接続タイプで標準モードを利用した食器洗い乾燥機の場合の比較  
※手洗い、食器洗い乾燥機ともに2回/日

約6,350円節約

【参考：事業所で実践できる脱炭素に係る取組】

事業所で実践できる脱炭素に係る取組は、業種や事業所規模など全く異なるため、一概には言えない状況となっています。そこで、省エネ・節電ポータルサイト（一般財団法人省エネルギーセンター）のような、事業者の実情に合わせた支援や省エネ診断の事例や取組事例を掲載しているサイトを活用することが挙げられます。

**省エネ・節電ポータルサイト**  
**shindan-net.jp**



工場・ビルごとに省エネの進め方や、基本的な省エネ方策と効果試算、チューニング方法などを紹介・解説




カーボンニュートラルへの第一歩  
**工場の省エネルギーガイドブック2025**



省エネ診断の事例を中心に、省エネ取組の好事例も掲載

経営改善につながる  
**省エネ事例集2025年度**

カーボンニュートラルへの第一歩  
**ビルの省エネルギーガイドブック2025**



【参考：ZEH/ZEB の定義】

ZEH/ZEB とは、家庭・事業所で使用するエネルギーと太陽光発電などで創るエネルギーの収支がゼロ以下となる建物のことです。なお、ZEB に関しては、エネルギー収支の状況等に併せて4種類の ZEB が定義されています。



出典：経済産業省 HP



### 施策 3-1 6R運動の推進

ごみ減量化・資源化の意識啓発をより一層積極的に進めるため、広報紙やホームページ、SNSをはじめ、さまざまな方法で情報発信を行い、6R運動を推進します。

《主な内容》

- 町民・事業者における6R運動の促進（普及啓発）
- 資源化できるごみの分別を徹底し、可燃ごみの減量とリサイクルの向上促進（普及啓発）

### 施策 3-2 観光ごみの削減推進

本町の基幹産業である観光業から発生する観光ごみの削減を推進するため、西伊豆町観光協会と連携を図りながら、飲食宿泊施設での6R運動に係る周知啓発を推進します。また、飲食宿泊施設から発生する生ごみの飼料化・たい肥化による資源化や使い捨てプラスチック製品の使用の抑制を目指します。

《主な内容》

- 飲食宿泊施設における6R運動の促進（普及啓発）
- 飲食宿泊施設から発生する生ごみの飼料化・たい肥化による資源化の推進
- 飲食宿泊施設における使い捨てプラスチック製品の使用抑制（普及啓発）

#### 【参考：生ごみ堆肥化促進助成事業】

ごみの減量化対策として、家庭台所から出る「生ごみ」の家庭処理を推進するため、生ごみの堆肥化又は減量化を目的とする資機材の購入に対し補助金を交付しています。

#### ぼかし作り用処理容器

補助内容	購入費の1/2で1基につき1,000円まで（1世帯2基まで）
------	--------------------------------

#### コンポスター

補助内容	購入費の3/4で1基につき4,200円まで（1世帯2基まで）
------	--------------------------------

#### 生ごみ処理機

補助内容	購入費の1/2で1基につき35,000円まで（1世帯1基まで）
------	---------------------------------



#### 施策 4-1 持続可能な交通体系の構築

EV等の電動車や充電インフラの導入、充電ステーションの増設、カーシェアリングの促進など、交通の利便性向上を推進します。また、公共交通機関の利便性向上を図り、公共交通網の維持や自家用車からの転換を促進します。

《主な内容》

- EV等の電動車の普及に関する町民・事業者向けの情報発信
- 充電インフラの導入拡大や利便性向上
- カーシェアリングなどの多様な移動手段の組み合わせの促進
- 公共交通機関の利便性向上と自家用車からの転換促進

#### 施策 4-2 脱炭素型の一次産業の展開

森林の間伐・主伐・造林など、森林の適切な管理・活用を促進するとともに、森林体験学習などの取組を推進します。また、海藻藻場の回復・造成を促進し、ブルーカーボンの増加を目指します。これらに加え、一次産業の施設・設備に対する脱炭素化の情報収集・発信を行い、環境負荷の少ない一次産業を展開していきます。

《主な内容》

- 森林の間伐・主伐・造林など、森林の適切な管理・活用の促進（管理補助）
- 森林体験学習などの取組の推進
- 藻場造成の促進
- 一次産業における脱炭素化の促進（普及啓発、導入補助）

#### 施策 4-3 サステナブルツーリズムの推進

観光施設の省エネ化・再エネ導入のほか、西伊豆町観光協会等と連携した観光客向けの環境配慮行動の啓発を推進します。また、地域住民・事業者が取り組む保全活動や脱炭素イベントを支援します。

《主な内容》

- 観光施設の省エネ化・再生可能エネルギー導入
- サステナブルツーリズムの開発・普及
- 観光客向けの環境配慮行動の啓発
- 地域住民・事業者と連携した観光資源の保全活動や脱炭素イベントの支援

【参考：次世代自動車への転換に伴う脱炭素効果】

ガソリン車から電気自動車に転換することで、エネルギー消費量が約 35%、CO<sub>2</sub> 排出量が約 52%、エネルギーコストが約 68%削減することが見込めます。



※ガソリン車及び電気自動車ともに乗用車を想定

図 電気自動車導入効果の試算例

出典：「温室効果ガス排出削減等指針ウェブサイト」（資源エネルギー庁）

【参考：森林の有する多面的機能】

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しています。

■ 森林の有する多面的機能

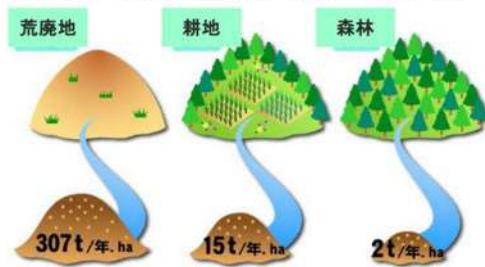
森林の多面的機能は、一部の貨幣評価できるものだけでも年間70兆円。



資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連付属資料（平成13年11月）

注：【】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について評価（年間）したもので、いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲内での数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

▶ 森林の国土保全機能（流出土砂量の比較）



※資料：丸山岩三「森林水文」実践林業大学(1970)

▶ 森林の水源涵養機能

（水資源貯留機能の比較）



※資料：村井宏・岩崎勇作「林地の水及び土壌保全機能に関する研究」(1975)

出典：「森林の有する多面的機能について」（林野庁 HP）を参考に作成



### 施策 5-1 町民・事業者の環境意識の醸成

再生可能エネルギーのメリットや導入事例、PPA モデルの仕組み等、脱炭素化に向けた取組を分かりやすく発信します。また、ネット・ゼロに向け、関係者全員が共通認識で施策に取り組めるよう、説明会やセミナーの開催等を通じて、町民・事業者の理解と関心を高めます。加えて、本町が舞台となっている作品の活用を検討し、町民・事業者だけでなく、観光客についても、脱炭素化に関する機運醸成を目指します。

《主な内容》

- 再生可能エネルギーのメリットや導入事例の周知・啓発
- 導入事例や費用対効果の「見える化」・情報発信
- 各種取組の説明会・セミナーの開催
- 本町が舞台となっている作品を活用した脱炭素行動の促進（周知啓発）

### 施策 5-2 環境教育の充実

学校や地域での環境教育や環境イベントを通じて、子どもから高齢者まで全世代の方が地球温暖化や環境問題について主体的に学び、理解を深められる機会を充実させます。

《主な内容》

- 学校や地域での環境教育プログラムやワークショップの開催
- 各世代に対する地球温暖化に係る講演会の実施

【参考：地球温暖化対策アプリ『クルポ』について】

静岡県では、より身近に積極的に楽しみながら温室効果ガスの削減に取り組めるよう地球温暖化対策アプリ『クルポ』を活用しています。

スマートフォンに『クルポ』をダウンロードして脱炭素アクションをするとポイントを獲得することができ、貯まったポイントに応じて、景品が当たる抽選に参加できるため、積極的に活用してみましょう！



ダウンロード  
はこちらから！



出典：静岡県 HP (<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/ondanka/1016100.html>)

## 第6章 計画の推進体制と進行管理

### 1. 計画の推進体制

区域施策編で掲げた目標を達成するためには、町民・事業者・行政等が相互に連携・協力し、脱炭素に取り組むことが必要です。

そのため、庁内では「西伊豆町地球温暖化対策推進本部」及び「西伊豆町地球温暖化対策推進WG」を設置し、地球温暖化対策の推進に向けた各主体の自発的かつ具体的な行動を促進するとともに、「(仮称)西伊豆町地球温暖化対策推進委員会」の提言等を反映させることで実効性のある取組を展開し、区域施策編の推進を図ります。(図 2-29 参照)

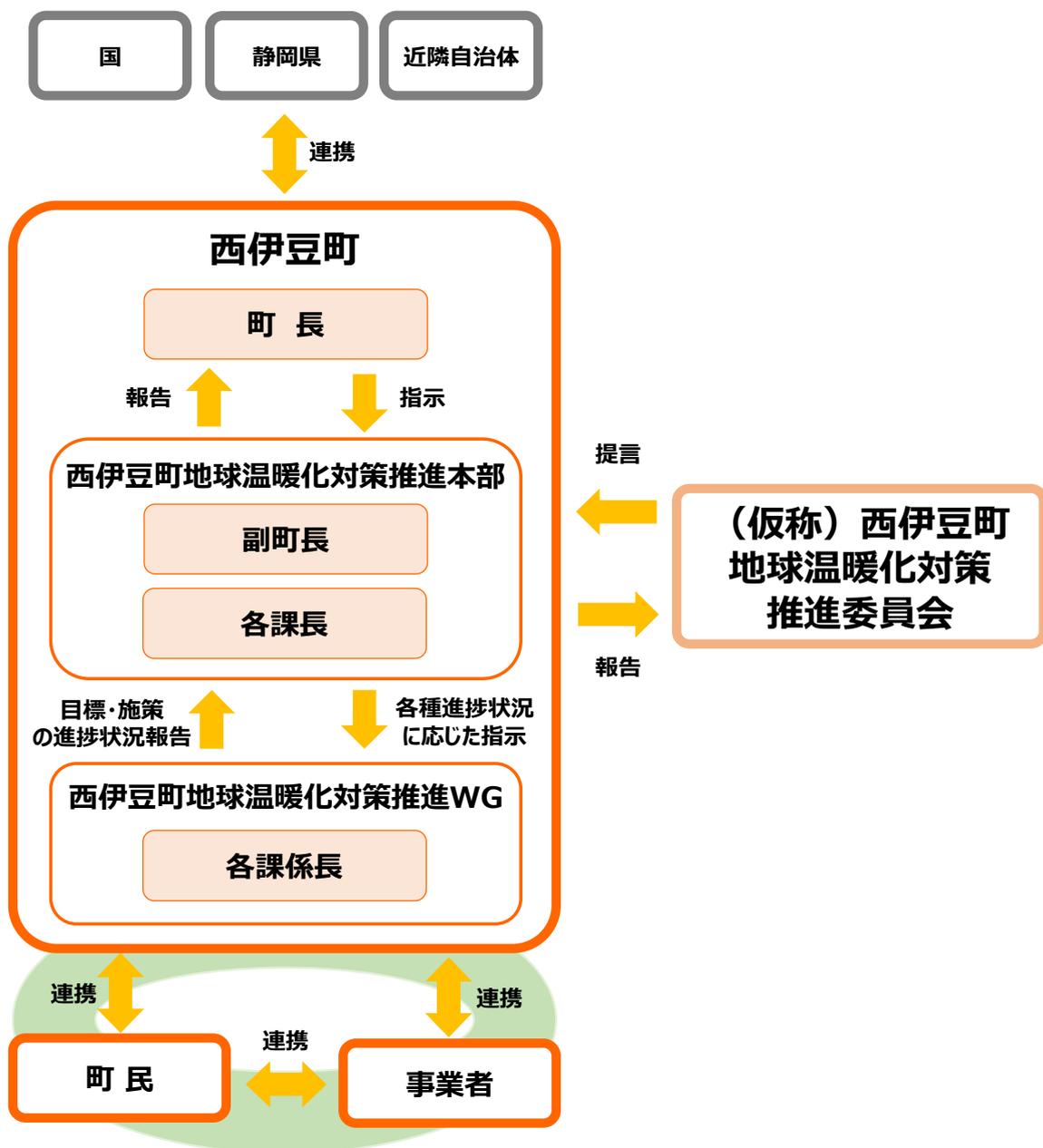


図 2-29 推進体制

## 2. 進行管理

区域施策編の進行管理は図 2-30 に示すとおり、PDCAサイクルによる継続的な推進と改善を図ります。

具体的には、本町が施策の進捗状況や目標の達成状況をとりとまとめ、「(仮称)西伊豆町地球温暖化対策推進委員会」へ報告します。

「(仮称)西伊豆町地球温暖化対策推進委員会」は、報告内容について評価するとともに、取組の進め方などに関して助言を行います。本町は、「(仮称)西伊豆町地球温暖化対策推進委員会」の助言を反映して施策等を見直し、取組を進めていきます。

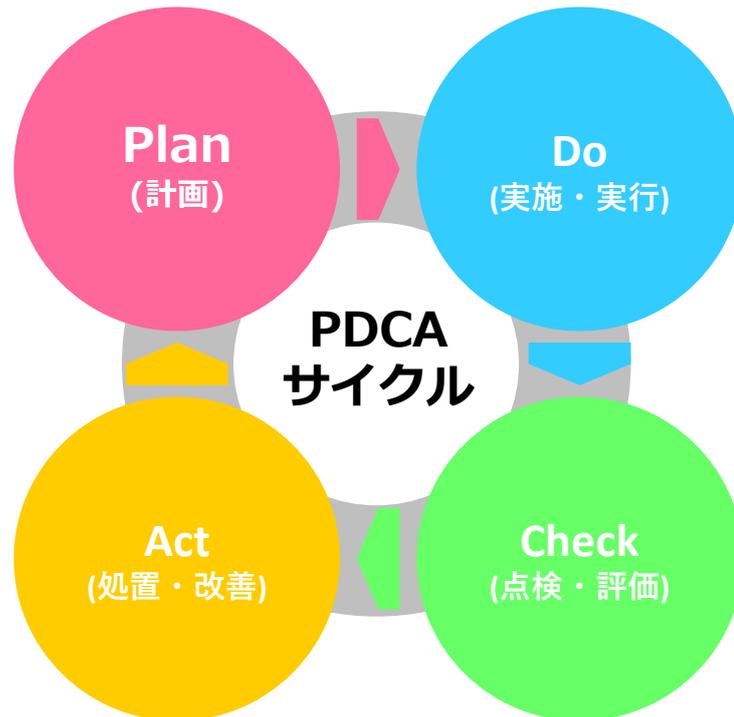


図 2-30 計画の進行管理

第 3 編

# 事務事業編





# 第1章 事務事業編における基本的事項

## 1. 対象範囲

事務事業編の対象事業・施設は、温対法第21条に基づき、本町が所有又は管理し、事業に使用している全ての施設・設備を対象とします。

なお、住居に伴う部分（町営住宅等）は対象外とします。

## 2. 基準年度

事務事業編の基準年度は、本町の事務・事業に係る温室効果ガスの算定可能な直近の年度として、2024（令和6）年度とします。

## 3. 対象とする温室効果ガスの種類

事務事業編の対象とする温室効果ガスは、表3-1に示す地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に規定されている6種類のうち、本町の事務・事業により排出される4種類の温室効果ガスとします。

表 3-1 対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガス	主な用途、発生源	事務事業編の対象	
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	・燃料の使用 ・化石燃料由来の電気の使用 ・廃プラスチック類の焼却 など	●	
メタン (CH <sub>4</sub> )	・燃料の燃焼 ・廃棄物の焼却、埋立 ・自動車の走行 など	●	
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	・燃料の燃焼 ・廃棄物の焼却、埋立 ・自動車の走行 など	●	
代替フロン等 4ガス	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	・カーエアコンの使用、廃棄 など	●
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	・半導体の製造 など	—
	六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	・電気設備の製造、使用、点検、廃棄 など	—

## 第2章 温室効果ガスの現況と削減目標

### 1. 温室効果ガス排出量の現況推計

#### 1.1 温室効果ガスの排出状況

##### (1) ガス種別の構成

本町の事務・事業に伴う基準年度の温室効果ガス総排出量は、図 3-1 に示すとおり、4,434t-CO<sub>2</sub>となっています。

ガス種別の構成で見ると、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出が最も多く、96.3%を占めています。CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>Oはそれぞれ約2%、残りがHFCsとなっています。

また、総排出量が最も多い施設は、「西伊豆町クリーンセンター」であり、37.9%を占めています。次いで「温泉施設・堂ヶ島主配湯所(ポンプ・電灯・ボイラー)」、「温泉施設・堂ヶ島副配湯所(ポンプ・電灯・ボイラー)」からの排出が多くなっています。

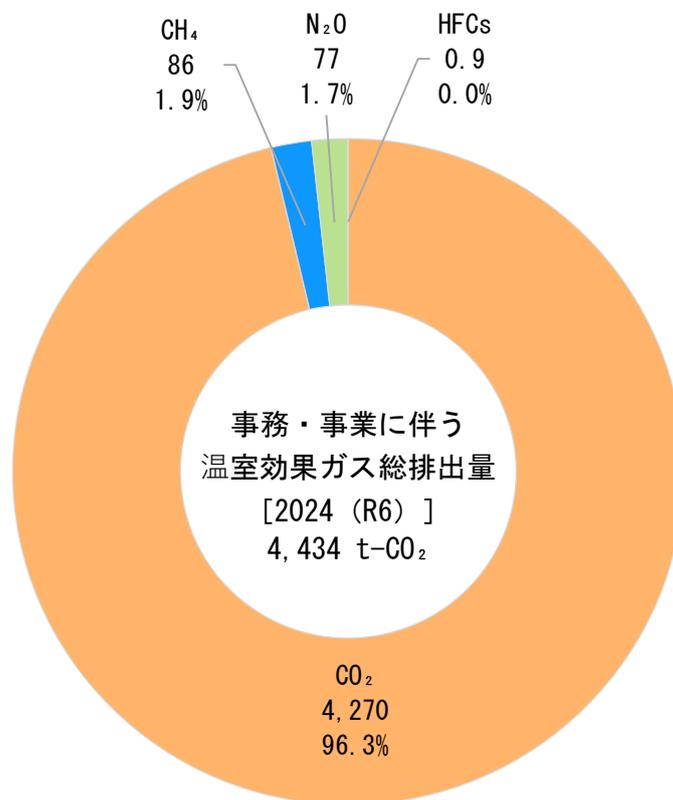


図 3-1 ガス種別の構成

表 3-2 温室効果ガス総排出量が多い施設

順位	施設名	排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	割合 [%]
1	西伊豆町クリーンセンター	1,679	37.9%
2	温泉施設・堂ヶ島主配湯所(ポンプ・電灯・ボイラー)	389	8.8%
3	温泉施設・堂ヶ島副配湯所(ポンプ・電灯・ボイラー)	283	6.4%
4	温泉施設・宇久須温泉集中管理施設(電灯・ボイラー)	143	3.2%
5	水道施設・浄水場(先川・井野・宮ヶ原)	133	3.0%
—	その他施設	1,807	40.7%
	合計	4,434	100.0%

## (2) 排出要因別の構成

排出要因別の構成は、図 3-2 に示すとおりです。

電気の使用に伴う排出が最も多く、42.1%を占めています。次いで、一般廃棄物焼却（可燃ごみに含まれるプラスチック類）の焼却に伴う排出、A重油の使用に伴う排出となっています。

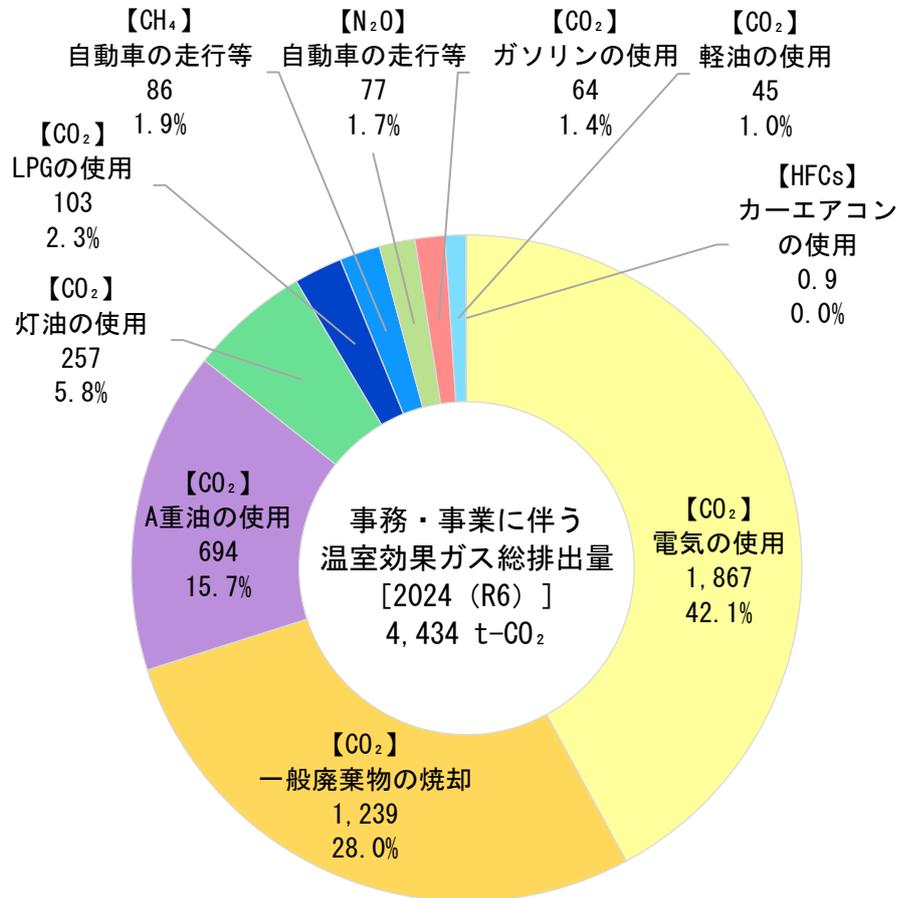


図 3-2 排出要因別の構成

## 1.2 ガス種別・排出要因別でみる施設の排出状況

### (1) 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)

#### ① 電気の使用

基準年度の電気の使用に伴う二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量は、表 3-3 に示すとおり、1,867t-CO<sub>2</sub> となっています。

排出量が最も多い施設は、「西伊豆町クリーンセンター」であり、20.5%を占めています。次いで「水道施設・浄水場(先川・井野・宮ヶ原)」、「水道施設・中継ポンプ場」となっています。

表 3-3 電気の使用に伴う二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量が多い施設

順位	施設名	活動量 [kWh]	CO <sub>2</sub> 排出量	
			排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	割合 [%]
1	西伊豆町クリーンセンター	1,076,552	382	20.5%
2	水道施設・浄水場(先川・井野・宮ヶ原)	375,457	133	7.1%
3	水道施設・中継ポンプ場	266,804	95	5.1%
4	黄金崎クリスタルパーク	260,301	92	5.0%
5	水道施設・宇久須第1水源(室内灯等・ポンプ)	147,604	64	3.4%
—	その他施設	2,658,376	1,100	58.9%
	合計	4,785,094	1,867	100.0%

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

#### (参考)電気事業者別基礎排出係数の推移

本町の主な電力契約先となっている東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京ガス株式会社は、ともに電気事業者別基礎排出係数が低下傾向で推移しています。今後も排出係数の低減による温室効果ガス排出量の削減が見込まれます。

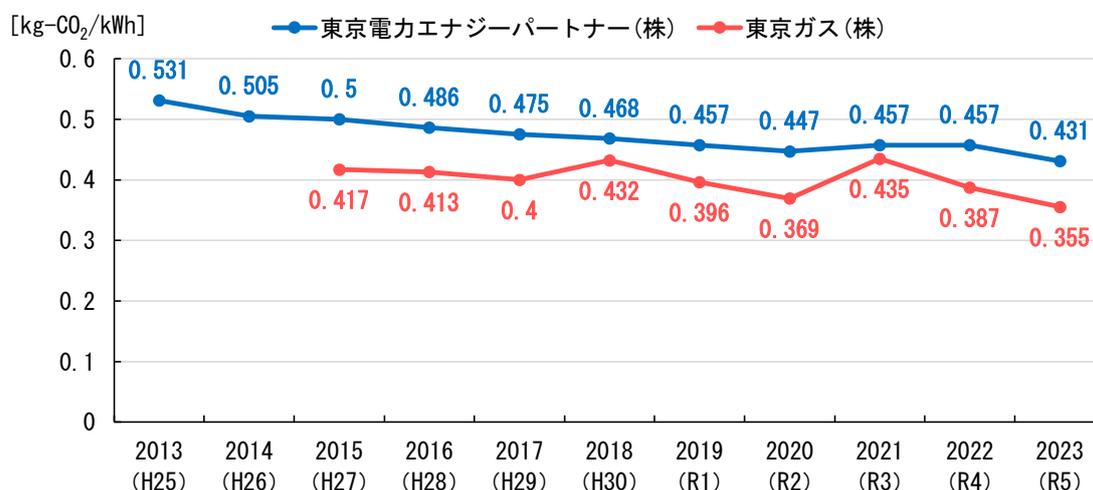


図 3-3 電気事業者別基礎排出係数の推移

## ② ガソリンの使用(自動車以外での使用)

基準年度のガソリンの使用(自動車以外での使用)に伴う二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量は、表 3-4 に示すとおり、11t-CO<sub>2</sub>となっています。

排出量が最も多い施設は、「安良里診療所」であり、57.2%を占めています。次いで「宇久須キャンプ場」、「田子診療所」となっています。

表 3-4 ガソリンの使用(自動車以外での使用)に伴う二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)が多い施設

順位	施設名	活動量 [L]	CO <sub>2</sub> 排出量	
			排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	割合 [%]
1	安良里診療所	2,797	6	57.2%
2	宇久須キャンプ場	1,061	2	21.7%
3	田子診療所	647	2	13.2%
4	黄金崎クリスタルパーク	231	1	4.7%
5	安城岬ふれあい公園	58	0.1	1.2%
—	その他施設	94	0.2	1.9%
	合 計	4,889	11	100.0%

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

## ③ ガソリンの使用(自動車での使用)

基準年度のガソリンの使用(自動車での使用)に伴う二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量は、表 3-5 に示すとおり、53t-CO<sub>2</sub>となっています。

表 3-5 ガソリンの使用(自動車での使用)に伴う二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量

台数 [台]	活動量 [L]	CO <sub>2</sub> 排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]
54	22,713	53

※ハイブリッド車を含む台数及び活動量です。

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

## ④ 軽油の使用(自動車以外での使用)

基準年度の軽油の使用(自動車以外での使用)に伴う二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量は、表 3-6 に示すとおり、0.1t-CO<sub>2</sub>となっており、「宇久須キャンプ場」から排出されています。

表 3-6 軽油の使用(自動車以外での使用)に伴う二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)が排出されている施設

施設名	活動量 (L)	CO <sub>2</sub> 排出量	
		排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	割合 [%]
宇久須キャンプ場	38	0.1	100.0%

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

### ⑤ 軽油の使用(自動車での使用)

基準年度の軽油の使用（自動車での使用）に伴う二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量は、表 3-7 に示すとおり、45t-CO<sub>2</sub>となっています。

表 3-7 軽油の使用（自動車での使用）に伴う二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量

台数 [台]	活動量 [L]	CO <sub>2</sub> 排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]
18	17,234	45

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

### ⑥ 灯油の使用

基準年度の灯油の使用に伴う二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量は、表 3-8 に示すとおり、257t-CO<sub>2</sub>となっています。

排出量が最も多い施設は、「温泉施設・宇久須温泉集中管理施設(電灯・ボイラー)」であり、44.2%を占めています。次いで「沢田公園露天風呂」、「せせらぎの湯」となっています。

表 3-8 灯油の使用に伴う二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量が多い施設

順位	施設名	活動量 [L]	CO <sub>2</sub> 排出量	
			排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	割合 [%]
1	温泉施設・宇久須温泉集中管理施設(電灯・ボイラー)	45,643	114	44.2%
2	沢田公園露天風呂	14,882	37	14.4%
3	せせらぎの湯	11,923	30	11.5%
4	やまびこ荘	11,659	29	11.3%
5	黄金崎公園	8,127	20	7.9%
-	その他施設	11,078	28	10.8%
合計		103,372	257	100.0%

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

### ⑦ A 重油の使用

基準年度の A 重油の使用に伴う二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量は、表 3-9 に示すとおり、694t-CO<sub>2</sub>となっています。

排出量が最も多い施設は、「温泉施設・堂ヶ島主配湯所(ポンプ・電灯・ボイラー)」であり、51.6%を占めています。次いで「温泉施設・堂ヶ島副配湯所(ポンプ・電灯・ボイラー)」、「西伊豆町斎場」となっています。

表 3-9 A 重油の使用に伴う二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量が多い施設

順位	施設名	活動量 [L]	CO <sub>2</sub> 排出量	
			排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	割合 [%]
1	温泉施設・堂ヶ島主配湯所(ポンプ・電灯・ボイラー)	132,300	359	51.6%
2	温泉施設・堂ヶ島副配湯所(ポンプ・電灯・ボイラー)	89,400	242	34.9%
3	西伊豆町斎場	14,950	41	5.8%
4	なぎさの湯	11,080	30	4.3%
5	しおさいの湯	8,480	23	3.3%
合計		256,210	694	100.0%

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

### ⑧ 液化石油ガス(LPG)の使用

基準年度の液化石油ガス（LPG）の使用に伴う二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量は、表 3-10 に示すとおり、103t-CO<sub>2</sub>となっています。

排出量が最も多い施設は、「田子給食センター」であり、24.3%を占めています。次いで「仁科認定こども園」、「西伊豆町福祉センター」となっています。

表 3-10 液化石油ガス（LPG）の使用に伴う二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量が多い施設

順位	施設名	活動量 [kg]	CO <sub>2</sub> 排出量	
			排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	割合 [%]
1	田子給食センター	8,370	25	24.3%
2	仁科認定こども園	7,946	24	23.0%
3	西伊豆町福祉センター	6,275	19	18.2%
4	伊豆海認定こども園	2,745	8	8.0%
5	賀茂健康センター	2,651	8	7.7%
—	その他施設	5,648	19	18.8%
	合 計	34,485	103	100.0%

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

### ⑨ 一般廃棄物(可燃ごみに含まれるプラスチック類)の焼却

基準年度の一般廃棄物（可燃ごみに含まれるプラスチック類）の焼却に伴う二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量は、表 3-11 に示すとおり、1,239t-CO<sub>2</sub>となっています。

一般廃棄物の焼却処理過程で、可燃ごみに含まれる化石燃料（石油）起源であるビニール・プラスチックなどを焼却する際に排出される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が対象となっています。

表 3-11 一般廃棄物の焼却（可燃ごみに含まれるプラスチック類）に伴う二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が排出されている施設

施設名	活動量 [t]	CO <sub>2</sub> 排出量	
		排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	割合 [%]
西伊豆町クリーンセンター	460	1,239	100.0%

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

## (2) メタン(CH<sub>4</sub>)

基準年度のメタン (CH<sub>4</sub>) 排出量は、表 3-12 に示すとおり、86t-CO<sub>2</sub>となっています。メタン (CH<sub>4</sub>) は污水处理や廃棄物の焼却、公用車の走行に伴い排出されています。

メタン (CH<sub>4</sub>) 排出量が最も多い施設は、「宇久須キャンプ場」であり、15t-CO<sub>2</sub>を占めています。次いで「堂ヶ島公園」、「西伊豆町役場 (庁舎)」から排出されています。

表 3-12 メタン (CH<sub>4</sub>) の排出量が多い施設

順位	施設名	CH <sub>4</sub> 排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	割合 [%]
1	宇久須キャンプ場	15	17.0%
2	堂ヶ島公園	13	15.4%
3	西伊豆町役場 (庁舎)	8	8.7%
4	黄金崎公園	4	5.1%
5	黄金崎クリスタルパーク	4	5.1%
—	その他施設	42	48.7%
合 計		86	100.0%

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

※CH<sub>4</sub> 排出量は、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) に換算した排出量です。

## (3) 一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)

基準年度の一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) 排出量は、表 3-13 に示すとおり、77t-CO<sub>2</sub>となっています。

一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) は污水处理や廃棄物の焼却、公用車の走行に伴い排出されます。

一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) 排出量が最も多い施設は、「西伊豆町クリーンセンター」であり、40t-CO<sub>2</sub>を占めています。次いで「宇久須キャンプ場」、「堂ヶ島公園」から排出されています。

表 3-13 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) の排出量が多い施設

順位	施設名	N <sub>2</sub> O 排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	割合 [%]
1	西伊豆町クリーンセンター	40	52.2%
2	宇久須キャンプ場	6	8.0%
3	堂ヶ島公園	6	7.2%
4	西伊豆町役場 (庁舎)	3	4.1%
5	黄金崎公園	2	2.4%
—	その他施設	20	26.1%
合 計		77	100.0%

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

※N<sub>2</sub>O 排出量は、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) に換算した排出量です。

#### (4) ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)

本町では、74 台の公用車を保有しており、自動車用エアコンディショナーの使用に伴うハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) を 0.9t-CO<sub>2</sub> 排出しています。

### 1.3 事務・事業における温室効果ガス排出量の特徴

---

本町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の特徴を以下に示します。

#### ①電気の使用

本町の事務・事業における温室効果ガス総排出量のうち、電気の使用に伴う二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量が最も多く、約4割を占めています。

そのため、照明や空調機器の高効率化、こまめな消灯・節電といった省エネ行動の徹底に加え、再生可能エネルギーの導入拡大などを通じて、電力の使用に伴う二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量を継続的に削減していく取組が必要です。

#### ②一般廃棄物(可燃ごみに含まれるプラスチック類)の焼却

一般廃棄物(可燃ごみに含まれるプラスチック類)の焼却に伴う二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量は電気の使用に伴う排出量に次いで多く、総排出量のうち約3割を占めています。

リサイクルやごみ分別を徹底するといった、ごみの発生そのものを抑制する取組を進め、一般廃棄物の焼却に伴う排出量を減らすことが必要です。

#### ③燃料の使用

A 重油・灯油・液化石油ガス(LPG)の使用に伴う二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量は、総排出量のうち約2割を占めています。特にA重油の使用に伴う排出量は、燃料全体の中で最も多く、主に温泉関連施設や斎場から排出されています。

可能な限り燃料使用を抑制するとともに、設備の効率的な運用や更新などの取組を進め、燃料の使用に伴う排出量の削減を図ることが必要です。

## 2. 温室効果ガス排出量の削減目標

### 2.1 目標設定の考え方

事務事業編の温室効果ガス排出量の削減目標設定の考え方は、区域施策編同様、国の削減目標を考慮したうえで設定するものとします。

ただし、国の削減目標は、2013（平成 25）年度を基準としているため、本町の 2013（平成 25）年度における温室効果ガス排出量を推計し、これを基に削減目標を設定します。

#### ■ 国の削減目標

国の「政府実行計画」において、政府の事務・事業に係る温室効果ガス排出量を、2013（平成 25）年度比で以下に示すとおり削減する目標を掲げています。

- 2030（令和 12）年度まで：50%削減
- 2035（令和 17）年度まで：65%削減
- 2040（令和 22）年度まで：79%削減

#### ■ 静岡県の削減目標【参考】

「静岡県庁温室効果ガス削減アクションプラン（静岡県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、静岡県の事務・事業に係る温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で 55%削減することを目標として掲げています。

#### ■ 本町の 2013（平成 25）年度における温室効果ガス排出量（推計値）

本町の 2013（平成 25）年度における温室効果ガス排出量は、国の削減目標（2030（令和 12）年度までに 50%削減）の達成に向けて、直線的に削減が進んだと仮定し、基準年度の実績値から逆算して推計します。

その結果、2013（平成 25）年度の事務・事業における温室効果ガス排出量は 6,555t-CO<sub>2</sub> と算出されます。

## 2.2 温室効果ガス排出量の削減目標

算出した2013(平成25)年度の温室効果ガス排出量(6,555t-CO<sub>2</sub>)に国の削減率を適用し、各年度の目標排出量を算出したところ、それぞれ3,277t-CO<sub>2</sub>及び2,294t-CO<sub>2</sub>、1,376t-CO<sub>2</sub>となります。

したがって、本町の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減目標は、基準年度対比でそれぞれ26.1%及び48.3%、69.0%の削減と設定します。

### 【本町の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減目標】 (2024(令和6)年度比)

- 2030(令和12)年度に **26.1%削減(1,157t-CO<sub>2</sub>削減)**
- 2035(令和17)年度に **48.3%削減(2,140t-CO<sub>2</sub>削減)**
- 2040(令和22)年度に **69.0%削減(3,058t-CO<sub>2</sub>削減)**
- 2050(令和32)年度に **ネット・ゼロを目指す**

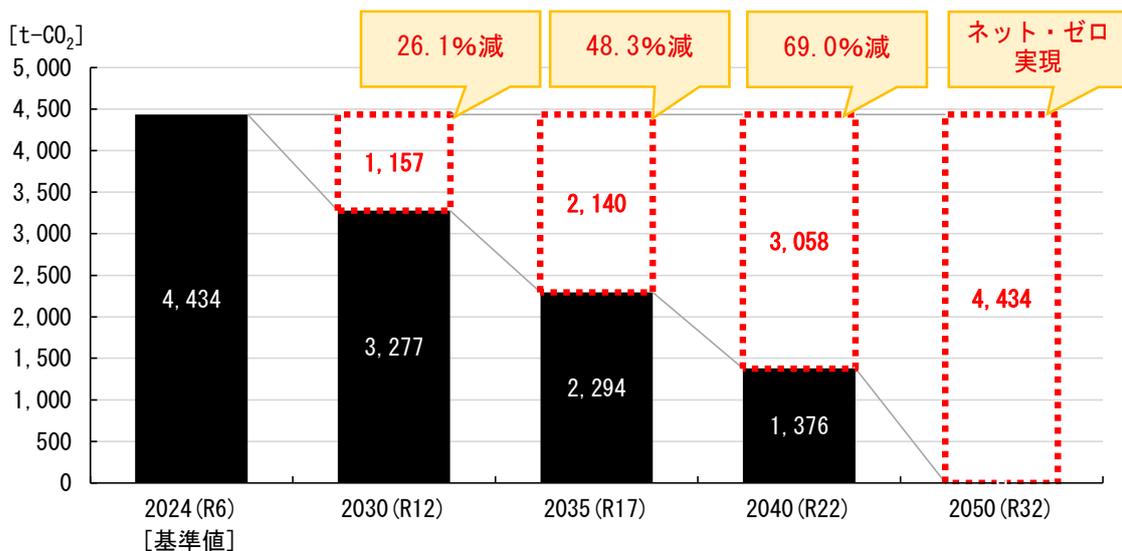


図 3-4 本町の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減目標

## 2.3 温室効果ガス排出量の削減見込み

本町の事務・事業における温室効果ガス排出量を削減するための主な対策としては、以下に示す3つの対策があり、これら全てを実施した場合の削減効果は、1,078 t-CO<sub>2</sub>と推計されます。

事務事業編の削減目標を達成するためには、これらの取組を確実に実行することに加え、さらなる施策の推進が必要です。

また、2035（令和17）年度目標（48.3%削減）及び2040（令和22）年度目標（69.0%削減）の達成に向けては、国の方針と同様に弛まらず着実に歩むことが必要不可欠です。

### 対策①：LED照明への転換

公共施設の直管蛍光灯をLEDにした場合の削減量を試算

### 対策②：再生可能エネルギーの導入拡大に伴う電気排出係数の低減

再生可能エネルギーの導入が拡大する等、電気の温室効果ガス排出係数が低減することに伴う削減量を試算

### 対策③：ごみの減量化による削減

ごみの減量目標が達成された場合の削減量を試算

表 3-14 主要な対策による削減効果

	2024 (令和6) 年度 基準値	削減効果				削減効果 を加味した 2030 (令和12) 年度
		LED照明 への転換	電気の 低炭素化	ごみ減量化	まとめ	
温室効果ガス 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	4,434	▲132	▲754	▲192	▲1,078	3,356
割合	—	▲3.0%	▲17.0%	▲4.3%	▲24.3%	▲24.3%

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

## 第3章 目標達成に向けた取組

### 1. 基本方針

事務事業編で掲げる温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて、以下に示す4つの基本方針に紐付いた施策を推進します。

#### 【事務事業編の基本方針】

##### 基本方針1：省エネ行動の徹底

全ての公共施設・事務事業において、省エネ行動やDX活用、省資源化、エコドライブ等の取組を徹底します。

##### 基本方針2：公共施設等の脱炭素化の推進

公共施設等について、省エネ機器への更新、建物の省エネ化、次世代自動車への転換、再生可能エネルギー設備の導入等の取組を推進します。

##### 基本方針3：その他の温室効果ガス削減に資する取組の推進

再エネ由来電力の調達、カーボンオフセットなど、温室効果ガス削減に資する取組を推進します。

##### 基本方針4：職員の脱炭素に係る意識醸成と情報発信

職員一人ひとりの環境意識を高め、主体的な行動を促すことで、リーダーシップを発揮します。

## 2. 目標達成に向けた取組

### 基本方針

# 1

## 省エネ行動の徹底

全ての公共施設・事務事業において、省エネ行動や DX 活用、省資源化、エコドライブ等の取組を徹底します。

### 施策 1-1 適切かつ効率的な機器の運用

照明・OA 機器・空調・給湯機器等の設備を効率的に運用し、エネルギー消費の抑制を図ります。

#### 《主な内容》

#### 【職員の取組】

#### ■ 照明の適切な管理

- 晴天時には、自然光を活用し、不要な照明を消灯します
- 会議室、給湯室等の断続使用スペースでは、その都度照明を消灯します
- 昼休みや閉庁後は、業務に必要な箇所を除き照明を消灯します

#### ■ 空調の適切な使用

- 空調使用時は、国の推奨値を参考に、夏季は高め、冬季は低めの設定温度とし、設定温度を守るよう努めます
- 自然光や自然風を積極的に取り入れるとともに、冷房時にはブラインド等で日差しを遮ります
- 夏季における「クールビズ」、冬季における「ウォームビズ」を励行します

#### ■ OA 機器の省エネ運用

- PC やプリンタ等の OA 機器は、省エネモードを設定し、長時間離席時は業務に支障のない範囲で電源を切るようにします
- パソコンモニターの輝度を業務に支障のない範囲で下げます
- 低電力モード機能を搭載している OA 機器、電気製品は、低電力モードに設定を行い使用します

#### ■ その他の省エネ行動

- 原則としてエレベーターは使用せず、階段を利用します
- 長期間に渡り機器を利用しないときは、業務に支障のない範囲で主電源を切る、または電源プラグを抜いておきます

#### 【施設管理者の取組】

#### ■ 照明設備の管理・改善

- 照明スイッチに点灯範囲を明示し、不要な一斉点灯が起きないようにします
- 照明器具の清掃、適正な時期での器具の交換を実施します

#### ■ 空調設備の管理・改善

- 空調設備のフィルター清掃・点検を定期的に行い、効率低下を防ぎます
- 空調機器の運用マニュアルを作成し統一した運用をします

- 
- 室内温度や外気温を測定し、空調機器の使用や温度設定の参考とします
  - 電力使用の最適化
    - 年間電気使用データに基づき、施設ごとのピーク時の電力使用量の抑制に努めます
  - 適切な保守・管理
    - 設備の保守・管理を適切に実施し、エネルギー効率の低下を防ぐよう努めます
- 

## 施策 1-2 DX の活用や事務事業の効率化

DX・ICT の活用により、移動に伴うエネルギー消費や紙等の資源の使用を抑制するとともに、事務事業の効率化を図ります。

《主な内容》

### 【職員の取組】

- 会議のオンライン化
  - 会議の開催・参加にあたっては、対面の必要性を吟味し、可能な限り Web 会議を活用します
- 行政手続のデジタル化
  - 申請や届出等について、オンライン化や押印省略を進め、来庁・郵送に伴うエネルギー使用の削減を図ります
- 柔軟な働き方の推進
  - 感染症など非常時において業務を継続する必要性や柔軟な働き方を推進するため、平時からテレワークに適應できるよう準備します

### 【施設管理者の取組】

- ICT 環境の整備
    - Web 会議やテレワークが可能な ICT 環境の整備を進めます
    - デジタル技術を活用し、組織や事業の成長を推進します
-

### 施策 1-3 エコドライブの徹底

公用車の使用時にはエコドライブを徹底し、燃料使用の抑制を図ります。

《主な内容》

#### 【職員の取組】

- 公用車利用の適正化
  - 近距離移動では、徒歩や自転車、公共交通の利用を優先します
  - 近距離の場合は、通勤時においても可能な限り徒歩や自転車で移動します
- エコドライブの実践
  - 走行時は、急発進・急加速を避け、滑らかな運転を心がけます
  - 同じ目的地へ向かう場合は、相乗りを行います
  - 事前に綿密なルート確認を行い、無駄な走行を避けます
- 車両管理の適正化
  - 荷物の積みっぱなしを避け、不要な荷物は下ろします
  - 荷物の積み降ろし等で車を降りる際はエンジンを切ります
  - カーエアコンについて、こまめにオン、オフするなど適切な温度調整を心掛けます

#### 【施設管理者の取組】

- 車両の適切な整備
  - タイヤの空気圧点検等、適切な車両整備を実施します

## 施策 1-4 省資源の徹底

用紙・物品・水の使用削減やごみの減量・リサイクルを進めることで、間接的なエネルギー消費及び温室効果ガス排出の抑制につなげます。

《主な内容》

### 【職員の取組】

#### ■ 用紙使用の削減

- 可能な限りペーパーレス化に努めます
- 印刷時はプレビューで内容を確認し、不要な印刷を防ぎます
- 可能な限り集約印刷・両面印刷・裏紙利用を行います
- 資料作成部数を必要最小限とします
- ミスコピー等は、裏面利用用紙、メモ用紙として再利用します

#### ■ 廃棄物の削減・リサイクル

- ごみ排出時には分別を徹底し、資源化できるものはリサイクルします
- 排出するごみの量を意識し、減量化に努めます
- 購入の必要性を再考し、購入量を減らします
- 使い捨て製品・容器の購入・使用を自粛します

#### ■ 節水の実践

- 洗面所等で節水を心掛けます
- 日常的に洗面所や流しにおける節水を励行します

### 【施設管理者の取組】

#### ■ 物品調達の適正化

- コピー機・プリンタ等の集約や機器台数の適正化を進めます

#### ■ 節水設備の導入

- 水漏れの点検・修繕を実施します
- 施設利用者に対して節水を呼び掛けます

#### ■ 資源の有効活用

- ペーパーレス化や集約印刷を推進するなど、用紙使用の抑制を促進します
- 物品の共有化を推進します
- 排出された資源、ごみを適切に処分します

公共施設等について、省エネ機器への更新、建物の省エネ化、次世代自動車への転換、再生可能エネルギー設備の導入等の取組を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

なお、公共施設の脱炭素化に関しては、「西伊豆町公共施設等総合管理計画」を考慮しながら推進するものとします。

### 施策 2-1 高効率機器への更新

設備更新時には、高効率設備を積極的に導入し、エネルギー消費の削減に努めます。

《主な内容》

【施設管理者の取組】

- 高効率設備の積極的な導入
  - 高効率エアコンや高効率ボイラー、LED 照明等、エネルギー効率の高い機器への更新に努めます
  - 自動調光システムや人感センサー付き照明など、エネルギー消費を最適化する制御機器への更新に努めます
  - 設備・機器導入の際には、環境省の定める LD-Tech 認定製品（先導的な脱炭素化技術）、BAT（利用可能な最善の手法）等、省エネ性能・環境性能の高い設備機器・技術などに倣い、より高度な技術の導入に努めます
- 化石燃料からの転換
  - 再生可能エネルギーや、二酸化炭素排出量の少ない燃料を利用する設備への更新に努めます

### 施策 2-2 建築物の省エネ化・ZEB 化

建物自体の省エネ性能の向上により、冷暖房等の機器の使用に伴うエネルギー消費の削減に努めます。また、最大限 ZEB 化を目指します。

《主な内容》

【施設管理者の取組】

- 省エネ改修の推進
  - 建築物の断熱化やブラインドの設置など、省エネ改修の検討を推進します
- エネルギー管理システムの導入
  - BEMS（ビルのエネルギー管理システム）やデマンド監視装置を導入し、エネルギー機器・設備の運転やエネルギー使用状況を監視・管理するよう努めます

### 施策 2-3 電気自動車等の次世代自動車への転換

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車といった次世代自動車への転換に努めるとともに、充電インフラの整備についても検討を進めます。

《主な内容》

【施設管理者の取組】

- 次世代自動車の導入
  - 公用車の新規導入・更新をするときは、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車といった次世代自動車を積極的に導入するよう努めます
- 充電インフラの整備
  - 電気自動車の急速充電スタンド等のインフラ整備をはじめ、太陽光等の再生可能エネルギーを利用した充電スタンドの整備についても検討します

### 施策 2-4 再生可能エネルギー設備の積極的な導入

公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を積極的に推進し、再生可能エネルギーの最大限の活用を図ります。

《主な内容》

【施設管理者の取組】

- 太陽光発電設備等の導入
  - 公共施設の新築や建替え時は、太陽光発電設備等の最大限の導入を目指すとともに、既存の公共施設についても、施設の状態や再編の予定を考慮しながら、太陽光発電設備等の最大限の導入を目指します
- 町有地への再生設備導入
  - 町有地への太陽光発電設備等の導入を検討します
- 蓄電池の導入
  - 再生可能エネルギー設備の導入に合わせて、災害時の非常用電源として有効である蓄電池の導入も検討します

再生エネルギー由来電力の調達、カーボンオフセットなど、温室効果ガス削減に資する取組を推進します。

### 施策 3-1 環境配慮型の電力調達

環境に配慮した電力の調達に努め、電力使用に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めます。

《主な内容》

【施設管理者の取組】

- 電力の購入先は、CO<sub>2</sub> 排出原単位についても配慮しながら検討します

### 施策 3-2 カーボンオフセットの活用検討

自らの活動で排出した温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な部分については、オフセットすることを検討します。

《主な内容》

【施設管理者の取組】

- 自らの活動で排出した温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な部分については、J-クレジット制度等を活用したオフセットを検討します

職員一人ひとりの環境意識を高め、主体的な行動を促すことで、リーダーシップを発揮します。

#### 施策 4-1 職員の環境意識の向上

職員一人ひとりが温暖化対策の重要性と自らの役割を理解し、率先して取組を進めるよう意識の向上を図ります。

《主な内容》

【職員の取組】

- 研修・講演会等への積極的な参加
  - 脱炭素に関する研修や講演会等に積極的に参加し、脱炭素に関する知見を深めます

【施設管理者の取組】

- 情報共有
  - 脱炭素に関する情報を職員に共有します
  - 庁内の優れた脱炭素の取組を全庁で共有し、水平展開を図ります
- 補助制度や支援制度の活用検討
  - 業務に関連する温暖化対策の補助制度や支援制度を調査し、活用の検討を行います

#### 施策 4-2 脱炭素に係る積極的な情報展開

事務事業編の進捗状況や脱炭素に関する情報を積極的に発信し、職員の意識向上を図るとともに、町民・事業者の脱炭素に係る意識の醸成も目指します。

《主な内容》

【施設管理者の取組】

- 事務事業編の進捗状況や脱炭素に関する情報を、町ホームページや広報紙で定期的に公表します

# 第4章 計画の推進と進行管理

## 1. 計画の推進体制

事務事業編で掲げた目標を達成するために、図 3-5 に示す計画の推進体制を構築し、継続的な地球温暖化対策の推進を図ります。

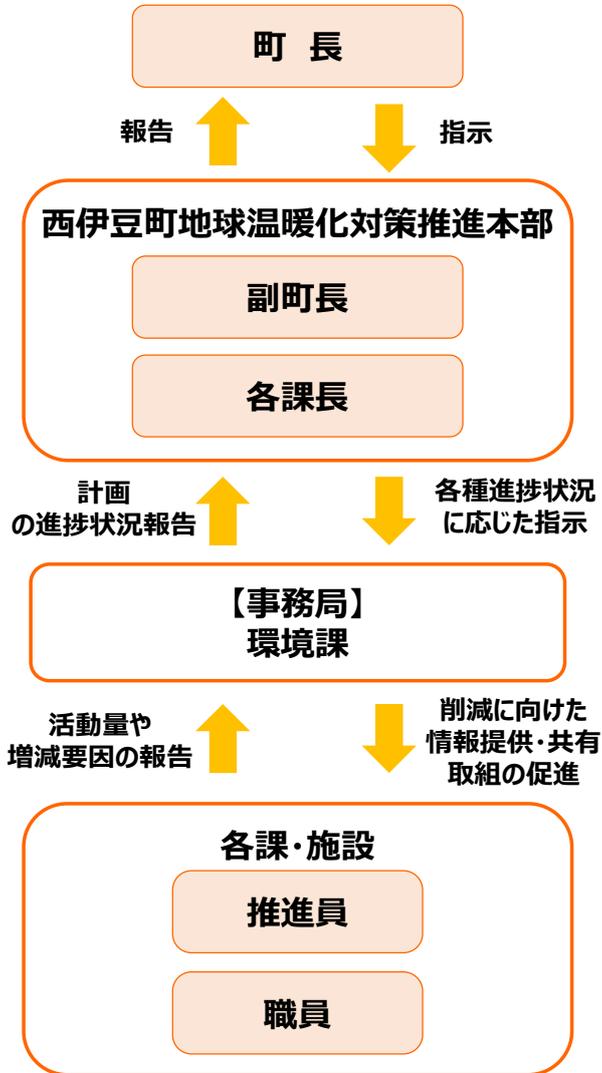


図 3-5 計画の推進体制

表 3-15 各組織の主たる役割

各組織	主たる役割
町長	本町における地球温暖化対策の総指揮を執る
西伊豆町地球温暖化対策推進本部	事務事業編の推進に関わる施策決定を行うとともに、温室効果ガス排出状況、地球温暖化対策への取組状況等の報告を受け、対応策等について適宜指示する
事務局	事務事業編の運用状況に関する調査結果をとりまとめるとともに、事務事業編に関する庁内の対外的な窓口の役割を担う
推進員	事務事業編の推進にあたって、各課・施設内で中心的な役割を担い、基礎調査（活動量・排出量・増減要因等）や課内・施設内の職員への連絡などの実務を行う
各課・施設	事務事業編の取組を推進する

## 2. 進行管理

事務事業編は、PDCA サイクルを活用した図 3-6 に示す手順に沿って、管理及び運用を図るものとします。

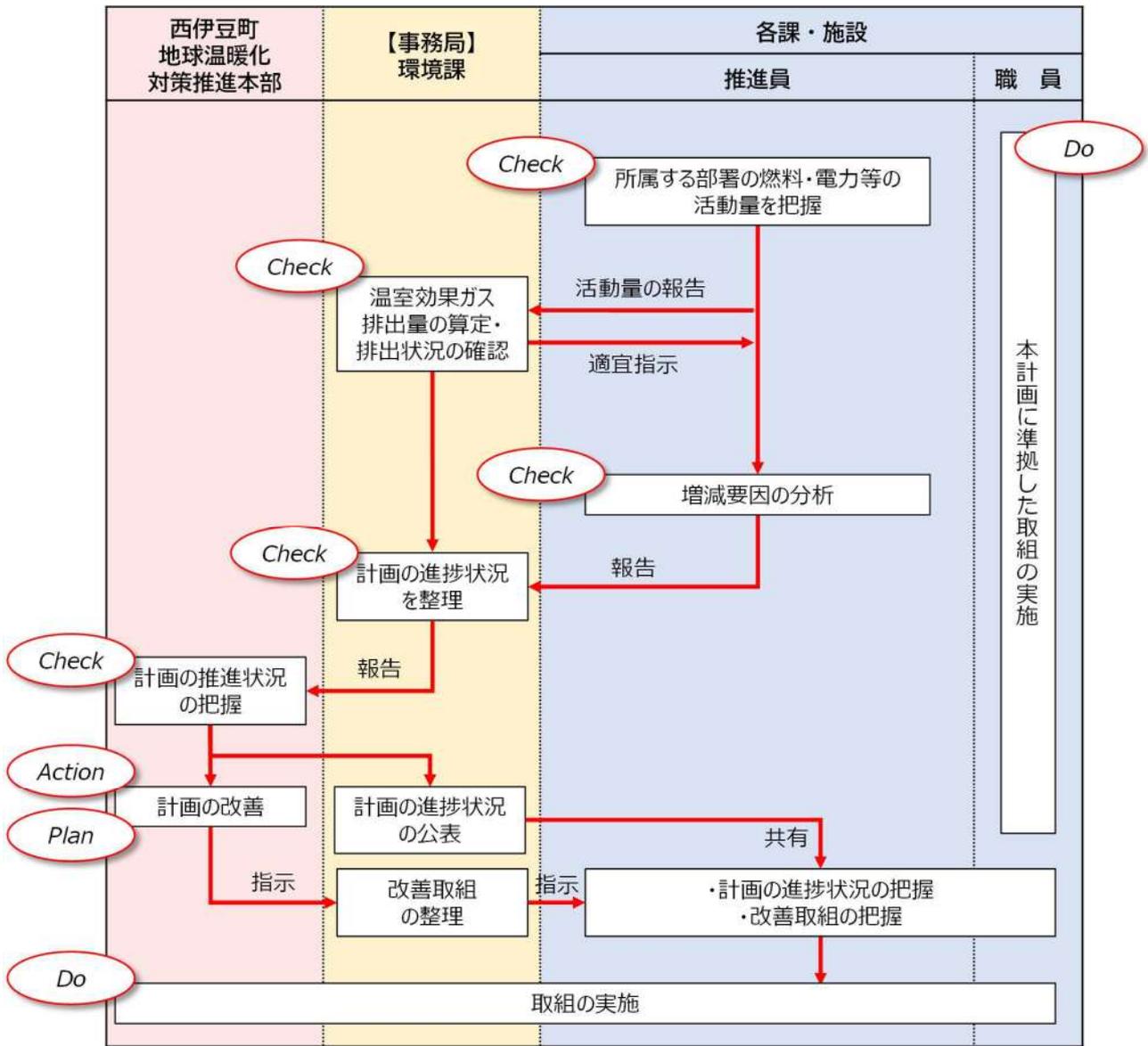


図 3-6 事務事業編の管理及び運用手順

## 3. 進捗状況の公表

事務事業編の実施状況については、その透明性を確保するとともに、住民等との情報共有を図る観点から、原則として年1回以上、西伊豆町地球温暖化対策推進本部等を開催し、各年度における温室効果ガス排出量および基準年度比・前年度比の削減状況の公表を行います。

また、設備更新や再生可能エネルギーの導入、運用改善の取組など、代表的な事例を紹介するとともに、実施状況の評価、顕在化した課題および今後の対応方針等をあわせて示します。



## 西伊豆町地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)(案)

---

令和8年 月

発行:西伊豆町

〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科 401 番地の1

TEL:0558-52-1111 FAX:0558-52-1906

URL:<https://www.town.nishiizu.shizuoka.jp>

---